

史跡米子城跡 整備基本計画

平成31年（2019年）3月

鳥取県米子市



北東上空から見る米子城跡本丸



米子城天守（手前）と四重櫓（奥）の石垣



三の丸（湊山球場）から見る二の丸高石垣と天守石垣

上：樹木伐採前（平成 30 年(2018)7 月） 下：伐採後（同年 11 月）

序 文

よなごじょう
米子城は、天正19年(1591)頃に吉川広家が築城を開始し、慶長7年(1602)頃中村一
ただ
忠によって完成したといわれる、山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城
郭です。海に面した湊山を中心に、中世の砦と伝えられる飯山を取り込んで築かれた
特色のある平山城で、山頂に大小二つの天守を連ね、「山陰隨一の名城」とも称され
る壯麗な城であったといわれています。

現在、当時の建造物はすべて失われていますが、城の縄張りや石垣などは往時の姿
をよくとどめており、平成18年に国指定史跡「米子城跡」として指定を受けました。

天守跡からは秀峰大山や日本海、隠岐、米子市街地、弓ヶ浜、中海、中国山地など
の360度のパノラマが展開し、本市中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとして
多くの市民、来訪者に親しまれています。

本市では、この米子城跡が有する価値を明らかにし、適切な保存管理を行うための
基本方針や取扱方法、活用整備に関する方向性などを示すために、平成29年(20
17)3月に「史跡米子城跡保存活用計画」を策定しました。この度、保存活用計画
の内容を踏まえつつ、今後の整備の基本的な考え方と方向性を示すために、市民や
様々な分野の学識経験者で構成する「史跡米子城跡整備検討委員会」を設置し検討を
重ね、「史跡米子城跡整備基本計画」を策定いたしました。

今後は、保存活用計画及び本計画を指針として、史跡米子城跡を確実に保存・管理
し、後世にしっかりと継承するとともに、より多くの人に米子城跡に来ていただき、
その価値や魅力について理解を深めていただけるよう活用・整備を図ってまいりたい
と考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました
市民の皆さん、長期にわたり様々な視点でご検討いただきました整備検討委員会
の委員の皆さん、ご指導、ご助言をいただきました文化庁、鳥取県教育委員会、鳥取
県埋蔵文化財センターなどご協力をいただきました関係各位に心から厚くお礼申し
上げます。

平成31年(2019)3月

米子市長 伊木 隆司

例　　言

- 1 本書は、国指定史跡米子城跡（鳥取県米子市）に関する整備基本計画の策定報告書である。
- 2 策定にあたっては「平成 30 年度国宝重要文化財等保存整備費補助金」を活用して米子市が平成 30 年度に事業を実施した。対象事業は「史跡米子城跡 歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業」である。
- 3 本計画は、基本的には米子城跡のうち「内堀の内側（内堀を含む）」を対象区域としているが、現在の国史跡指定地（平成 18 年 1 月指定）を中心に検討を進め、必要に応じて史跡指定地外の城域に関する事項についても検討している。また、周知の埋蔵文化財包蔵地である外堀より内側の城域を検討対象とした事項もある。
- 4 本事業実施に先立ち、平成 27 年度に史跡指定地を中心とする米子城跡の測量調査（縮尺 1000 分の 1）を実施し、その成果を受けて平成 28 年度に史跡米子城跡保存活用計画を策定し、これに基づいて本計画の策定を行った。
- 5 策定にあたっては、文化庁、鳥取県教育委員会事務局文化財課、鳥取県埋蔵文化財センターの指導助言のもと、米子市教育委員会が史跡米子城跡整備検討委員会を平成 29 年度に設置し、委員の意見を受けた。また、各委員には、委員会での協議以外において、専門的見地からの指導を現地等で隨時いただいた。
- 6 本書に掲載した図版は、米子市教育委員会及び米子市において作成したものを中心を使用したが、一部で既知の文献や業績の成果を使用させていただいた。
- 7 本書にかかる諸記録は、米子市経済部文化観光局文化振興課において保管している。
- 8 本報告書編集等の関連業務の一部を株式会社都市景観設計に委託した。
- 9 計画策定にあたり、文化庁、鳥取県教育委員会、鳥取県埋蔵文化財センター、鳥取県立博物館、鳥取市教育委員会、安来市教育委員会、米子市立山陰歴史館、米子市埋蔵文化財センターから協力と助言をいただいた。

目 次

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 整備基本計画策定の経緯	1
第2節 整備基本計画策定の目的等	1
1 整備基本計画策定の背景	1
2 整備基本計画策定の目的	4
3 整備基本計画の対象範囲	4
第3節 上位・関連計画	7
第4節 整備検討委員会の設置と経過	12

第2章 米子城跡を取り巻く環境

第1節 自然、地理的環境	16
1 立地	16
2 植生	16
3 動物相	18
第2節 社会的環境	19
1 米子市の市勢	19
2 交通	19
3 文化観光資源の分布状況	20
4 法規制の状況	22
第3節 歴史的環境	25
1 時代概説	25
2 周辺の主な城館遺跡	28

第3章 米子城の概要

第1節 米子城の歴史	30
第2節 米子城の構造	37
第3節 これまでの調査概要	41
1 既往の発掘調査	41
2 保存整備事業に伴う内容確認調査	47
3 石垣調査	53

第4章 指定状況

第1節 史跡指定に至る経緯	56
第2節 指定の状況	57
1 指定告示及び指定理由	57
2 指定説明	59
第3節 指定地の状況	60
1 土地等の所有関係	60
2 管理団体の指定	60
3 公有化の経緯	60

第5章 史跡の現状と課題

第1節 調査研究の現状と課題	61
1 調査研究	61
2 石垣変位調査	61

3 地盤調査	62
第2節 保存整備の現状と課題	62
1 保存整備全般について	62
2 個別整備について(便益施設等)	63
3 個別整備について(各種案内板、順路誘導標識等)	64
4 史跡指定地外の区域について (三の丸・内堀・深浦・出山・飯山(采女丸)等)	64
第3節 活用整備の現状と課題	66
第6章 整備の理念と基本方針	
第1節 史跡米子城跡の位置づけ	68
第2節 大綱及び基本方針	69
第3節 整備の理念、基本方針	70
第7章 整備基本計画	
第1節 ゾーニング計画	73
1 地区区分の設定	73
2 整備の方向性	76
第2節 整備計画	77
1 調査研究計画	77
2 遺構保存のための整備計画	78
3 活用のための整備計画	99
4 各地区の整備計画	119
5 復元整備の考え方	136
第3節 公開活用計画	145
第4節 運営体制計画	148
第8章 事業計画	
第1節 整備計画	149
1 短期整備計画	149
2 中期整備計画	151
3 長期整備計画	152
4 事業費の想定	153
第2節 完成予想図	155
※参考文献	158

附編 関係資料	
資料1 文化財保護に係る関連法令	159
資料2 米子城絵図	172
資料3 米子市指定有形文化財（建造物）旧小原家長屋門について	176
資料4 米子城鳥瞰図（推定復元）	182
資料5 米子城の構造	183

史跡米子城跡整備基本計画の構成

本計画は、『史跡米子城跡保存活用計画(平成29年3月)』で示した、米子城跡の保存活用における基本的な考え方を踏まえ、米子城跡の適切な保存並びに活用を図るための整備基本計画である。その構成と内容を以下に示す。

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

本基本計画を策定するに至った経緯と目的を明確にし、さらに計画策定するにあたって、米子市の施策展開のなかで本計画の位置づけを整理した。また、本計画策定にあたっての整備検討委員会の設置、検討の経過を示した。

第2章 米子城跡を取り巻く環境

米子城跡をとりまく自然・地理的環境、社会的環境、歴史的環境を整理し、城跡整備の計画にあたり把握しておくべき周辺環境の情報を整理した。

第3章 米子城跡の概要

米子城跡の歴史、構造、これまでの調査概要等、今後の米子城跡の保存と活用にむけた基本的な情報を掲載した。

第4章 指定状況

米子城跡の国史跡指定に関する基本的な情報を掲載した。

第5章 史跡の現状と課題

米子城跡の適切な保存・活用にむけて、調査研究・保存整備・活用整備の観点から、現状と課題を整理した。

第6章 整備の理念と基本方針

米子城跡の位置づけを明確にし、『史跡米子城跡保存活用計画』で示した米子城跡の望ましい将来像「大綱」及び基本方針を踏襲し、整備の基本方針を示した。

第7章 整備基本計画

遺構の性質や現在の土地利用等を考慮したゾーニングを踏襲し、各ゾーンの整備の方向性並びに、調査研究・遺構保存・活用のための整備計画と復元整備の基本的な考え方、さらに公開活用と運営体制の計画を示した。

第8章 事業計画

今後の米子城跡の整備事業について、段階的な事業の進め方を示した。

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 整備基本計画策定の経緯

米子城は、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭で、慶長7年(1602)頃完成したといわれており、松江城に先立つこと10年、山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭である。また、中世の砦と伝えられる飯山を取り込んで、湊山を中心に築かれた典型的な平山城の特色を備え、大小二つの天守を連ねる壯麗な城であった。城の縄張りは大きな改変を受けておらず、近世初期の城郭遺跡としての形態をよく残している。また、江戸時代を通じ、伯耆の政治的、経済的な中心として存在し、当地方の歴史理解の上で欠かすことのできない貴重な存在である。

さらに、関連する文献・絵図史料も豊富に残され、戦国末期から近世初期の築城技術を知るうえで重要であるとして、昭和52年(1977)4月には、本丸、内膳丸、二の丸を市指定史跡とし、その後、平成18年(2006)1月に、同じ範囲で国指定史跡の指定を受け現在に至っている。現在の史跡指定面積は135,131m²である(※公簿上の面積であり、概数)。

米子城は、中海に面する標高90.1mの湊山(城山)山上の本丸と山麓の二の丸・三の丸を中心に、背後に中海を有した湊山全体を天然の要害として築かれた平山城で、城跡は中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとなっている。石垣を残した城跡として、また市街地に残る豊かな自然環境を有する都市公園「湊山公園」の一画として、多くの来訪者に親しまれている。

明治時代になり、天守や門、櫓等の城郭を構成していた建造物や構築物が破却され、また、近代以降の土地利用により内堀は埋め立てられ、三の丸は、商業施設の建設等により市街化が進む等往時の姿は見られなくなっている。

昭和32年(1957)には、米子城跡の一部が都市公園(湊山公園)として都市計画決定され、それ以後は都市公園として整備が行われてきた。

文化財保護の取組みとしては、この間、発掘調査や石垣修復工事、園路整備等を実施してきたが、いずれも部分的かつ短期的、応急的な対処にとどまり、文化財として史跡が有する価値の保存を図る整備としては十分とはいえないものであった。

こうした状況の中で、米子城跡の保存や活用、整備、運営体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、『史跡米子城跡保存活用計画』を平成29年(2017)3月に策定した。

そして、この保存活用計画を踏まえ、史跡米子城跡の保存並びに活用に関する整備基本計画を策定することとなった。

第2節 整備基本計画策定の目的等

1 整備基本計画策定の背景

米子市には、古代から近代に至るまでの長い歴史や伝統、特色ある風土に育まれた歴史的文化遺産として、有形・無形の文化財が数多く存在している。文化財は、郷土に対する誇りや愛着を生み出すだけでなく、独自性をもった魅力ある地域づくりを進めるうえで欠かすことのできないものもあり、これを適切に保存し、次世代に継承していくことには大きな意義がある。

このため、さまざまな歴史的文化遺産について、国、県、市による指定文化財として保存を図

ることはもとより、調査研究等を行うことにより文化財の価値を高め、また、積極的に情報発信し利活用を図ることで、それらの魅力を伝え、市民や来訪者が楽しみながら学び、親しむことができる環境づくりに努めている。

さらには近年、歴史的文化遺産について、適切な保存・管理を行いつつ、それらを観光やまちづくりの重要なコンテンツのひとつとして活用する傾向もみられる等、それらを取り巻く社会情勢も大きく変わりつつある。

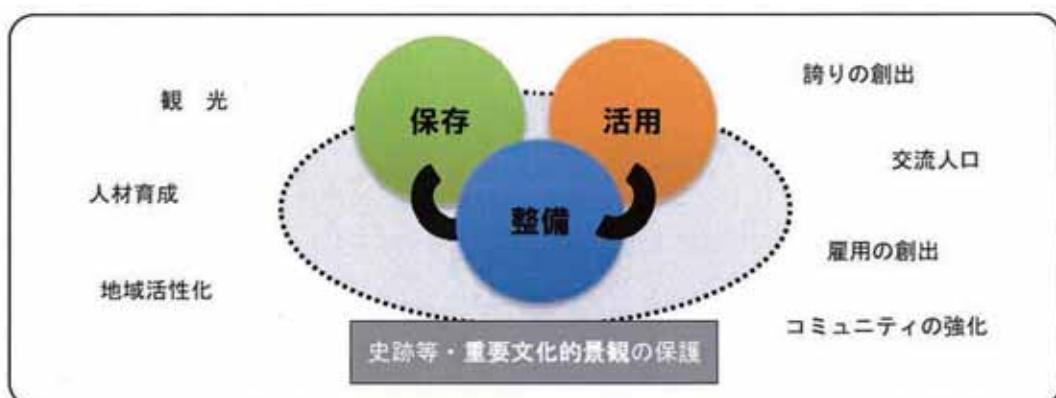
こうしたことから、地域を代表する歴史的文化遺産のひとつである史跡米子城跡の保存・管理・活用・整備を適切かつ確実に進めていくためには、施策（事業）の性質・段階に応じての計画策定が必要であり、その根幹になるものとして、下記に示す史跡等のマネジメント（文化財保護法でいう「保存・活用」を念頭に置いたうえで、もう少し広い概念として「持続可能性」・「実現可能性」・「地域とのかかわり」を含むもの）を適切に実施するうえで留意すべき事項を明示した保存活用計画が策定された。これを基に、今後の保存・活用に向けた整備の方針を定めた整備基本計画の策定が必要となった。

【史跡等のマネジメント】

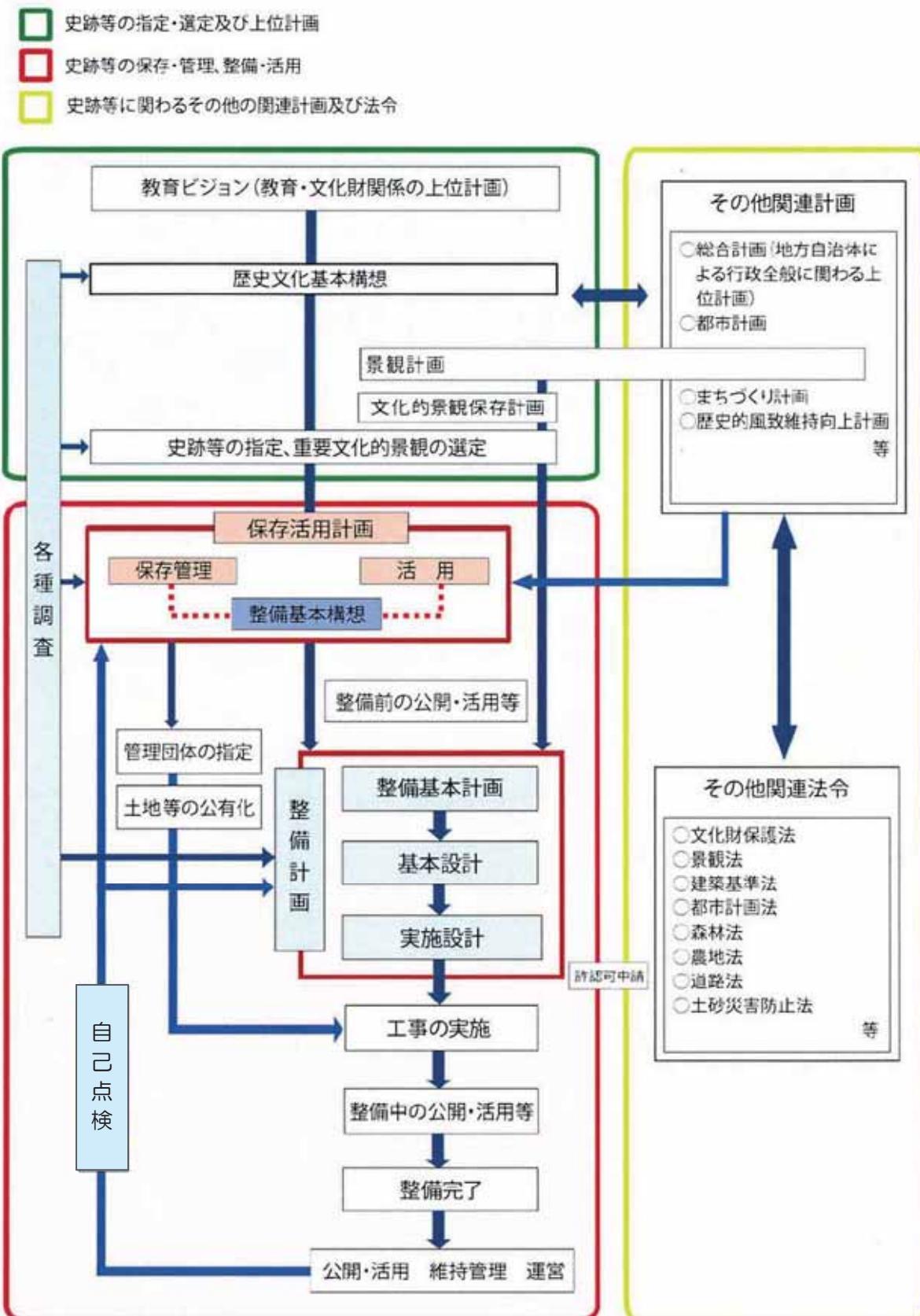
保存：史跡等の価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出すること。

活用：地域の人々がその価値を享受し、それを適切に現代社会に活かすこと。

整備：保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法。



■ 史跡等のマネジメントに関する保存・活用の流れ



「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書
平成27年3月 文化庁文化財部記念物課」より

2 整備基本計画策定の目的

『史跡米子城跡整備基本計画』とは

整備基本計画は、整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について詳しく示したものであり、保存活用計画に基づき示された整備基本構想において展望した事業の方向性・目標を踏まえ、適宜、見直しを行うとともに、より実現性の高い内容及び方法を肉付けし具体的に示したものである。

史跡米子城跡に関しては、平成 29 年 3 月に「史跡米子城跡保存活用計画」を策定し、その中で整備の基本構想を示した。その基本構想に検討を加え、本市の歴史や文化、まちづくりに資することを目的として、保存・活用を推進するために整備基本計画を策定するものである。

この整備基本計画は、「史跡米子城跡保存活用計画」において示された保存・活用の理念と基本方針に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産である米子城跡を適切に保存し、確実に次世代にその価値を継承するとともに、市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としてより魅力あるスポットとなるよう城跡の遺構群の視覚的な顕在化等を目指した具体的な整備の計画であり、今後の米子城跡の保存・活用の羅針盤となるものである。

整備基本計画策定後は、順次、基本設計→実施設計→整備工事と事業を進めていくことになる。

3 整備基本計画の対象範囲

(1) 対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、米子城跡の内堀の内側（内堀を含む内郭）の約 30ha とする。

(2) 対象範囲の現況

米子城跡は、本市中心市街地の西側にあり、中海に面する標高 90.1m の湊山及び東側の飯山を含めた独立丘陵を中心とし、丘陵裾部に三の丸、深浦郭、出山が展開している。

現在は、当時の建物は失われ、内堀はすべて埋め立てられており、湊山と飯山の間には国道 9 号が走っている。内堀の内側（内堀を含む内郭）にある三の丸は、市街化されており、鳥取大学医学部附属病院のほか、ホテルやスーパー・マーケット、ホームセンター、ガソリンスタンド等の商業施設が建設されているが、三の丸の中心部は湊山球場敷地となっている。深浦には、水軍の基地であった深浦郭があり、現在民間のスポーツ施設が設置されている。出山は地形を活かして、都市公園内における展望所的な機能を果たしている。

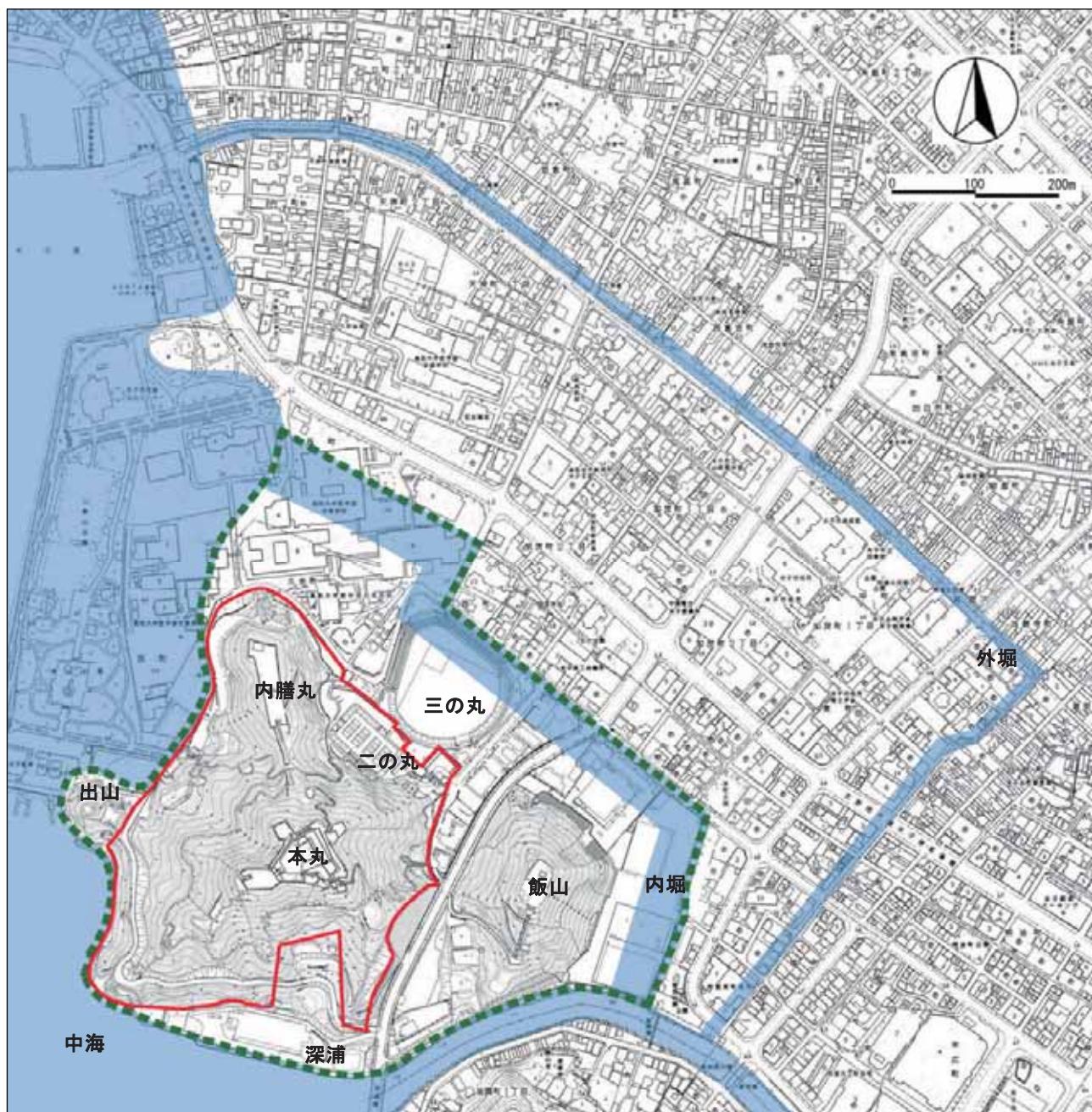
城跡の中心部分にあたる湊山では、二の丸に湊山庭球場があるものの、本丸、二の丸、内膳丸等の郭や石垣遺構が良好に残っている。二の丸の下段の一角には、外郭にあった武家屋敷の建物である旧小原家長屋門（市指定有形文化財）が移築保存されている。

湊山一帯の自然林は、多様な林層で林床植物も多く、中心市街地でありながら豊富な植生に恵まれている。生息する動物や野鳥も多く中海国設鳥獣保護区に指定されている。近年は、石垣遺構の保護及び来訪者、近隣施設の安全確保の観点から本丸周辺の一部の樹木伐採や枝落し等、樹木の維持管理が行われている。

また、中心市街地にあることから、土砂崩壊防備を目的とした保安林や、一部は急傾斜地崩壊危険箇所の指定を受けており、過去には、防災を目的とした治山工事や環境防災林整備工事が実施されている。

米子城への登城口（枡形）近くの弘法大師像を起点に、湊山の中腹を周回する散策ルートには、大正時代に四国八十八箇所の札所の寺々を勧請し、石仏 200 余体が設置された「城山大師八十八箇所石仏めぐり」コースがある。

なお、米子城跡の外周には、鳥取大学医学部附属病院、県立米子艇庫、湊山公園駐車場等へアクセスする市道があるが、内膳丸の山裾部分は幅員が狭く、歩道等の設置はない。また、湊山公園駐車場から深浦を経由して国道 9 号に至る周回道路は、車両の通行を制限し、散策者のための遊歩道及び湊山回遊線周回のトリムコースとして利用されている。



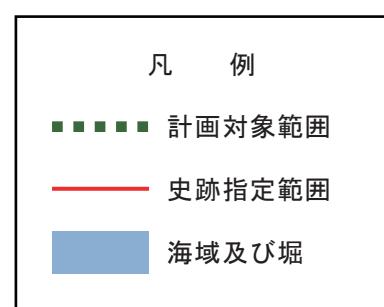
整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図（地形図）

凡　例

- ■ ■ ■ ■ 計画対象範囲
- 史跡指定範囲
- 海域及び堀



整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図（航空写真）



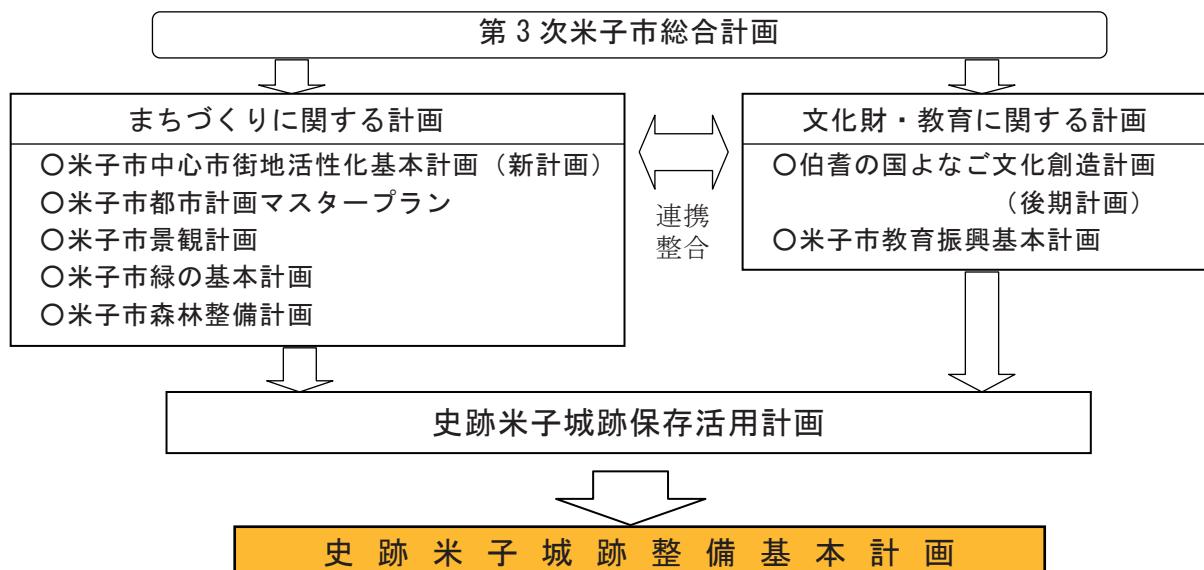
第3節 上位・関連計画

米子城跡の整備は、本市の最上位計画である「第3次米子市総合計画」において、まちづくりの目標の一つである「豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり」に向けた「文化財の保護と活用」に資するための主な施策の一つとして位置付けられるとともに、「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」においては、米子城跡整備事業を「米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの提供、様々なイベントの実施等多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進める事業」として位置付けている。

また、「中心市街地活性化基本計画（新計画）」においても、歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくりのための施策として取り込む等、米子城跡の保存活用については、次に示すように、総合計画を頂点とした本市のさまざまな分野における計画との関わりがある。

上位・関連計画一覧表

	名 称	内 容	策定・改訂年月
①	第3次米子市総合計画 米子いきいきプラン 2016	米子市の将来像・まちづくりの目標・基本方向・基本計画等を掲げている。	平成 27 年 12 月
②	伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）	「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、基本方針・主要施策を掲げている。	平成 25 年 10 月
③	米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）	米子市の中心市街地活性化の基本方針・目標・骨子等を掲げている。	平成 27 年 12 月
④	米子市景観計画	景観法及び米子市景観条例に基づき景観行政の区域、景観形成の基本方針等を定めている。	平成 21 年 11 月
⑤	米子市緑の基本計画	中長期的な観点で都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画を掲げている。	平成 17 年 3 月
⑥	よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスタープラン	旧米子市における都市計画に関する基本的な方針を掲げている。	平成 16 年 3 月
⑦	米子市教育振興基本計画	中長期的な視点で教育施策を実施していくため、教育の基本理念や基本施策を掲げている。	平成 29 年 3 月
⑧	米子市森林整備計画	計画的かつ適切な森林の整備、森林資源の管理を目的に、基本方針等を示している。	平成 27 年 4 月
⑨	史跡米子城跡保存活用計画	保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を示している。	平成 29 年 3 月
参考	史跡米子城跡整備基本構想案	中長期的な視点で、米子城跡の計画的な保存・整備を推進し、歴史公園としての施策の骨子を掲げている。策定後に凍結となっている。	平成 20 年 8 月



①第3次米子市総合計画 (米子市 平成27年(2015)12月)

米子市の将来像『生活充実都市・米子』のさらなるステップアップに向けて、平成28~37年度におけるまちづくりの総合的な指針を示すものである。市政の柱となる4つのまちづくりの目標の下にまちづくりの基本方向を定め、それについて、基本計画と主な施策を掲げている。これらのうち米子城跡の保存、活用等に関連するものは、次のとおりである。

	生活充実都市・米子
米子市の将来像	市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら、働く場があつて希望と誇りをもつて充実した生活を送ることのできるまち
まちづくりの目標	①『あした』がいきいき ②『ひと』がいきいき ③『こころ』がいきいき ④『ふるさと』がいきいき

まちづくりの目標	基 本 計 画	米子城跡の保存、活用等に関連する主な施策
『あした』がいきいき	観光資源の活用と発掘	・遺跡、史跡、文化財等歴史的価値を有する観光資源の活用 ・市民を対象とした地域の魅力再発見事業の推進と観光ガイド等の人材育成
	中心市街地活性化の推進	・歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくり
『こころ』がいきいき	文化財の保護と活用	・文化財の保護の充実 ・文化財の活用の推進
『ふるさと』がいきいき	良好な景観の維持・形成	・良好な景観の維持・形成
	都市公園・緑地の整備	・安心、安全に利用できる公園施設の環境の確保

②伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画） (米子市 平成25年(2013)10月)

「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、平成19年(2007)3月に「伯耆の国よなご文化創造計画」を策定した。その後、前期における進捗状況や成果、課題等を踏まえ、平成25年(2013)10月に、後期計画(平成25~31年度)を策定している。

後期計画では、次のとおり3つの基本方針の下に7つの主要施策を掲げており、そのうちの「歴史関連施設の整備・活用」における主要施策の一つとして、新たに米子城跡整備事業を掲げ、米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの場の提供、様々なイベントの実施等、多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進めることとしている。

基 本 方 針	主 要 施 策
(1) 文化活動・人材育成の推進	①歴史・文化資産の活用 ②文化芸術活動への支援 ③文化芸術に親しむ機会の提供
(2) 文化施設の整備・活用	①文化芸術施設の整備・活用 ②歴史関連施設の整備・活用
(3) 文化情報ネットワークの充実	①文化関係情報の充実 ②ネットワーク機能の充実

③米子市中心市街地活性化基本計画（新計画） (米子市 平成 27 年(2015)12 月)

J R 米子駅周辺、古くから形成されている商店街、城下町の町割りの跡が残る下町、米子城跡、自然資産である旧加茂川、歴史的・文化的遺産である寺町等を含んだ約 196ha の区域を「中心市街地」として、区域内の活性化を図ることとしている。

前基本計画の取組（平成 20 年 11 月～平成 26 年 3 月）の結果、課題の一つとして「歴史や文化、自然資源の活用が不十分」であることがあげられた。

そこで新計画（平成 27 年 12 月～平成 33 年 3 月）では、米子城跡整備事業を「人が集いにぎわうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するために必要な、「中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める事業」として位置付けているものである。



④米子市景観計画 (米子市 平成 21 年(2009)11 月)

米子市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定め、米子市の優れた景観資源を保全・継承、活用し、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを目指している。

市全域を「景観計画区域」とし、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」、「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」の 3 か所を景観形成重点区域としている。

中でも「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」は、商都米子の基礎を築いたまちであり、後藤家住宅や旧加茂川沿いの白壁土蔵、町屋筋、寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいが残る区域で、多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまちを景観形成の目標としている。

⑤米子市緑の基本計画 (米子市 平成 17 年(2005)3 月)

都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画で、米子市の緑全般に関する目標や方針を定め、平成 32 年(2020)までを計画期間とし、米子城跡が位置する中心市街地地域における「みどり」の将来像を、『花、緑との付き合いから人と人との付き合いを創りだす緑のまちづくり』としている。

米子城跡（湊山公園）については、良好な自然環境を形成しており、風致地区の指定を継続し、郷土景観を有する樹林地としての保全、育成、管理への展開が必要で、また市民のレクリエーションの拠点として、適切に保存と活用を図る必要があると掲げられている。

- ・米子城跡や旧加茂川・寺町周辺の歴史的な町並みと一体となった「商都米子」を象徴する緑を、市民の共有財産として将来へ引き継いでいくよう、その保存と育成を図る。
- ・良好な自然（自然植生）を有する粟嶋神社や湊山公園は、貴重なランドマークとしてその保全を図る。

⑥よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスターplan (米子市 平成 16 年(2004)3月)

都市計画マスターplanの理念を「自然・文化・人ふれあいのまちづくり」とし、都市整備の方針と地区別整備構想を掲げている。

米子城跡の位置する中心市街地地区については、以下の将来目標とまちづくりの基本的な考え方を示している。

将来目標	水と緑の中に歴史と伝統を活かし、市民が楽しく集い、内外との様々な交流があるにぎやかなまちづくりを目指す。
まちづくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的、文化的な資産や旧加茂川等の貴重な親水空間を活かした、うるおいのあるまちづくりを推進する。 ・商業、業務施設の集積、文化施設の立地と都市型住宅が調和した居住性の高い都市機能の形成を図ることにより、中心市街地の活性化を目指す。 ・道路や公園等の基盤施設の整備を図り、中心市街地として利便性の高い都市空間の形成を図る。

⑦米子市教育振興基本計画 (米子市教育委員会 平成 29 年(2017)3月)

米子市における教育の基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」と 4つの基本目標を示した「基本構想」及びそれらの基本目標を実現するための取組を示した「基本施策」を掲げているものである。

これらの中で米子城跡等の文化財に関連する施策は、「学ぶ楽しさのあるまち（子どもから大人まで一人一人に創造力と実践力が育まれるよう、様々な体験を通して発見や豊かな学びが獲得できる場の提供に努めるもの）」と「郷土で育む学びのあるまち（米子の豊かな自然や歴史・文化遺産を、保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力を発信し市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めるもの）」の 2 つの基本目標に掲げる基本施策の中で取組むものである。

基本目標	基本施策	施 策 の 概 要
学ぶ楽しさのあるまち	子どものための文化財の活用	文化財について、子どもたちが「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感し、理解を深めることができるよう、学校と連携しながら、本物に出会う学習機会の提供と自ら学ぶ子どもへの支援を行うとともに、課外活動や体験活動に対しても積極的に協力する。
	文化財を学ぶ環境づくり	市民が文化財に触れ、親しみながら学べるよう、文化財の価値や魅力等についての情報提供や資料提供に努めるとともに、生涯にわたって文化財について学べる環境づくりを進め、学んだことを地域社会でいかせるよう支援に努める。
郷土で育む学びのあるまち	歴史的文化遺産の保存・活用	地域にある自然や歴史、文化財を貴重な学習資源ととらえ、これらの保存・活用を図るとともに、調査、研究の成果を郷土学習や自然、歴史学習等の学校教育の場にいかす。
	文化財の保存・活用	文化財を身近なものとして感じ、文化財に親しむことができるよう、歴史・文化遺産を適切に保護、継承、活用していくとともに、その魅力や価値について周知を図り、理解を深めるため、情報発信等の取組を推進する。

⑧米子市森林整備計画 (米子市 平成27年(2015)4月)

森林法第10条の5第1項に基づき、米子市の森林整備の基本方針、森林施業の推進方策等を掲げている。

米子城跡の位置する湊山と飯山は、「保健文化機能維持増進森林」として位置付けられている。関連する基本方針等は以下のとおりである。

・地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

・森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとする。また、その適切な管理を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、その適切な管理を推進することとする。

⑨史跡米子城跡保存活用計画 (米子市教育委員会 平成29年(2017)3月)

保存については、文化財的価値を後世に確実に継承していくために必要な米子城跡の主要な価値（国の史跡に値する歴史的、文化財的、景観的な価値）や、米子城跡を構成する様々な要素の明確化、現状変更に関する取扱いをはじめとした保存の基本方針が定められている。

活用については、都市公園として市民や観光客の憩いの場、さらには、城跡の持つ魅力発信のソフト事業を展開する場として活用されているが、文化財としての保存と活用の両立、史跡の価値を活かした事業のあり方を検討している。

整備については、樹木の適切な管理、景観の確保、文化財の保全、便益施設の充実等の課題が挙げられている。

運営・体制については、文化財保護を担当する部局と都市公園としての維持管理を担当する部局の連携について検討した。

こうした状況の中で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、保存活用計画は策定された。

【参考】史跡米子城跡整備計画基本構想案 (米子城跡整備活用推進プロジェクトチーム 平成20年(2008)8月)

これまでの遺構調査や石垣修復工事、園路整備などを行ってきた経緯を踏まえつつ、中・長期的な視点に立って、史跡米子城跡の計画的な保存・整備を推進するとともに、歴史公園として良質な都市空間を創出するための施策の骨子を明らかにし、今後の整備計画や設計に向けての指針

として策定したものであるが、その後凍結となっている。

・米子城跡の整備方針

◆基本理念

中心市街地にあるかけがえのない歴史的文化的資産として米子城跡の保存・整備を推進するとともに、多くの市民に潤いや憩いを提供する貴重な都市空間を創出していくためのまちづくり事業として、行政と民間が一体となって取組む。

◆整備目標

- ①近世初頭の平山城の特徴をよく備えた国の史跡として、諸郭の遺構を中心に城跡の保存・整備・復元に努めること。
- ②中心市街地にある歴史公園として、都市に潤いを与える、多くの市民に憩いを提供するゆとり空間の創出に努めること。
- ③優れた眺望や石垣の景観等を活かし、来訪者にも米子市の代表的な景勝地としての魅力の向上に努めること。
- ④米子城跡を利活用したソフト事業等を企画し、多くの市民により身近で親しめる都市公園となるように努めること。

第4節 整備検討委員会の設置と経過

本計画の策定にあたって、米子市教育委員会では平成 29 年度に学識経験者や地域住民、公募による市民で構成される「史跡米子城跡整備検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、整備基本計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際しては、隨時、文化庁や鳥取県教育委員会事務局文化財課、鳥取県埋蔵文化財センターの指導・助言を得た。

平成 30 年(2018) 2 月から計 4 回検討委員会を開催し、これらの検討結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本整備基本計画を策定した。

整備検討委員会の構成、審議経過については次のとおりである。



整備検討委員会の様子

(第 3 回委員会：平成 30 年 12 月 3 日)

■ 史跡米子城跡整備検討委員会（定数15名）

史跡米子城跡整備検討委員会 委員一覧

氏 名	所属・役職等	備 考
植 田 和 年	久米町自治会長、就将公民館長	まちづくり
小 棕 弘 佳	米子工業高等専門学校建築学科准教授	都市計画
金 澤 雄 記	米子工業高等専門学校建築学科准教授	建築史
神 谷 要	米子水鳥公園ネイチャーセンター館長	動物学
川 越 博 行	米子観光まちづくり公社理事長	まちづくり
高 田 健 一	鳥取大学地域学部教授	考古学
田 中 秀 明	米子市文化財保護審議会長	文化財全般
辻 谷 由 美	米子市女性人材バンク、車尾公民館運営委員長	まちづくり
中 井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	城郭研究
永 松 大	鳥取大学農学部教授	植物学
野 島 讓	米子市観光協会長	観光振興
林 貞 男	公募委員	
福 田 憲 保	米子市中心市街地活性化協議会事務局長	まちづくり
前 角 達 也	公募委員	

1 任期 平成29年11月1日～平成31年3月31日（以降も設置）

2 指導助言機関

- ・文化庁
- ・鳥取県教育委員会事務局文化財課
- ・鳥取県埋蔵文化財センター

3 事務局

- ・米子市教育委員会事務局文化課（平成29年度）
- 米子市経済部文化観光局文化振興課（平成30年度、米子市機構改正による変更）

4 計画策定支援事業者

- ・株式会社 都市景観設計（大阪市中央区）

■史跡米子城跡整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡米子城跡の整備方針の立案に関する方針を定めるために必要な事項を検討するため、史跡米子城跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 史跡米子城跡の整備に関する基本的な計画を策定するために必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、史跡米子城跡の整備に関する方針を定めるために必要な事項
(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、米子市教育委員会事務局文化課において処理する。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

■史跡米子城跡整備基本計画策定に係る検討の経過

本整備基本計画策定事業は、平成30年度に国庫補助事業として採択され、検討委員会を4回開催し、検討を行った。また、策定期間内にパブリックコメント（市民意見公募）の実施、米子市文化財保護審議会、米子市教育委員会及び市議会への説明及び意見聴取等を実施した。

1 検討委員会

委員会	開催日	審議内容
第1回委員会	平成30年2月12日	・整備基本計画の概要 ・整備基本計画対象地域の現地視察 ・整備基本計画（素案）の内容検討
第2回委員会	平成30年6月29日	・整備基本計画（素案）の内容検討
第3回委員会	平成30年12月3日	・整備基本計画（素案）の内容検討
第4回委員会	平成31年2月24日	・整備基本計画（案）の内容検討 ・整備基本計画（案）の策定

2 パブリックコメント

史跡米子城跡整備基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施

【実施期間】平成30年12月26日から平成31年1月25日まで

3 市議会

(1) 全員協議会

平成30年12月19日(水) 史跡米子城跡整備基本計画（素案）について

(2) 都市経済委員会

平成31年2月15日(金) 史跡米子城跡整備基本計画（案）について

平成31年3月18日(月) 史跡米子城跡整備基本計画について

4 米子市文化財保護審議会

平成30年10月30日(火) 史跡米子城跡整備基本計画の策定について

平成31年2月22日(金) 史跡米子城跡整備基本計画(案)について

5 米子市教育委員会

平成29年10月26日(水) 史跡米子城跡整備検討委員の委嘱について

平成30年12月20日(木) 史跡米子城跡整備基本計画（素案）について

平成31年2月18日(月) 史跡米子城跡整備基本計画（案）について

平成31年3月26日(火) 史跡米子城跡整備基本計画について

第2章 米子城跡を取り巻く環境

第1節 自然、地理的環境

1 立地

国史跡米子城跡は、鳥取県米子市の中心市街地の西側、加茂町から久米町にかけて所在する近世城郭である。JR米子駅から北西 700m に位置し、城郭は中海に張り出した標高 90.1m の湊山を中心として築かれている。

米子市は、鳥取県最西端に位置し、東は大山西麓に接し、北は美保湾、西は中海に面している。市域の地形は、大きく分けて日野川下流域に広がる平野部と、それを取り囲む丘陵部に大別される。丘陵部は大山のほか中国山地から続く丘陵性山地と、大山火山に起因する火山性台地で構成される。日野川は、中国山地の道後山・三国山に源を発する一級河川で、大山の西麓を日本海に向かって北流し、米子市と日吉津村の境で日本海に注ぐ。米子平野は、日野川・法勝寺川・佐陀川により形成された、扇状地性の沖積平野である。平野部は旧地形を河川堆積物の多量の土砂で披覆して、現在の地形を形成している。日野川下流域から弓ヶ浜にかけては、日野川の沖積作用と日本海から寄せる大量の砂で幅約 4 km、長さ約 17 km の弓ヶ浜砂州が形成されている。丘陵南側には新加茂川流域に低湿地が展開している。この砂州により、市の北西には汽水湖である中海が形成されている。この中海は松江市の大橋川を通じて宍道湖に繋がっている。

米子城跡は、中海に面する湊山及び飯山に位置する。地形的には米子平野と砂州を取り囲む法勝寺丘陵性山地の西端が湊山にあたり、山の北側は流紋岩、南西側は安山岩で形成されている。飯山は湊山の東にある標高約 50m の山で、流紋岩からなる。かつては高温石英や低温石英（水晶）を産出した。丘陵先端部の中海に張り出した山頂に築かれた天守は、水運の要衝を占地して、城下を一望できる。

2 植生

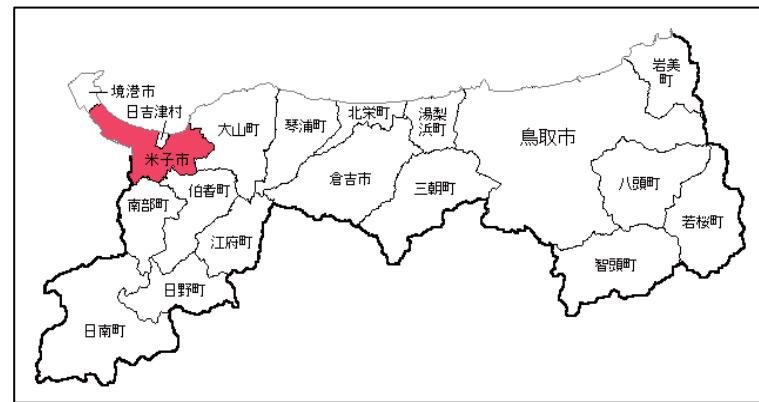
米子城跡の植生の特色は、中心市街地にありながら、シイ、カシの照葉樹林の極相林として自然度の高い森であることである。山稜部は起伏の多い地形のため植生は単純ではなく、各斜面によって構成種に違いがあり、シラカシ林・タブノキ林・カゴノキ林が接しながら混成し、特に高木は北東側にカゴノキ、南西側にタブノキ、南東側にシラカシが多く見られる。市内のほかのスダジイ林と異なる点は、高木・亜高木にカゴノキが多く見られることと、低木にアリドオシ属のコバノニセジュズネノキが見られることである。このコバノニセジュズネノキ・カゴノキ等の樹木は、中海に面する山や神社の社叢を特徴づける木である。南西側や北東側に群落を形成しているヤブツバキは湊山を代表する花で、北東側斜面に自生するヤブツバキは巨樹も多い。また、中海に面していることから、暖地要素のクロガネモチ・ヤマモモ・モッコク、海岸要素のヒメユズリハ・ヤブニッケイ・トベラ・マサキ、といった様々な要素を持った植物が生えていることも特徴的である。このうち、クロガネモチは島根県安来市十神山に自生が多い樹木であるが、米子以東では殆ど見られず、分布限界域を示す植物である。このように、米子城跡は米子市街地中心部に位置しているにもかかわらず、多様な在来種が見られ、市域本来の暖温帶照葉樹林特有の植生を保持していることがわかる。ただし、江戸時代の米子城絵図にはマツが主に描かれており、また明治 11 年(1878)頃の写真にも天守付近にはマツが生えていることから、現在の植生は、廃城

後の明治時代以降に形成された植生であると考えられる。

また、湊山公園入口には米子城築城時に植えられたといわれる「潮止め松」があり、市指定天然記念物に指定されている。



鳥取県の位置



米子市の位置



史跡米子城跡位置図



米子城跡周辺の地質図

	安山岩火山礫凝灰岩
	流紋岩熔岩
	流紋岩凝灰角礫岩及び火山礫凝灰岩
	流紋岩凝灰岩及び火山礫凝灰岩

3 動物相

米子城跡のある湊山の一帯は、標高 90.1mで、城の建物がなくなってから約 140 年が経ち、自然豊かな現況となっている。大型哺乳類はみられず、小・中型哺乳類、爬虫類、両生類、鳥類、昆虫類等の一般的な動物が生息している。一帯は、中海国設鳥獣保護区内にあり、都市に隣接する山としては植林や外来植物の侵入も少なく、自然林で覆われた貴重な暖帯林の森林特性を保ち、鳥類の好む果実を多くつけるため、野鳥類が多く生息する。

その他モグラ、トカゲ、ヘビ、カエル等の市内で一般的な哺乳類や爬虫類、両生類等が生息している。昆虫類では市内で一般的にみられるトンボや蝶、セミ等が生息する。蝶類はアオスジアゲハやスジグロシロチョウ等が見られ、カラスザンショウやエノキ等の食草付近では頻繁に観察することができる。

第2節 社会的環境

1 米子市の市勢

米子市は、鳥取県の西端、山陰のほぼ中央に位置し、北西部で境港市、西部で島根県安来市、南部で南部町・伯耆町、東部で大山町、北東部で日吉津村に接している。

市域の総面積は鳥取県全体の約3.8%にあたる132.21km²、人口は、鳥取市に次ぐ県内第2位の148,424人、世帯数は66,685世帯（平成31年（2019）1月31日現在の住民基本台帳）となっている。

鳥取県西部圏域の中心都市として位置付けられ、近隣の境港市・安来市・松江市・出雲市の各都市圏と県境をまたいで中海・宍道湖経済圏を形成し、長い歴史の中で地域の文化、伝統を育み、人、モノ、文化等の交流拠点として重要な役割を担ってきた。

本市は、古くから出雲、備中、因幡への分岐点として繁栄してきた。吉川広家が米子城を築いた頃から本格的なまちづくりが始まり、江戸時代初期の中村氏や加藤氏が城主であった時代に城下町としての骨格が形成された。堀を利用した海陸交通の条件に恵まれたこと也有って、後に「山陰の大阪」とも呼ばれるようになる等、商業の町として発展してきた。

そして、市域を囲むように、西には汽水湖として日本で2番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海があり、北には壮大に広がる日本海や白砂青松の弓ヶ浜、東から南にかけては、「伯耆富士」とも呼ばれる秀峰大山やそれに連なる中国山地の山々、丘陵地がある等、豊かな自然景観が広がっており、これらはすべて、変化に富んだパノラマ景観として市街地の景観も含め米子城跡から一望することができる。

また、こうした自然景観のほかに、中心市街地の旧加茂川・寺町周辺地区等では、米子城跡や城下町等の歴史を物語る町並みや文化財等が歴史的景観を形成している。

2 交通

米子城跡の最寄り駅であるJR米子駅は、山陰本線、伯備線、境線の結節点となっており、松江・鳥取両方面からは山陰本線、岡山方面からは伯備線、境港方面からは境線を利用することができる。またJR米子駅前は、東京、大阪、神戸、京都、広島、福岡方面を結ぶ長距離バスの発着点にもなっている。米子城跡は、本市の中心市街地にあり国道9号に接しているため、市内各所からのアクセスが良好である。JR米子駅を起点にすると、米子城跡は西へ約1kmと比較的近い距離にあり、駅の正面口に直結する駅前通り（県道）を約700m北西に直進し、国道9号との交差点を左折すれば、すぐに湊山山頂にある本丸石垣が視認できる。米子城跡への入口のひとつである二の丸枡形までは、駅から徒歩で約10~15分の所要時間である。

空路では、米子空港（愛称「米子鬼太郎空港」）と羽田空港を約75分で結ぶ東京便が1日6便就航しており、米子空港からタクシー等を利用して米子城跡へ行く場合は、都市計画道路米子駅境線で約25分、米子空港からJR境線を利用してJR米子駅まで行く場合は、約25分の所要時間である。

自家用車等で米子城跡にアクセスする場合は、境港からは弓ヶ浜を南北に走る中海側の都市計画道路米子駅境線を利用して約30分、美保湾側の国道431号から国道9号を経由すると約40分の所要時間である。米子市近郊からのアクセスは、鳥取方面、松江方面からは国道9号を、日野

郡、西伯郡方面からは国道 180 号、181 号を利用する。

遠方からのアクセスは、山陰道米子道路（岡山方面からであれば中国横断自動車道岡山米子線を経由して）を利用することになるが、米子中インターチェンジまたは米子西インターチェンジが最寄りとなり、そこから約 10 分で米子城跡にアクセスできる。

さらに、中心市街地には、古くから山陰の交通の要衝として栄えた歴史を受け継ぎ、JR 線や高速バス路線、米子道・山陰道の高速道路、米子空港等の交通の結節点としての機能と、宿泊施設や飲食店、米子コンベンションセンター、米子市文化ホール等、来訪者にとって利便性の高い施設が集積しているという地域的特性がある。

3 文化観光資源の分布状況

米子城跡に関する文化財としては、至近の位置にある祇園町の感應寺には米子城主中村一忠の墓所「故伯耆守中村一忠之墓」があり、「中村一忠主従木像三体」とともに市指定史跡となっている。また内町に、米子城下町の商業の隆盛を伝える建造物である国指定重要文化財「後藤家住宅 主屋、一番蔵、二番蔵」があるほか、寺町の心光寺には、江戸時代の庭園様式を伝える、県指定文化財名勝「心光寺庭園」、同じく寺町の妙興寺には、中村一忠に仕えた家老横田内膳村詮にまつわる市指定文化財「横田内膳墓碑及び遺品」、米子市立山陰歴史館には、江戸時代に繁栄した商家の所蔵する工芸品や古文書等の市指定文化財「大谷家資料」、米子城が家老預かりとなってから 11 代にわたり米子城を治めた荒尾家の菩提寺である博労町了春寺には、市指定文化財「荒尾家墓所附荒尾家位牌」、米子市立山陰歴史館と鹿島家には、幕末に米子城四重櫓の改修工事を請け負った証として鹿島家に下賜された市指定文化財「米子城鯱」がある。

また、米子城跡のある湊山の一部を含む都市公園湊山公園には、江戸時代の海岸線を示す市指定文化財天然記念物「潮止め松」や城主加藤貞泰らの菩提寺であった清洞寺の遺構がある市指定文化財史跡「清洞寺跡」等がある。

また、江戸時代に城下町にあった武家屋敷から、昭和になって米子城跡地内に移築した「旧小原家長屋門」も、江戸時代の武家屋敷の建築様式を今日に伝える唯一の建築物として、市の文化財に指定されている。

さらに、これらの文化財や米子市の歴史等に関する資料を収蔵し、展示・公開に供するとともに、調査研究等を行っている文化施設として、米子市の歴史全般に係る資料の



後藤家住宅



荒尾家墓所



米子城鯱(鹿島家蔵)



米子市立山陰歴史館

収蔵展示や調査研究を行う「米子市立山陰歴史館」、埋蔵文化財の調査研究等を行う「米子市埋蔵文化財センター」、福市遺跡や青木遺跡の遺物を中心とした収蔵展示を行う「米子市福市考古資料館」、淀江地区の歴史民俗資料の収蔵展示や国指定史跡上淀廃寺跡のガイダンス機能を持つ「上淀白鳳の丘展示館」がある。

中心市街地は、米子城跡を要として扇型に広がっており、近世に築かれた城下町の名残が多数見られるとともに、近代から現代へとつながる町の発展の痕跡も随所に見ることができる。米子城跡から国道9号沿いに500mほど北東方向へ進んだところにある米子市立山陰歴史館は、米子城跡に関する常設展示等、この地域の歴史を伝える様々な歴史資料等の収蔵展示や教育普及のための講座等を開催している。米子市立山陰歴史館から国道9号をまたいで徒歩3分のところには米子市美術館や米子市立図書館があり、図書館では米子城跡に関する歴史研究会の活動等も行われ、文献資料等を豊富に所蔵し、調査研究に利用されている。

また、米子城跡と城下町のエリアでは、歴史探訪コース等を案内するガイドツアーを行う米子まちなか観光案内所、往時の城下町の風情を残す旧加茂川沿いの景色や中海、深浦からの米子城跡の姿を望むことができる観光遊覧船「加茂川・中海遊覧」があり、観光客等に利用されている。

コンベンションセンター横を流れる加茂川沿いには、米子彫刻シンポジウムの際に制作された野外彫刻を多数配置し、「美しい日本の歩きたくなるみち 500選」に選ばれている彫刻ロードがあり、米子城跡のある湊山のふもとの湊山公園まで続いている。こうしたロケーションであることから、JR米子駅周辺の宿泊客等が、わずかな空き時間を利用して周辺散策を楽しみながら米子城跡に立ち寄ることも多い。

市域全体が比較的コンパクトであり、市内各所に分布する文化観光資源と米子城跡とのアクセスも良好である。



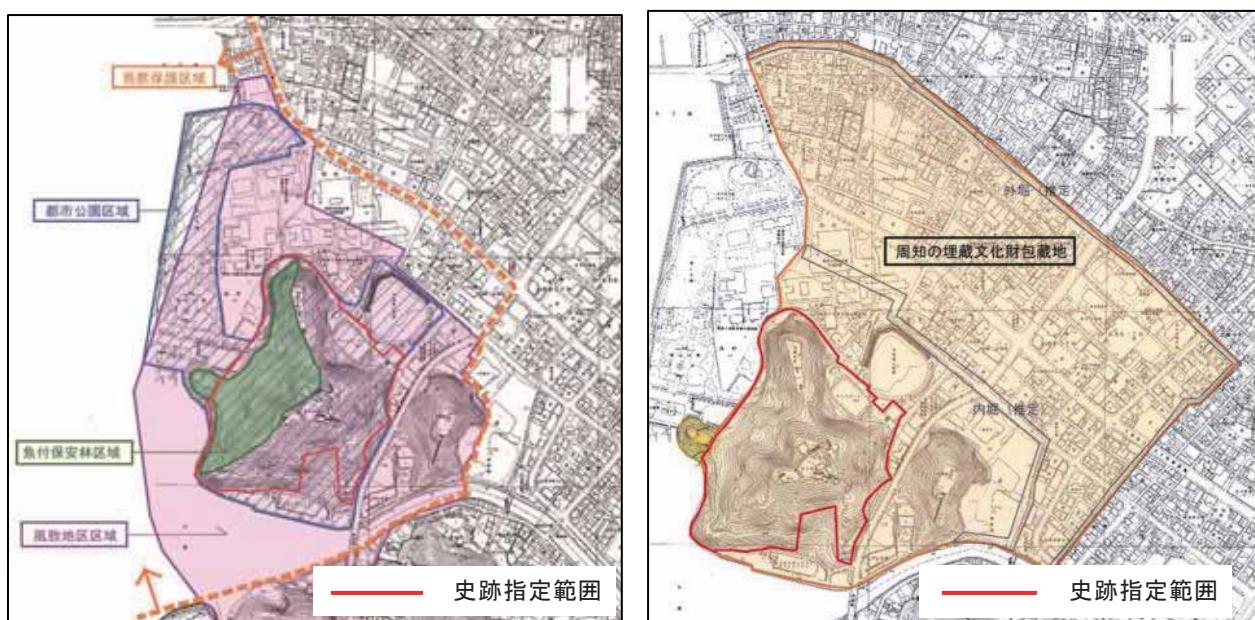
文化財、文化施設等位置図（米子城跡周辺）

4 法規制の状況

(1) 法規制の概要

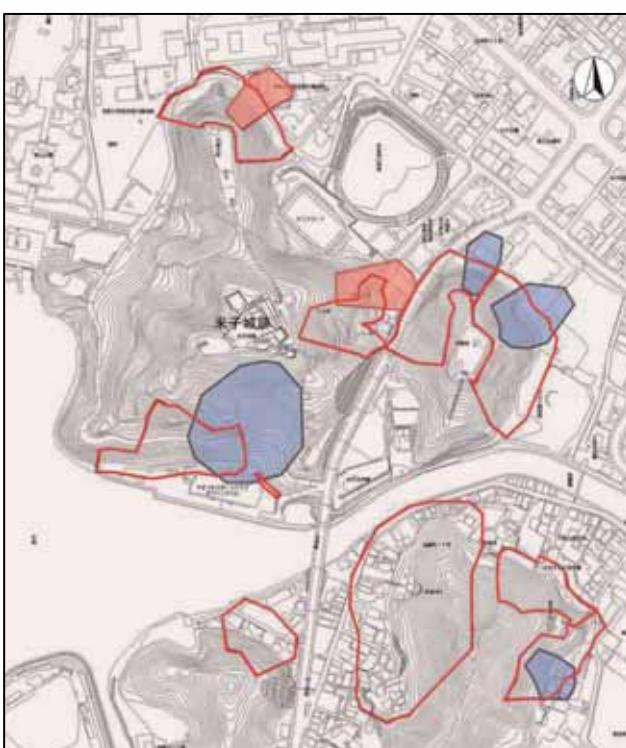
米子城跡は、文化財保護法、都市公園法、都市計画法、森林法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）等の法令により、規制・保護されている。また、湊山と飯山の一部が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）による「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

現在の史跡指定範囲は本丸・内膳丸・二の丸にとどまっているが、下図「周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲」に示す外堀を含む外堀の内側区域を、周知の埋蔵文化財包蔵地（米子城跡）として、保護を図っている。



法規制区域図

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲



急傾斜地崩壊危険箇所の範囲
土砂災害特別警戒区域の範囲

- 急傾斜地崩壊危険箇所 I
- 急傾斜地崩壊危険箇所 II
- 土砂災害特別警戒区域 (指定済)

※鳥取県地理情報公開システム
とっとり web マップ<防災情報>より引用

(2) 法による規制の内容

都市計画や緑の計画等、周辺環境や景観の保全に関する措置を行っている。また、外堀の内側（外堀を含む）を文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として指定し、保護措置を講じている。公有、私有を問わず、都市公園区域として指定している区域、風致地区に指定している区域、周知の埋蔵文化財包蔵地として指定している区域等があり、規制状況は一様ではない。本計画の対象区域に係る関係法令及び規制の内容は次のとおりである。

1) 文化財保護法

本丸（深浦側の一部を除く）、二の丸、内膳丸が、平成18年（2006）に国史跡に指定され、現状変更等を行う場合には、文化財保護法第125条及び文化財保護法施行令第5条に基づく許可が必要である。現在の史跡指定面積は135,131m²である（※公簿上の面積であり、概数）。

また、外堀の内側（外堀を含む）の区域で国史跡指定地以外の区域については、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として指定しており、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合には、民間事業者においては、事前に文化庁長官に届け出を要することとし、国の機関等においては、あらかじめ、文化庁長官に通知しなければならない。

2) 都市公園法

湊山を含む28.5haの区域を総合公園「湊山公園」とし、この区域内にあっては、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設及びその他政令で定める公園施設に限り設置が可能である。

また、特別の場合を除き、公園施設として設けられる建築物の建築面積は、当該公園の敷地面積の2/100以下に制限されている。

3) 都市計画法

本計画対象範囲はすべて都市計画法に基づく市街化区域となっており、1,000m²以上の開発行為には許可が必要である。このうち公園区域を除いた部分が第1種住居地域で、建築物の用途と形態、建ぺい率60%以内、容積率200%以内とする制限がある。

また、本計画対象範囲のうち三の丸の一部を除いた部分が、都市計画法に基づく風致地区に指定され、建築物の高さ15m以下、建ぺい率40%以内、建築物の意匠制限等のほか、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取等について、都市の風致を維持するための規制がある。

4) 森林法

湊山の西側斜面部分の山林については、森林法に基づく魚つき保安林に指定され、区域内での立木の伐採や損傷、下草や落葉もしくは落ち枝の採取、土石もしくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について一定の制限がある。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、湊山公園、栗嶋神社境内地が鳥獣保護区に指定され、鳥獣の保護繁殖のため、鳥獣の捕獲が禁止されている。

また、米子水鳥公園及び中海の水域（一部水域を除く）が、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、干拓等の一定の行為について、環境省の許可が必要である。

（3）条例による規制

1) 米子市文化財保護条例

①現状変更等の制限（第35条）

市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2) 米子市都市公園条例（主な関係条項）

①行為の禁止等（第7条）

都市公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項の許可（以下「公園施設設置等許可」という。）、法第6条第1項若しくは第3項の許可（以下「占用許可」という。）又は次条の規定による許可に係るものについては、この限りでない。

- ・都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・土石、竹木等の物件を堆積すること。
- ・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- ・動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- ・市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- ・市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- ・張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- ・都市公園をその用途外に使用すること。

②行為の制限（第8条）

都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- ・物品の販売又は頒布
- ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための都市公園の全部又は一部を独占しての利用
- ・募金、署名活動その他これらに類する行為
- ・業としての写真又は映画の撮影
- ・興行

第3節 歴史的環境

米子市は旧石器時代からの歴史を持ち、弥生時代の大規模集落跡や古墳時代の遺跡も数多く発見されている。江戸時代には城下町として繁栄しその城下町の商人によって「商都米子」の礎が築かれた。

1 時代概説

(1) 旧石器時代

市域では、旧石器時代の遺構は現在のところ確認されていない。ただし、大山山麓や周辺の台地上では当該期の遺物が出土しているが、キャンプサイト的な遺構としての石器群が検出された例は今のところ確認されていないため、旧石器時代の様相については不明瞭な点が多い。



目久美遺跡出土の縄文土器

(2) 縄文時代

縄文時代初頭より人々の居住が始まっているが、遺跡が本格的に展開するのは、早期の押型文土器段階以降である。

早期末～前期以降は、安定した環境下において集落が形成され、中海や淀江潟の入海に沿った低地と大山の北・西麓の丘陵上に遺跡が集中する。中期には遺跡数が減少し、海岸部では新たな遺跡はみられない。後期・晩期になると、再び遺跡数が増加し、低湿地周辺では小規模遺跡が点在する。



目久美遺跡の水田跡

(3) 弥生時代

縄文時代晩期末から弥生時代に入ると、低湿地化した中海沿岸には、水田が開かれ、周辺の微高地には集落が形成される。弥生時代中期後半になると、丘陵上に集落の形成が始まる。

後期になると、中期から継続する遺跡の他に新しい集落を形成する遺跡が出現する。また、妻木晩田遺跡等で四隅突出型墳丘墓が出現し、弥生時代から古墳時代への墓制の移行期と推測されている。尾高浅山遺跡では弥生時代後期前葉から始まる三重の環濠集落や、後期中葉から末の四隅突出型墳丘墓が検出されている。

海浜砂丘域では、弥生時代の小海退により弓ヶ浜砂州が出現し、古中海湾は潟湖となる。錦町第1遺跡では弥生時代前期～後期の土器が出土しており、博労町遺跡では弥生時代後期～古墳時代前期にかけての拠点集落が検出されており、内浜砂丘域において集落が形成されたのはこの頃からと考えられる。



四隅突出型墳丘墓群
(国史跡 妻木晩田遺跡)

(4) 古墳時代

この時期の米子平野の集落遺跡は主に台地上や丘陵上に分布し



博労町遺跡出土の多量の土器

ているほか、近年、砂丘域においても集落が検出されている。加茂川流域の陰田・新山遺跡群では古墳の造営が始まる。淀江平野には、中期～後期の 50m クラスの前方後円墳が集中する向山古墳群がみられる。西伯耆最大の前方後円墳は、南部町の 100m を超える三崎殿山古墳で、中期の築造と考えられている。後期になると古墳数は爆発的に増加し、多くの群集墳が営まれる。米子平野では横穴墓もみられ、日野川左岸、法勝寺川流域に集中している。



陰田横穴墓群

(5) 古代

古代律令体制下において、伯耆国は『和名類聚抄』によれば河村・久米・八橋・汗入・会見・日野郡の 6 郡 48 郷が記載されている。このうち米子平野の大半に当たる会見郡には、日下・細見・美濃・安曇・巨勢・蚊屋・天万・千太・会見・星川・鴨部・半生の 12 郷が記載されている。『伯耆國風土記逸文』には「相見（会見）郡々家、西北有余戸里」とあり、米子平野西部は「会見郡半生郷」に属する地域とされている。ただしその詳細については不明である。

会見郡家（郡衙）については伯耆町坂長と南部町天万に求める説があるが、近年の発掘調査例の増加から、坂長地区に所在する可能性が高まっている。周辺には、白鳳期の法起寺式伽藍配置をとる寺院で、国重要文化財の石製鷲尾を持つ大寺廃寺や、塔心礎が残存する坂中廃寺等の古代寺院跡がある。淀江町福岡には 7 世紀末に金堂の東側に南北に 3 塔が配置された独特の伽藍配置を持つ上淀廃寺が建てられた。廃寺跡からは国内最古級の壁画や塑像片が出土し、また「癸未年（683 年）」と刻まれた瓦が出土しており、考古学・美術史上注目され、国の史跡に指定されている。

古代山陰道については、大寺廃寺、坂中廃寺、長者屋敷遺跡を通って、伯耆町岩屋谷から南部町天万を抜ける南側のルート、もしくは米子市諏訪から古市を抜ける北側のルートが想定されている。



国史跡 上淀廃寺跡



橋本要害

(6) 中世

中世期の在地領主層として、土着した国司紀氏の子孫と伝えられる紀成盛がいる。彼については、承安元年（1171）大山寺權現堂焼失の翌承安 2 年（1172）大山寺に奉納した厨子銘文に「伯州会東郡地主、本系紀納言」とあることから、会見郡東辺の古代以来の貴族が土着、武士化したものと思われる。

建武 3 年（1336）～4 年（1337）、足利幕府方石橋和義、次いで山名時氏が守護に任命され、以後、室町時代には山名氏の子孫が伯耆を支配する。南北朝以降、山名氏支配下の国人が中小の城館を



石井要害

構え、城下に家臣を集住させる。

その後、中世後期の動乱期になると、国境の交通要衝や山陰道沿いの要地を中心に法勝寺城、柏尾小鷹城、鎌倉城等が築造され、石井要害・橋本要害・新山要害・戸上山城・飯山城・尾高城等の城砦が築かれる。特に標高 287m の要害山上に築かれた新山要害（長台寺城）は出雲・伯耆の国境地域の拠点となっていた。西伯耆の領国支配をめぐる山名氏、尼子氏、毛利氏はこれら諸城を舞台に激しい戦闘を繰り返した。このうち尾高城は慶長 7 年(1602)、中村氏が米子城に入る前の城郭で、西伯耆の要であった。永正年間(1504~20)行松氏は尾高城を居城とし、尼子方、毛利方と城主が変わり、永禄 7 年(1565)には杉原氏、天正 10 年(1582)には吉田氏が城主となり、関ヶ原の戦後は中村一忠が西伯耆の領主となると米子城完成まで居住する。

戦国末期になると、山陰一帯は毛利氏の支配下に入り、天正 19 年(1591)吉川広家は、出雲東半・隱岐・伯耆西半（八橋城と汗入・会見・日野）11 万石を毛利輝元から分与された。月山富田城に入った広家はこの年から中海を臨む水運の適地である米子に新しい城地を選んで湊山に近世城郭を築き始めた。翌文禄元年(1592)、秀吉の命で朝鮮に兵 5 千人を率いて出陣、4 月釜山に渡り、慶尚道から全羅道に転戦するが、翌年 2 月京畿道幸州山城で苦戦負傷する。同年 9 月、病気のため一旦帰国。文禄 3 年(1594)再度渡鮮、同 4 年(1595)にかけて奮戦、同年(1595)10 月帰国、伏見で秀吉に面会後、安来の富田城に帰城する。その後、慶長 2 年(1597)、秀吉の命で出陣、慶長 3 年(1598)正月、蔚山城の危急を救うため奮戦して秀吉の賞を得た。同年 5 月帰国、秀吉は功績に報いるため東伯耆も与えようとしたが、石田三成、安国寺惠瓊らの反対で実現しなかったといわれている。

慶長 5 年(1600)、吉川広家は毛利輝元に対して石田三成への協力を思いとどまらせ、黒田長政らを介し、毛利は石田方に協力しないことを徳川氏に保証、その後における防長の毛利領の安堵を得た。

市域の主な中世集落遺跡は、現在のところ検出されていないが、停滞期の砂丘上では盛んに農業生産活動が行われていたようである。なお、中世後期には文献資料等で既に米子城下の記載があり（米子城関連年表 P31~36 参照）、米子城下の発掘調査においても米子城築城以前に溯る遺物も出土していることから、城下の整備は中世期にある程度行われていたと考えられる。



新山要害



錦町第 1 遺跡の土層断面

中世の畠跡



博労町遺跡の中世の畠跡

(7) 近世以降

近世期には、慶長 5 年(1600)に中村一忠が西伯耆の領主となり、慶長 15 年(1610)から加藤貞泰、元和 3 年(1617)から池田由之へと国替えが続いた後、寛永 9 年(1632)岡山藩主から国替えとなった池田光仲が鳥取藩主となると、家老職荒尾氏が米子城預かりとなり、「自分手政治」を行うことが許された。以後明治期まで米子城下は荒尾氏により統治された。

米子城については、吉川広家が構築し、中村一忠が完成させ、慶長7年(1602)頃に入城したと考えられる。家老荒尾氏の時代に大規模な都市改造は行われていないことから、吉川氏、中村氏時代の城下の町割りが踏襲されたとみられる。城下の武家屋敷区域については、近年、米子城跡遺跡群として50か所以上の地点で発掘調査が行われており、いずれの武家屋敷も中世以降に堆積した砂上に構築されている。

2 周辺の主な城館遺跡

(1) 尾高城跡 (米子市尾高)

尾高城は、別名「泉山城」とも呼ばれ、米子市尾高の標高約40mの丘陵先端に築かれた中世城郭である。尾高の地は、城下に東西交通の要である山陰道が走り、大山寺や山陽方面へも通じる西伯耆の交通の要衝に当たることから、戦国時代には、軍事拠点として尼子、毛利両氏による攻防戦が幾度も繰り広げられた。尾高の大神山神社は、延喜式にも記載があり、尾高の集落がその時期から開けていたことを示す。城跡西麓の小字名に門田・土井脇・北屋敷・瓦屋敷・南屋敷・清水屋敷等が残り、上市屋敷・小市場屋敷・新市屋敷等の商業的機能を推察できるものも残る。

永正年間(1504~1520)行松氏は尾高城を居城とし、その後尼子方、毛利方と城主が変わり、永禄7年(1565)杉原氏、天正10年(1582)吉田氏が城主となり、関ヶ原戦後には中村一忠が領主となって米子城完成まで居住する。発掘調査によれば、北から二の丸、本丸、中丸、天神丸の4つの曲輪を連ねて構成されていることがわかり、また、13世紀代からの遺物が出土しており尾高城整備以前から居館が構築されていたことがわかる。

城跡は、昭和52年(1977)4月1日、米子市指定文化財「史跡尾高城跡」に指定されている。



史跡 尾高城跡(南大首郭)

(2) 富田城跡 (島根県安来市)

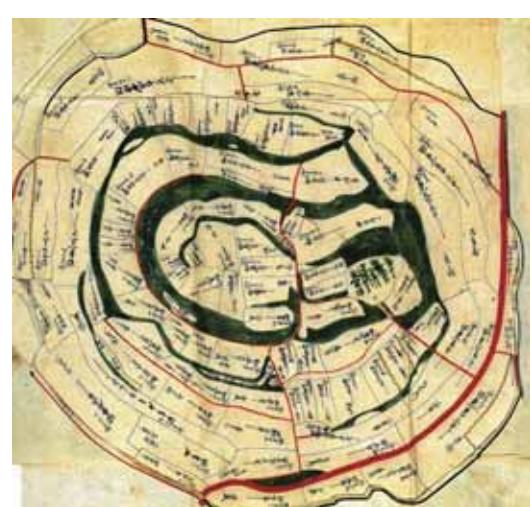
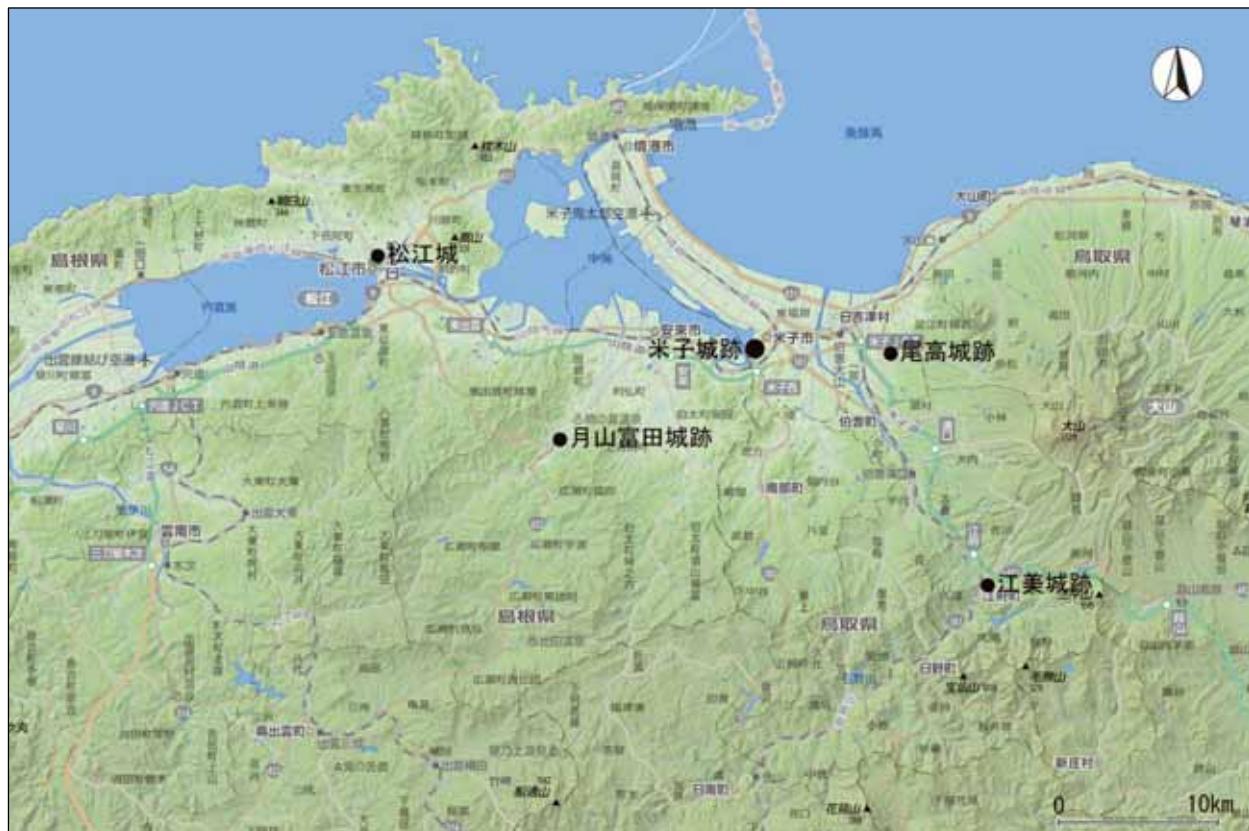
島根県安来市広瀬町富田の月山(標高190m)に築かれた山城である。歴代の出雲国守護職の居城で、戦国時代には尼子氏の本拠地となり、以後尼子氏とともに山陰の要衝の地となり、その後、城を巡って度々攻防戦が行われ最終的に尼子氏は毛利氏によって滅ぼされ、毛利領となった。西伯耆の領主となった吉川広家は月山富田城に入り、米子城の普請を開始した。堀尾吉晴が松江に居を移すまで出雲支配の中心地であった。城跡は昭和9年(1934)国の史跡に指定された。この城跡出土の瓦と同じ文様の軒平瓦が、米子城跡で出土している。

(3) 江美城跡 (鳥取県日野郡江府町)

蜂塚安房守が15世紀後半に築城した山城で、日野川に張り出した丘陵先端部に城郭遺構が残る。その後、大永4年(1524)の尼子氏の伯耆侵攻に伴って、尼子氏の支配下に入った。江美城のある一帯は山陰山陽を結ぶ交通上の要地であり、尼子氏と毛利氏による争奪戦が繰り広げられた。蜂塚氏は、永禄7年(1564)8月8日に毛利方の将・杉原盛重の猛攻を受け、落城する。以後、江美城は毛利氏の支配するところとなり、吉川氏により近世城郭へと改修され、慶長年間まで存続したといわれている。吉川氏の改修時に葺かれたとみられる瓦と同范とみられる瓦が米子城跡で出土している。

(4) 松江城 (島根県松江市)

堀尾吉晴により慶長 12 年(1607)に着工、慶長 16 年(1611)に完成された平山城である。吉晴は、慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦の功績により、遠江国浜松から出雲・隠岐 24 万石の大名として安来広瀬の富田城に入城したのち、近世城下町を形成するために宍道湖のほとりの標高約 28m の亀田山に築城を計画し、5 年間にわたる難工事の末、完成させた。城跡は国の史跡に指定されており、現存天守は平成 27 年(2015)7 月 8 日に国宝に指定されている。



第3章 米子城の概要

第1節 米子城の歴史

米子城は、応仁～文明年間(1467～1487)に山名宗之により国境警備の砦として飯山に築かれたことに始まるといわれている。

この飯山については諸説あるが、近世城郭としての米子城は、戦国時代末期の天正 19 年(1591)頃に東出雲・隠岐・西伯耆の領主として月山富田城に入った吉川広家により、湊山に築城が開始されたといわれている。中世末期までの米子湊は、現在より深浦寄りの丸山(内膳丸)麓に近いところであったと推測され、湊山城築城をはじめた吉川広家の時代に、石垣を築く等の港湾整備が行われたものと思われる。

広家の領内統治の時代は文禄・慶長の役等の戦陣、出兵に明け暮れており、7 割方完成といわれた米子城がどこまで築城されていたのかについては明らかではない。わずかに残る文書に、皆生村を開拓した八幡新兵衛への安堵状、日御碕神社への犬田村(陰田村)保証文、日吉津村伊勢宮への神田・祭礼用米の保証文等があり、広家時代の行政の一端がうかがわれるだけである。しかしながら、海陸の要地として雲伯両国の中に位置し、港町でもあった米子の湊山を選び、城下町の区割りや城の縄張りを定め、城を築いた広家の功績は大きい。

慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦後、吉川広家は周防国岩国に転封となる。代わって、慶長 6 年(1601)に 18 万石の領主として駿河国から入った中村一忠は一旦、尾高城に入り、慶長 7 年(1602)頃米子城を完成させ、入城したと言われている。当時、中村一忠は 11 歳と幼少であったため、家老の横田内膳村詮が城下町を整備し、藩政を治め、これにより、米子城の惣構^{そうがまえ}がほぼ完成したと考えられている。慶長 8 年(1603)11 月 14 日、米子城内において中村一忠によって家老横田内膳村詮が殺害される「米子城騒動」が起きた。この米子城騒動については諸説あるが、一忠は騒動から 6 年後の慶長 14 年(1609)に急死し、跡継ぎがなかったため所領は没収され、中村家は断絶となった。

中村家断絶後、慶長 15 年(1610)に会見・汗入の領主として加藤貞泰(6 万石)が美濃国黒野から入城する。貞泰は米子に移ると、御船奉行に市橋新右衛門重長を就任させ、元和 2 年(1616)には御座船として駒手丸を竣工させている。また、慶長 16 年(1611)10 月 18 日、陰田の山王社に社領 3 石を寄進、勝田神社の造営、祇園社の再建造営、元和 2 年(1616)3 月 12 日、栗嶋神社を再建造営、伊予国大洲に転封直前の元和 3 年(1617)4 月には大山寺の地蔵権現社の神輿の修造等を行っている。

元和 3 年(1617)加藤氏が伊予国大洲に転封になった後、藩主池田光政の一族の池田由之、由成が米子城預かり(3 万 2 千石)となり、寛永 9 年(1632)まで米子城を預かった。寛永 9 年(1632)に池田光伸が岡山から鳥取の藩主となると、家老の荒尾成利が米子城預かりとなり、以後、明治 2 年(1869)に藩庁へ引き渡されるまで、代々荒尾氏が城を預かり管理した。



月山富田城跡



北東上空から見る米子城跡

米子城関連年表

年号	西暦	米子城跡に関する出来事	関連する主な動向
応仁元年	1467	この頃、山名教之の配下 山名宗之（宗幸）が米子飯山砦を築いたという。	応仁・文明の乱が勃発（～1477）
文明2年	1470	山名軍（羽衣石、小鴨、南条）尼子清貞軍に境松で破れ米子城に逃げ込む（出雲私記）。	
文明3年	1471	山名之定 米子城を守る。	
永正10年	1513	出雲の尼子経久、この頃から米子城等をしばしば攻める。	
大永4年	1524	尼子経久伯耆に侵入 米子城、淀江、尾高、天満、不動嶽の城を攻め落とす（大永の五月崩れ）。	
永禄5～9年	1562～1566	尼子毛利の抗争 尼子氏没落。米子城は毛利氏により制圧される。	
永禄11年	1568		織田信長の入京
元亀2年	1571	山中幸盛らによる尼子氏再興運動 羽倉孫兵衛500人で米子町を焼き討ちにする。 城番 福頼元秀は防ぎきれず、城に逃げ込む。	
天正元年	1573		織田信長が室町幕府を滅ぼす。
天正3年	1575	京都より薩摩に戻る途中の島津家久一行、米子を通過する。「よなこといへる町」との記述からも、少なくともこの頃には町が形成されていたと思われる（『中書家久公御上京日記』）。	吉川元春、尼子方伯耆由良城を攻略する。
天正4年	1576		織田信長が安土城築城を開始する。
天正6年	1578	尼子勝久上月城で自刃 尼子氏滅ぶ。 この頃の米子城番は古曳吉種。	
天正8～10年	1580～1582		織田対毛利の合戦 羽柴秀吉による鳥取城攻め 本能寺の変で信長が死去する。
天正13年	1585	八橋以西の伯耆三郡が毛利氏の領地となる。	羽柴秀吉と毛利輝元の和睦
天正18年	1590		豊臣秀吉が天下統一する。
天正19年	1591	吉川広家が秀吉から西伯耆、出雲、備後等12万石を認知され富田城に入るが、居城を米子に変えるため、山県九左衛門を奉行として築城開始。お立山を「湊山」と改名する。 吉川広家伯耆西三郡の法勝寺、四日市（戸上山城）、尾高、日野（黒坂）の城下町の住民を米子に勧誘する。	
文禄元年～慶長3年	1592～1598	吉川広家が古曳吉種とともに朝鮮に従軍。古曳吉種は朝鮮で討ち死にする。	文禄・慶長の役（朝鮮出兵）
慶長3年	1598	吉川広家 富田城に帰り、湊山築城を監督。 米子湊・深浦湊整備も始まる。	豊臣秀吉死去。朝鮮半島の日本軍撤退
慶長5年	1600	吉川広家西軍として出陣 築城奉行は祖式九右衛門（長吉）米子城完成のため住民6割を動員する。 吉川広家、周防国岩国（3万石）に転封、この頃城は7割方完成。 駿河国府中城主、中村一忠（18万石）が伯耆国領主となり尾高城に入る。 家老横田内膳村詮の経済政策 倉吉、岩倉（関金）の住民を米子に勧誘し、米子城下の都市計画を立案する。	関ヶ原の戦い
慶長7年	1602	中村一忠、尾高城から完成した米子城に移る。	
慶長8年	1603	中村一忠、家老の横田内膳村詮を暗殺する（米子城騒動）。	徳川家康が江戸幕府を開く。

第3章 米子城の概要

年号	西暦	米子城跡に関する出来事	関連する主な動向
慶長 9 年	1604	米子城騒動により幕府の命によって依藤半左衛門、河毛備後を米子城の執政とし、君側の安井清一郎、天野宗把、道長長右衛門を死罪にする。	
慶長 14 年	1609	中村一忠 20 歳にて死、中村家は断絶する。	
慶長 15 年	1610	岐阜美濃国黒野城主加藤貞泰、伯耆国会見・汗入郡 6 万石領主となり入国する。	
慶長 17 年	1612		幕府、キリストンを禁じる。
慶長 19 年	1614	加藤貞泰、大坂冬の陣で戦功を挙げる。 この頃、加藤貞泰、日下瑞仙寺、大寺村安国寺を米子城下の寺町に移し、米子城下の氏神勝田大明神を現在地に移す。 亡父加藤光泰のために菩提寺曹溪院を亀島に建立、五輪塔を立てる。	大坂冬の陣
元和元年	1615	幕府が一国一城令を発したが、米子城保存と決まる。	大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡。江戸幕府、一国一城令を制定
元和 2 年	1616	中江藤樹、祖父中江吉長とともに米子に来住する。 加藤貞泰、駒手丸を建造する。	徳川家康死去
元和 3 年	1617	加藤貞泰、伊予国大洲に転封。 因伯領主となった池田光政の一族、池田由之が米子城預かり（3 万 2 千石）となる。 米子町人大谷甚吉・村川市兵衛、竹島（韓国名鬱陵島）に漂着、その後幕府より竹島渡航を許可され、あわび、アシカ等の魚獵、木竹の伐採を行う（竹島一件）。	池田光政が因幡・伯耆 32 万石の領主となる。
元和 4 年	1618	池田由之死亡、子由成が米子城主となる。 由成、亡父由之供養のため、海禅寺を亀島に建てる。	
寛永 9 年	1632	池田光仲、因伯支配（32 万石）、鳥取藩主席家老荒尾成利が米子城預かりとなる。米子城下には成利の弟成政が 2000 石で遣わされる。	
承応元年	1652	荒尾成利が隠居し、2 代目成直 米子城預りとなる。	
寛文 5 年	1665	堀が埋まる害があるため、米子城の内堀に柴積み船の入ることを禁止する。	
寛文 7 年	1667	米子城西北部外郭修理。	
寛文 12 年	1672	荒尾成直が米子城に入る。	鎖国令、参勤交代制の確立
延宝元年	1673	米子城下侍屋敷の空家について、荒尾氏が米子町奉行に命じて適当に処分することを許可し、区画を整理する。	寛永通宝初鋳
延宝 7 年	1679	荒尾成直 没する。 3 代目荒尾成重、米子城預りとなる。	
貞享 2 年	1685		池田綱清、鳥取藩 2 代藩主となる。
貞享 4 年	1687		「生類憐みの令」発布
元禄 5 年	1692	4 代目荒尾成倫、米子城預りとなる。	
元禄 6 年	1693	落雷等による天守閣への危険を考慮し、米子城本丸天守近くの蔵に収藏の火薬類を、内膳丸の角櫓に移す。	
元禄 10 年	1697	大風で米子城本丸四重櫓が 1 尺 5 寸ほど傾く。	
享保 5 年	1720	米子城米蔵の約半数を大修理。 壁・屋根部分に川石を主体として約 2 万個使用。 4 代目後藤市右衛門が新田を開発する（後の後藤村）。	
享保 19 年	1734	5 代目荒尾成昭、米子城預りとなる。	
延保 4 年	1747	6 代目荒尾成昌、米子城預りとなる。	

年号	西暦	米子城跡に関する出来事	関連する主な動向
寛延元年	1748	7代目荒尾成熙、米子城預りとなる。	
宝曆13年	1763	米子城修復米積立法を制定。 以後、富豪の負担で1800石を積み立て、利米540石のうち、半額を城郭修復にあてる。	
安永7年	1778	川口番所・陰田番所、藩の直営となる。	ロシア船蝦夷地に来航、松前藩に通商を求める。
天明7年	1787	8代目荒尾成尚、米子城預りとなる	松平定信老中となり、僕約令を出す。 寛政の改革始まる。
寛政元年	1789	幕府巡見使 石尾七兵衛ら3人、米子を訪れ、荒尾成尚、米子城二の丸で饗応にあたる。	
寛政4年	1792		ロシア使節ラスクマン根室に来航
寛政8年	1796	城下外郭筋堀の埋没を浚渫。 以後、しばしば町人富豪に請け負わせる。	
寛政12年	1800		伊能忠敬蝦夷地を測量する。
文化3年	1806	伊能忠敬 米子町測量第1回。 米子城郭内測量を米子役人が拒否する。	
文政元年	1818	9代目荒尾成緒、米子城預りとなる。 8月に米子入りし、約1ヶ月滞在。	
文政8年	1825		外国船打払令
天保12年	1841		天保の改革始まる。
天保13年	1842	藩内海岸の各番所に大砲が備え付けられる。このうち、境番所と米子川口番所は荒尾氏の負担とする(『鳥取県郷土誌』)。	
天保14年	1843	異国船警衛のため、荒尾成裕、父成緒に代わり米子城入りする。	
嘉永4年	1851	10代目荒尾成裕、米子城預りとなる。	
嘉永5年	1852	四重櫓と石垣を鹿島家の負担により大修理する。	
嘉永6年	1853		アメリカ使節ペリー浦賀来航
安政5年	1858		日米修好通商条約調印
文久3年	1863	荒尾成裕・成富父子海岸防備のため米子に入る。	幕府、自国海岸防備の嚴を達する。 境台場に大砲8門配備 淀江台場築造、台場砲3門配備
慶応3年	1867	11代目荒尾成富、米子城預りとなる。	大政奉還
慶応4年	1868	2月、山陰道鎮撫総督 西園寺公望と一行数百名、米子城下に入る。	明治維新
明治2年	1869	2月、荒尾氏 自分手政治廃止の発令。 5月、朝廷より米子城返上の命令あり。城内の武器は鳥取に引き渡される。 8月、米子城を藩庁に引き渡す。 10月、荒尾成富、家督を成文に譲る。 三の丸西裏御門(現鳥取大学医学部附属病院地)のところに坂口氏の醸造工場が設立される。	池田慶徳、鳥取藩知事となる。

第3章 米子城の概要

年号	西暦	米子城跡に関する出来事	関連する主な動向
明治3年	1870	救民のため、在町の富豪の寄付により人夫徵發、米子城外堀浚渫の請負を行わせる。	藩知事伯耆西3郡巡視、米子町の鹿島家に宿泊する。
明治4年	1871		廃藩置県。鳥取県誕生。因幡国、伯耆国は鳥取県となる。
明治5年	1872	1月 区制を敷き、町を3区にわけて戸長を置く。 第82区（東町・堀端町・郭内・西町・宮町・中町・五十人町・内町・天神町） 第83区（博労町・糀町・道笑町・日野町・茶町・塩町・大工町・新博労町） 第84区（法勝寺町・紺屋町・四日市町・東倉吉町・西倉吉町・尾高町・岩倉町・立町・灘町・灘町新田・寺町・新法勝寺町） 米子城山は士族小倉直人らに払い下げとなる。 西町に鳥取県米子支庁を置く。	
明治6年	1873	米子城の管理を大蔵省に移す。 城山は払い下げられ、城内の建物類が売却され、数年後、取り壊される。	廢城令。廢刀令 12月 大区小区制施行により、米子は第13大区に入り、第82区は小4区、第83区は小3区、第84区は小5区となる。
明治9年	1876		鳥取県は島根県に合併
明治11年	1878		郡区町村編制法により、島根県会見郡米子町・汎入郡淀江町として町制施行
明治12年	1879	この頃天守の取り壊しが始まる。	
明治13年	1880	松江監獄米子分監が米子城三の丸（現湊山球場地）の米蔵を利用して置かれ、広い面積を占めていた。	監獄の制度を定め、松江監獄署内に監獄本署を置き、松江・鳥取・浜田・米子・杵築・隱岐（西郷）に支所を置く。
明治14年	1881		島根県から因幡国8郡・伯耆国6郡の2州を分割し、鳥取県が再置される。
明治19年	1886	深浦（御船手）郭に城南病院が建設される。	
明治22年	1889		町村制施行により、会見郡米子町・汎入郡淀江町が発足
明治25年	1892	この頃、湊山と飯山の北側は荒尾政成の所有地、飯山南側と湊山本丸は小倉直人が所有、湊山西面は児島喜平が所有。 これを米子町に売却し、売却金半額を町に寄付する話、進展せず。 その後、数年で全山ほとんど坂口平兵衛の所有となる。 この頃、三の丸には原牧場が造られる（昭和15年閉場）。	
明治26年	1893	現鳥取大学医学部附属病院地に鳥取県立病院米子支部病院が創設される。	洪水、米子町の過半浸水する。
明治29年	1896	大手門入口の飯山下に西伯郡役所が開設される。	郡の統廃合により、会見郡・汎入郡から西伯郡に変更
明治32年	1899	三の丸鈴門側のところに日本冷蔵商会が設立される。 鳥取県立病院米子支部病院を西伯郡立病院とする。	
明治35年	1902	城山下の乳業家原弘業が地主坂口平兵衛に相談し、城山本丸を整備して弘楽園とし、茶亭富士見亭を建て、うば団子を名物とする。	山陰地方最初の鉄道が境～御来屋間に開通する。
明治38年	1905	三の丸、郡役所の東に合资会社米子製鋼所が設立される。	
明治39年	1906	舟形および二の丸表中御門付近に米城焼が開かれる。 錦公園が竣工、鳳翔閣・西伯郡公会堂が建設される。 清洞寺跡の五輪塔、了春寺に移設される。	

年号	西暦	米子城跡に関する出来事	関連する主な動向
明治 40 年	1907	皇太子御召艦鹿島にて境に上陸、鳳翔閣に 2 泊。	皇太子、山陰地方に行啓
明治 41 年	1908	錦公園に日露戦争記念碑を建立する。 米子港修築開始。	山陰線、米子—鳥取間、米子—松江間が開通する。
明治 44 年	1911	深浦港の浚渫が完了する。	
明治 45 年	1912		米子で「山陰鉄道開通記念全国特産品博覧会」が開催される。
大正 12 年	1923	上後藤に移転した三の丸の米子分監跡地に後藤グランドが開場する。 郡制廃止に伴い、錦公園・鳳翔閣・公会堂・物産陳列場を米子町に譲渡する。	郡制廃止 関東大震災
大正 13 年	1924	湊山を禁漁区にする。	
大正 15 年	1926	6月 13 日、郡役所が廃止される。	
昭和 2 年	1927	了春寺の五輪塔、清洞寺跡に戻される。	西伯郡米子町が鳥取県下で 2 番目に市制を施行。米子市となる。
昭和 3 年	1928	錦公園内に噴水池築造、通水式を行う。	
昭和 8 年	1933	坂口家が湊山約 34,000 坪を米子市に寄付する。 深浦港改良工事完了。	
昭和 9 年	1934	湊山公園整備計画策定。	
昭和 10 年	1935	登山路の改修、天守にベンチ施設。ソメイヨシノの植栽。	米子市の町区変更、新町設定。47 町を 66 町とする。
昭和 11 年	1936	深浦に石黒造船所米子工場が創業、昭和 16 年米子造船所となる。	
昭和 15 年	1940	米子市湊山公園風致地区が設定される	山陰歴史館が 2600 年記念事業として米子商品陳列場に開館する。
昭和 19 年	1944	米子城二の丸跡地英靈塔敷地工事が完成する。	
昭和 20 年	1945	3月、米子医学専門学校附属病院（現・鳥取大学医学部附属病院）が設立される。	建物強制疎開。 7月 24 日 - 7月 28 日 米子空襲。特に 28 日の空襲では最大の被害が出た。
昭和 22 年	1947		昭和天皇行幸、坂口家泊
昭和 25 年	1950	鳥取県産業観光博覧会が三の丸（現湊山球場地）・二の丸で開催される。	
昭和 26 年	1951	湊山公園計画の一部として出山を整備、山麓に海水浴場が開設される。	
昭和 28 年	1953	小原家から寄付を受け、長屋門が二の丸に移設され、米子市立山陰歴史館として開館。 産業観光博覧会時の美術館跡地（現西部医師会館地）が県立米子図書館となる（～昭和 54 年）。 湊山球場第 1 期工事完成、6月 1 日球場開きを行う。	
昭和 32 年	1957	米子城跡、都市公園として湊山公園の一画となる。	
昭和 34 年	1959	深浦大橋が完成する。	

第3章 米子城の概要

年号	西暦	米子城跡に関する出来事	関連する主な動向
昭和 35 年	1960	国道 9 号が湊山と飯山の間を貫通する。	
昭和 39 年	1964	湊山球場に隣接して米子児童図書館が建設される。	
昭和 41 年	1966	飯山に英霊塔が建設される。	法勝寺電車廃線となる。 皇太子、同妃が来米、第 8 回国立公園大会に臨席される。
昭和 42 年	1967	深浦(御船手)郭に Y S P (体育施設) が建設される。	
昭和 45 年	1970	錦公園の鳳翔閣を解体する。 中江藤樹顕彰碑が就将小学校跡に建立される。	
昭和 46 年	1971	清洞寺岩沖から出山を結ぶ埋立地が造成される。	
昭和 48 年	1973	廃線後の法勝寺電車客車が米子児童図書館横に置かれ、読書室として活用される(～昭和 61 年)。	
昭和 52 年	1977	「米子城跡」、「旧小原家長屋門」、「清洞寺跡」が米子市指定文化財に指定される。	
昭和 53 年	1978	「中村一忠墓地附中村一忠主従木像」が米子市指定文化財に指定される。 米子城跡に電飾城が初目見えする。	
昭和 57～59 年	1982～1984	石垣修理工事を実施する。	
昭和 61 年	1986	三の丸の法勝寺電車客車を湊山公園内に移転する。 城山大師補強修理工事世話人会が結成され、弘法大師の補修が完成する。	
昭和 62 年	1987	鳥取大学医学部附属病院の拡充計画のため、三の丸の稻田氏醸造工場は夜見町に移転する。	
昭和 63～平成元年	1988～1989	病院建設に伴い、久米第 1 遺跡の発掘調査を実施する。	
平成 3～4 年	1991～1992	病棟改築工事に伴い、米子城跡 No.1 遺跡の発掘調査を実施し、船入石垣の遺構を検出する(～4 年)。 湊山公園の法勝寺電車客車をパティオ広場に移設する。	
平成 12 年	2000		鳥取県西部地震発生。米子市博労町では震度 5 強を観測する。
平成 13 年	2001	震災に伴う石垣修理事業を行う。	
平成 17 年	2005	国史跡指定に係る意見具申(7月 27 日)	米子市・西伯郡淀江町が新設合併。旧米子市を廃して新・米子市となる。
平成 18 年	2006	本丸跡、内膳丸跡、二の丸跡が「米子城跡」として国の史跡に指定される。(1月 26 日)	
平成 20 年	2008	史跡米子城跡整備基本構想案を策定する。(8月)	
平成 27 年	2015	米子城跡の遺構分布調査、測量調査を行う。 八幡台と推定される地区と水手郭下方で発掘調査を実施する。	
平成 28 年	2016	登り石垣の発掘調査を実施する。	
平成 29 年	2017	史跡米子城跡保存活用計画を策定する。 堅堀の発掘調査を実施する。	
平成 31 年	2019	史跡米子城跡整備基本計画を策定する。 登城路等の発掘調査を実施する。	

第2節 米子城の構造

米子城は、中海に張り出した標高 90.1mの湊山頂上の天守を中心に、北に内膳丸（丸山）、東に飯山を出丸とし、中海から水を引き込んだ二重の堀と中海で取り囲まれた地域に城郭を配置する、海城と山城の両側面を併せ持つ城郭構造である。その最大の特色は、本丸、内膳丸、飯山（采女丸）といった山上部の城郭部分と、二の丸、三の丸等の山麓の居館部分で構成されていることである。現在、建物はすべて失われているが、郭や石垣は往時の状況をとどめており、その様子は藩政時代に描かれた多くの米子城絵図や遺構によって知ることができる。

（1）本丸

湊山山頂部に高石垣を巡らせて、築かれている。本丸は、大きく2段構造で上段の天守と四重櫓からなる天守郭は、東側に2段、北側に1段控え積み郭を持ち、二か所に虎口をもつ。本丸御門である鉄門は二重の外枠形を構え、南西側には冠木門を持つ平虎口が配されている。下段は水手郭、遠見郭、番所郭から構成されている。南西側の水手郭は多聞櫓、続二重櫓3棟、水手門を配し、門外にも2つの外郭を持つ。遠見郭は、天守郭の北下段にあり遠見櫓、二重櫓を配していた。遠見櫓北東隅部の裾から内膳丸に向かって登り石垣が築かれている。番所郭は天守郭の東下段にあり番所を配する。



本丸縄張図『伯耆米子城』(立花書院) より



米子御城明細図（本丸を拡大）

（2）内膳丸

湊山北側の丸山に築かれた郭で、尾根頂部を長方形に2段に配置された郭から構成されている。中村一忠の家老横田内膳村詮が監督してつくったという伝承があるため、「内膳丸」と呼ばれる。また、「二の御丸」と記された絵図（米子御城明細図）もあり、本丸に次ぐ「二の丸」として築かれた郭と考えられる。この郭から本丸へ向けて、登り石垣を設け、西の防衛線が築かれていた。内膳丸と登り石垣との接点には江戸時代以降冠木御門が配され、中海側からの登城口が設けられている。上段の郭には隅櫓2棟が配されており、幕末の絵図には「煙硝蔵」と記されている。近年の調査の結果、内膳丸石垣には改変された箇所が多く確認されたが、絵図資料にはその変遷は描かれていない。

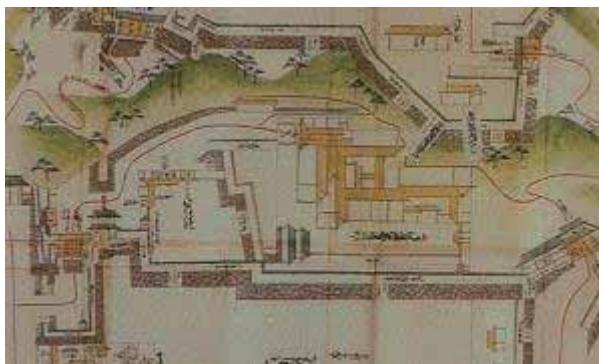
(3) 二の丸

湊山北裾の谷部に山麓居館として築かれた郭である。長さ 220m 以上の高石垣で囲った 2 段の郭と枒形入口、虎口で構成される。上段の郭には御殿と蔵、侍部屋等の付属建物が置かれた。裏門側には櫓門と続多聞櫓を置く。東側の表中御門には冠木門と二重櫓を構え、その外側に付設するように枒形が配されていることから、この枒形は築城後のある時期の増築と考えられる。

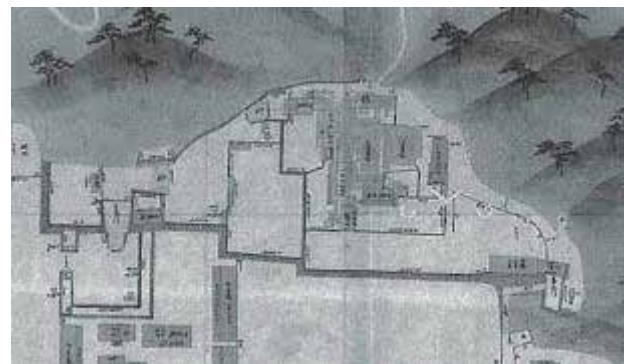
裏側の裏中御門は太鼓御門と呼ばれ、2 階に大太鼓が置かれ、時刻や非常召集を告げたという。幕末の文久年間、松江藩の蒸気船八雲丸が三柳沖に現れた時に、この太鼓が鳴り渡り、米子組士達は枒形へ駆けつけたといわれている。



伯州米子之図（内膳丸を拡大）



伯州米子之図（二の丸を拡大）



米子御城絵図（二の丸を拡大）

(4) 三の丸

山麓部の外郭として二の丸北側の一段下に構えられた郭である。二の丸北側から飯山（采女丸）、湊山、丸山の北側を内堀で囲った郭で、城域を完全に囲い込んでいる。東側の表御門、西側の裏御門、及び中海に面した鈴門を配する。表御門、裏御門ともに枒形が配されており、多聞櫓が築かれていた。

表御門に入った中央部（現湊山球場）には、絵図によれば、城を預かっていた荒尾氏の私邸と考えられる屋敷の記載があり、築城初期にも城主の下屋敷等の御殿が構えられていたと考えられる。このほか番士詰所、作事方詰所、作事小屋、米蔵、蔵屋敷等の施設が置かれていた。

飯山（采女丸）の麓に材木蔵、大工小屋、馬屋等があり、深浦側への狭隘部には埋門と天守への登城路があった。鈴門入口脇には番人小屋があり、その南側には鈴茶屋があり、家老荒尾氏はここで茶会を催している（「鹿島家文書」）。鈴門南側はすぐに中海となり、船着場の石段があった。荒尾氏は栗島参詣等の帰りにはここに御座船をつけたと記されている。また、内堀には、表御門と裏御門の 2 か所に橋がかけられていた。この内堀は中海とつながっており、開口部には船溜り施設が設けられていた。



米子御城明細図（三の丸を拡大）

（5）深浦（御船手）郭

湊山の南山裾の中海深浦に面して御船手郭が設けられていた。ここには深浦御門が築かれ中央部は2段の石垣で囲われ、その上段には二重櫓が配されている。下段の石段下には船着場があり、深浦から出山に至る海岸部には、船小屋、番人小屋等の施設が設けられていた。さらに深浦から飯山（采女丸）の麓にかけては御船頭屋敷が2軒建たれ、小祠も3か所祀られている。藩の御船手の役所と船頭詰所があり、主として西伯耆一帯の海事の監督にあたった。郭南東には深浦御門が設けられその外側には船着き場の雁木が設けられていた。

深浦は飯山に砦ができた頃からの海への出入り口であったようで、湊山、飯山の南側の湾入りが深い良港であったことから、米子湊に先行する港として吉川氏時代には朝鮮渡海に重要な役割を果たしたと考えられる。城主加藤貞泰は造船事業に力を注ぎ、元和2年(1616)には御召船「駒手丸」が進水、米子から大洲への国替えには大船団で移動している。

江戸時代、深浦には番所が置かれる。この番所は、米子城の海からの防衛陣地であったばかりでなく、深浦番所の役人は、米子近くの日本海や中海で船の遭難があったときには現場に出向いての調査や、外国船への警戒にあたる等軍港的な責任を負っており、加茂川口の川口番所等と仕事を分担していた。

また、深浦湊は幕末の四重櫓改修の折に石垣の石材を運び上げるのにも使用されている。鹿島家文書の四重櫓改修日記によれば、ここから荷揚げした石材を八幡台まで運び上げたという。



米子御城明細図（深浦郭を拡大・上下反転）

(6) 出山

湊山西側の中海に張り出した郭である。江戸時代の資料にみられる出山の構造物については、出山上に砲壇 2 か所が描かれている絵図がある（米子御城平面図・米子市立山陰歴史館所蔵）。これは海岸防備の必要の高まる江戸時代末期の絵図と考えられる。鳥取藩が米子城内に台場を設けたという記事はなく、荒尾家によって独自に築かれた砲壇と考えられている。



米子御城平面図（出山部分を拡大）

(7) 飯山（采女丸）

飯山山頂に築かれた独立した郭である。高石垣で 3 段に築かれた郭で、3 段目は帯郭状になっている。上下段とも、北東隅は角がとられているが、これは鬼門除けの可能性も考えられる。ただし後世の改変が大きく、詳細は今後の調査に委ねるものである。

飯山に砦が築かれたのは、500 年以上前の応仁の乱の頃と伝えられている。戦国時代の攻防の後 16 世紀後半になると、毛利氏が次第に攻め入り、永禄 9 年(1566)に尼子氏が降伏すると、毛利方の武将福頼氏（淀江地方の国人）等が城を守ったようである。

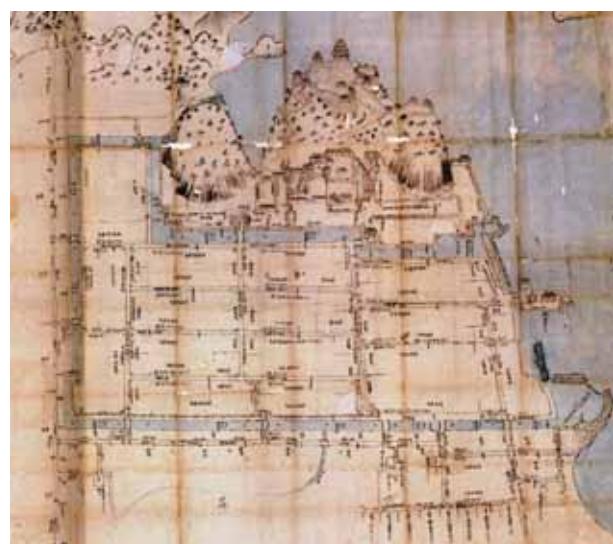
吉川広家が湊山中心の城づくりにかかると飯山は「東之丸」とされたようで、その後米子城主となつた中村氏は、家臣の野一色采女に飯山を守らせたので「采女丸」とも言われた。飯山は、慶長 8 年(1603)の「米子城騒動」の際に、横田内膳村詮の一族家来が立てこもって反抗し、出雲から堀尾氏の援軍を得て反抗軍を破ったと伝えられている。現存する絵図には建物の描写はなく、米子城騒動以後、建物は構築されていないことが推測される。また、郭周囲に巡らされた石垣は野面積で、天正 19 年(1591)に吉川広家が築城を開始した段階のものと推測される。

(8) 外郭

米子城の惣構は、前述の（1）～（7）の区域を中海から水を引き込んだ内堀と中海で取り囲み、その外側には武家屋敷を配し、外堀を巡らし、外堀外側に町屋や寺町を配して、防御性と商業の利便性を兼ね備えた同心円的な構造となっている。

家臣団は城山下の内堀と外堀の間に、東西約 1 km、南北約 380m、広さにして約 38 町歩ばかりの居住区に生活した。一方、外堀外側の町屋では中海に繋がる外堀の水運を利用して商業が発展する。

この惣構の構造は近世を通して変わることはなかった。



米子城下古絵図(江戸時代前期)

第3節 これまでの調査概要

1 既往の発掘調査

米子城跡関係の発掘調査では、これまでに試掘地点を含めて 60 か所が発掘されている。内堀内側の城郭の発掘調査については、後述する米子城跡保存整備事業に伴う内容確認調査以前には、石垣補修工事の際に一部が緊急的に実施されたのみである。これまでの調査概要については次項の表のとおりである。

発掘地点の大半は、内堀の外郭にあった武家屋敷跡であるが、外郭の東側域は調査の手が入っていない。後世の削平を免れた遺構が確認されたのは 15 か所前後であり、縄文時代から現代に至る人々の生活の痕跡が発見されている。

文献上では、米子城の築城整備は吉川氏によって始まり、『戸田幸太夫覚書（吉川家文書）』によると、周防国岩国転封の際には「十の内七つ程も出来候」とあり、17 世紀初頭には吉川が計画した米子城がほとんどできていたことになる。現在のところこれを裏付ける発掘成果はないが、鳥取大学医学部附属病院の建設に伴う三の丸内の内膳丸下（久米第 1 遺跡）の調査では、15 世紀中葉から後葉の大規模な造成盛土層が確認されており、近世城郭の構築開始時期を示唆するものと考えられる。また、中世に遡る貿易陶磁が多く出土しており、近世城郭構築以前の米子城を解明する上でも興味深い。

吉川氏の時期には、内堀に近い中海側から次第に整備されていったと考えられるが、発掘調査から見る限り、吉川氏は入府前に転封となっているためか、その痕跡は内堀に近い中海側に見られるのみで全体的に薄く、城下町が本格的に整備されたのは、中村氏、加藤氏の時期ではないかと考えられる。

城内では石垣補修や修理等に伴う調査が 3 回、確認調査が 2 回実施されており、本丸部分では番所郭、遠見郭、水手郭、天守郭が調査され、発掘された遺構は、堀・溝・石垣・礎石建物跡・掘立柱建物跡・井戸・柵列・土坑等である。いずれも地下に痕跡を刻んだもので構造物の基礎痕跡でしかないが、絵図にない堀や溝等の新しい知見を具体的に物語っている。調査によると、本丸部では十間と八間の天守礎石がそのまま残っており、文献記録に残る建物規模と一致している。遠見郭では、遠見櫓と二重櫓の礎石や縁石の一部の残存が確認されている。また、水手郭の南側の二重櫓の縁石の一部も確認されている。

また、第 1 次調査地では、時期は定かでないが土塹の基礎と考えられる低い石組みの屋敷境界や堀割が発掘されている。堀割は、幅 9.5m、深さ 1.8m の石積みで、北へ伸びていた。西側に二段の石段があり、船着場として利用されていたと考えられる。このような堀割水路は絵図には記載のないものである。

これらを基準に整備と変遷をみると、内膳丸下の久米第 1 遺跡では、15 世紀後半から 16 世紀後半にかけて段階的に埋立造成等の基礎的な整備が進んでいることから、少なくとも吉川氏の近世城郭築城以前の段階で、既に相応の城砦施設は配置されていたとみられる。

16 世紀末～17 世紀初頭の吉川氏の時期には、米子城跡第 1 次調査地では、第五層から井戸、第 4 次調査地では溝、第 33 次調査では掘立柱建物、礎石建物等が検出されていることから、近世城郭築城当初の段階では、城郭と内堀に近い中海側は整備されていたことが推測できる。



米子城跡天守台平面図

17世紀前半の中村氏、加藤氏、池田氏の時期には、第4次調査、第25次調査において屋敷境界溝が、第27次調査で溝・土坑・井戸が、第33次調査で礎石建物跡等が検出されており、城下町の整備はかなり進み、惣構は完成したものと考えられる。なお、第7次調査では屋敷施設の廃棄跡が確認されている。これは藩主の国替えに伴う石高の減少による屋敷地の衰退の可能性が示唆されている。

17世紀後半～18世紀の荒尾氏の時期は、遺物出土量が少なく、全体的に屋敷地の荒廃が進む。絵図資料にも「廢宅」や「陸地」の記載がみられる（『伯耆国米子平図』（宝永6年(1709)4月9日）。第4次調査でも粗砂が堆積する空地の様相が検出された。しかし、18世紀後半になると、第1次調査で掘割、第7次調査、27次調査で溝・土坑等が検出され、遺物出土量も増加するため、武家屋敷地において再開発が行われたものと考えられる。

既往の発掘調査 (No.は発掘調査位置図No.に対応、網掛けは本調査。)

No.	名称	所在地	原因	調査期間	調査面積	遺構等	地区
1	久米第1遺跡	久米町89番地	鳥取大学医学部附属病院新営工事	1988年5月～8月	1,600 m ²	井戸（素掘り、石組、桶枠、井桁組）、溝、土坑、建物跡（掘立、礎石）、石垣、石列、礫敷遺構、土壙、柵列	城内
2	米子城跡1 (第1次)	西町36番地-1	鳥取大学医学部附属病院再開発事業（診察棟建設）	1992年10月～11月 1992年12月～1993年2月	2,500 m ²	内堀跡、屋敷境界（溝、石積）、堀割状遺構、建物跡（掘立）、土坑、暗渠排水、排水施設、井戸、貝溜り	城内、内堀、城下町
3	(試掘調査)	西町地内	鳥取大学医学部附属病院改築工事	1992年度	51 m ²	溝、焼土跡、整地面	城内
4	米子城跡2 (第2次)	西町78・79番地	ガソリンスタンド新設工事	1993年8月	100 m ²	土坑、土器溜り、屋敷境界、溝、柱穴、井戸状遺構	城下町
5	米子城跡3 (第3次)	加茂町2丁目51番地	中国電力米子営業所新築工事	1993年11月～1994年2月	600 m ²	16世紀末～17世紀初頭～幕末の溝、建物跡、井戸、土坑。唐津、伊万里、備前焼、灯明皿、鉛玉、漆継ぎ	城下町
6	(試掘調査)	西町地内	県道米子駅境線道路改良工事	1993年度	98 m ²	石列、瓦溜り	城下町
7	米子城跡4 (第4次)	加茂町1丁目16番地	マンション建設	1994年10月～11月	240 m ²	16世紀末から17世紀前半期の溝、土坑、石列（溝の上に重複）、瓦溜り、沼沢状地形	城下町
8	米子城跡5 (第5次)	西町36番地-1	鳥取大学医学部附属病院配水モニタ一、防火水槽、共同溝工事	1994年11月～12月	253 m ²	北東へ下降傾斜する崖錐性堆積	城内
9	米子城跡6 (第6次)	西町36番地-4	県道米子駅境線道路改良工事	1994年4月～1995年6月	6,006 m ²	溝、井戸（桶枠）、土坑、貝溜り（井戸や土坑状遺構に貝を廃棄）、木簡出土	城下町
10	米子城跡7 (第7次)	加茂町地内	米子駅境線加茂町沿道土地地区画整理事業区画道路新設	1994年8月～12月 1995年6月	1,245 m ²	貝塚、溝、土坑、柵、井戸（石組、桶枠）、庭園状遺構（玉石、飛び石）、敷地境界溝。内堀傍の土坑から進物木簡出土	城下町
11	(試掘調査)	西町地内	市道新設工事	1994年度	72 m ²	石列、瓦溜り	城下町
12	(試掘調査)	加茂町地内	マンション建設工事	1994年度	32 m ²	遺構なし、陶磁器出土	城下町
13	米子城跡8 (第8次)	加茂町2丁目16番地-1	米子駅境線加茂町沿道土地地区画整理事業米子商工会議所建替工事	1995年1月～4月	560 m ²	溝・水路、石列、堰、土坑。進物木簡、土砂船免札、木札、三味線棹、独楽、羽子板	城下町

No.	名 称	所在地	原 因	調査期間	調査面積	遺 構 等	地 区
14	米子城跡 9 (第9次)	加茂町2 丁目 54 番地	中国電力米子中央 変電所新設工事	1995年 6月～10月	915 m ²	17世紀前半～幕末の屋敷境界溝、土坑、 柵列、井戸（石組）	城下町
15	第 10 次調査 (試掘調査)	加茂町2 丁目 26 番地-4	ビル新築工事	1995 年度	11 m ²	遺構・遺物なし	城下町
16	第 10 次調査 (試掘調査)	久米町 40 番地 -7	保育園新築工事	1995 年度	49 m ²	溝、陶磁器出土	城下町
17	第 11 次調査 (試掘調査)	西町 62 番地	鳥取地方裁判所米 子支部改築工事	1995 年度	48 m ²	井戸、陶磁器、瓦出土 現地表下 0.8～1.0mに近世遺構が残存	城下町
18	第 12 次調査 (試掘調査)	久米町 55 番地 -2	ビル建築工事	1996 年度	12 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内
19	第 13 次調査 (試掘調査)	加茂町2 丁目 26 番地	住宅及び医院建築 工事	1996 年度	14 m ²	弥生土器出土 近世の遺構・遺物なし	城下町
20	第 14 次調査 (試掘調査)	加茂町2 丁目 24 番地	教会及び住宅建築 工事	1996 年度	44 m ²	須恵器出土 近世の遺構・遺物なし	城下町
21	第 15 次調査 (試掘調査)	内町 124 番地 - 16	県道米子駅境線道 路改良工事	1996 年度	24 m ²	粗砂、細砂検出（海岸の様相）	城下町
22	第 16 次調査 (試掘調査)	西町 20 番地	県道米子駅境線道 路改良工事	1996 年度	64 m ²	土坑。弥生、古墳、平安、近世の遺跡が 散在すると考えられる。	城下町
23	第 17 次調査 (試掘調査)	加茂町2 丁目 16 番地	県道米子駅境線道 路改良工事	1996 年度	144 m ²	現地表下 0.7～1.0mに遺跡が存在する可 能性が高い	城下町
24	第 18 次調査 (試掘調査)	加茂町2 丁目 26 番地-5	ビル建築工事	1996 年度	4 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
25	第 19 次調査 (試掘調査)	東町	都市計画道路末広 町東町線工事	1996 年度	40 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
26	第 20 次調査 (試掘調査)	東町 71 番地	マンション建築工 事	1996 年度	9 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
27	米子城跡 21 遺跡	西町、 加茂町	県道米子駅境線道 路改良工事	1997年 4月～11月	8,059 m ²	建物跡、井戸、土坑、溝、貝溜り、土器 溜り、木簡出土	城下町
28	米子城跡 22 (第22次)	加茂町2 丁目	国道 9 号米子地区 電線共同溝建設工 事	1997年 11月～12月	130 m ²	屋敷と道路との境界溝、土坑、石列	城下町
29	第 23 次調査 (試掘調査)	中町	住宅建築工事	1997 年度	18 m ²	現地表下 1.1～1.4mに包含層、溝、ピッ トがあり、古代～中世を中心とする遺跡 の存在が考えられる	城下町
30	第 24 次調査 (試掘調査)	東町	都市計画道路改良 工事	1998 年度	24 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
31	第 25 次調査	西町 62 番地	鳥取地方・家庭裁 判所米子支部庁舎 新営工事	1998 年 8月～12月	1,288 m ²	井戸（素掘り 10、木組 1、石組 2、曲物 1、桶 1）、屋敷境界溝、建物跡、柵列、埋 設桶、木簡出土	城下町
32	第 26 次調査 (試掘調査)	内町	県道米子駅境線道 路改良工事	1998 年度	60 m ²	江戸時代後期～末の杭列、護岸、旧海岸 線を検出	城下町

第3章 米子城の概要

No.	名 称	所在地	原 因	調査期間	調査面積	遺 構 等	地 区
33	第 27 次調査	加茂町 2 丁目 54 番地	中国電力湊山変電 所新設工事	1999 年 4 月～6 月	230 m ²	水田跡、井戸（うち 1 基は今井家の井 戸）、屋敷境界溝、溝、土坑、埋設桶、木 簡	城下町
34	第 28 次調査 (試掘調査)	内町	県道米子駅境線道 路改良工事	1999 年度	22 m ²	杭列、護岸 江戸時代後期～末に大規模な土地造成を行 い、湊の整備を行った可能性あり	城下町
35	第 29 次調査	内町	主要地方道米子境 港線（旧県道米子 駅境線）道路改良 工事	1999 年 6 月～9 月	500 m ²	堤防状遺構、舟入遺構（為替蔵の設置に 伴う）	城下町
36	第 30 次調査 (試掘調査)	内町	検察庁官舎改築工 事	1999 年度	20 m ²	明治期以降の埋立層あり、明治以前には 海岸であった	城下町
37	第 31 次調査 (試掘調査)	久米町	マンション建築工 事	1999 年度	36 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内
38	第 32 次調査 (試掘調査)	加茂町	マンション建築工 事	2000 年度	8 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
39	(試掘調査)	久米町	鳥取県西部地震災 害復旧工事	2000 年度	11 m ²	石垣の基礎部分の調査で、大型の石が根 石として使用されていた。瓦が多量に出 土	城 内
40	第 33・36 次 調査	西町 所 在	マンション建築工 事	2001 年 6 月～9 月	950 m ²	17 世紀初頭以降の掘立柱建物、礎石建 物、井戸、石組、水路跡、埋甕、畦状遺 構、溝、土坑、畝状遺構、石垣。江戸前 期は礎石建物 1、掘立建物 1～4、後期は 礎石 2、石組遺構。家紋瓦	城下町
41	第 33 次調査 (試掘調査)	西町	マンション建築工 事	2001 年度	10 m ²	溝、建物跡	城下町
42	第 34 次調査 (試掘調査)	東町	アパート建築工事	2001 年度	16 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
43	第 35 次調査 (試掘調査)	久米町	ホテル建築工事	2001 年度	52 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内
44	第 37 次調査 (試掘調査)	加茂町	マンション建築工 事	2001 年度	28 m ²	既存の建物によりやや改変を受けている が、近世の遺跡が残存すると推定される	城下町
45	第 38 次調査	加茂町 1 丁目	マンション建築工 事	2002 年 4 月	274 m ²	建物跡、柵列、溝、井戸、土坑	城下町
46	第 39 次調査 (試掘調査)	中町 80 番地 -1	マンション建築工 事	2002 年度	12 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
47	第 40 次調査 (試掘調査)	久米町	ショッピングセン ター建築工事	2002 年度	12 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内
48	第 41 次調査 (試掘調査)	久米町 32 番地	マンション建築工 事	2003 年度	71 m ²	建物跡、屋敷境界溝、溝、土坑	城下町
49	第 42 次調査 (試掘調査)	西町	立体駐車場建築工 事	2006 年度	8 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
50	第 43 次調査 (試掘調査)	東町	マンション建築工 事	2006 年度	6 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
51	第 44 次調査 (試掘調査)	西町 86 番地	鳥取大学医学部附 属病院改築工事	2007 年度	12 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内
52	第 45 次調査 (試掘調査)	久米町 133 番地 -1	建物建築工事	2008 年度	9 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内

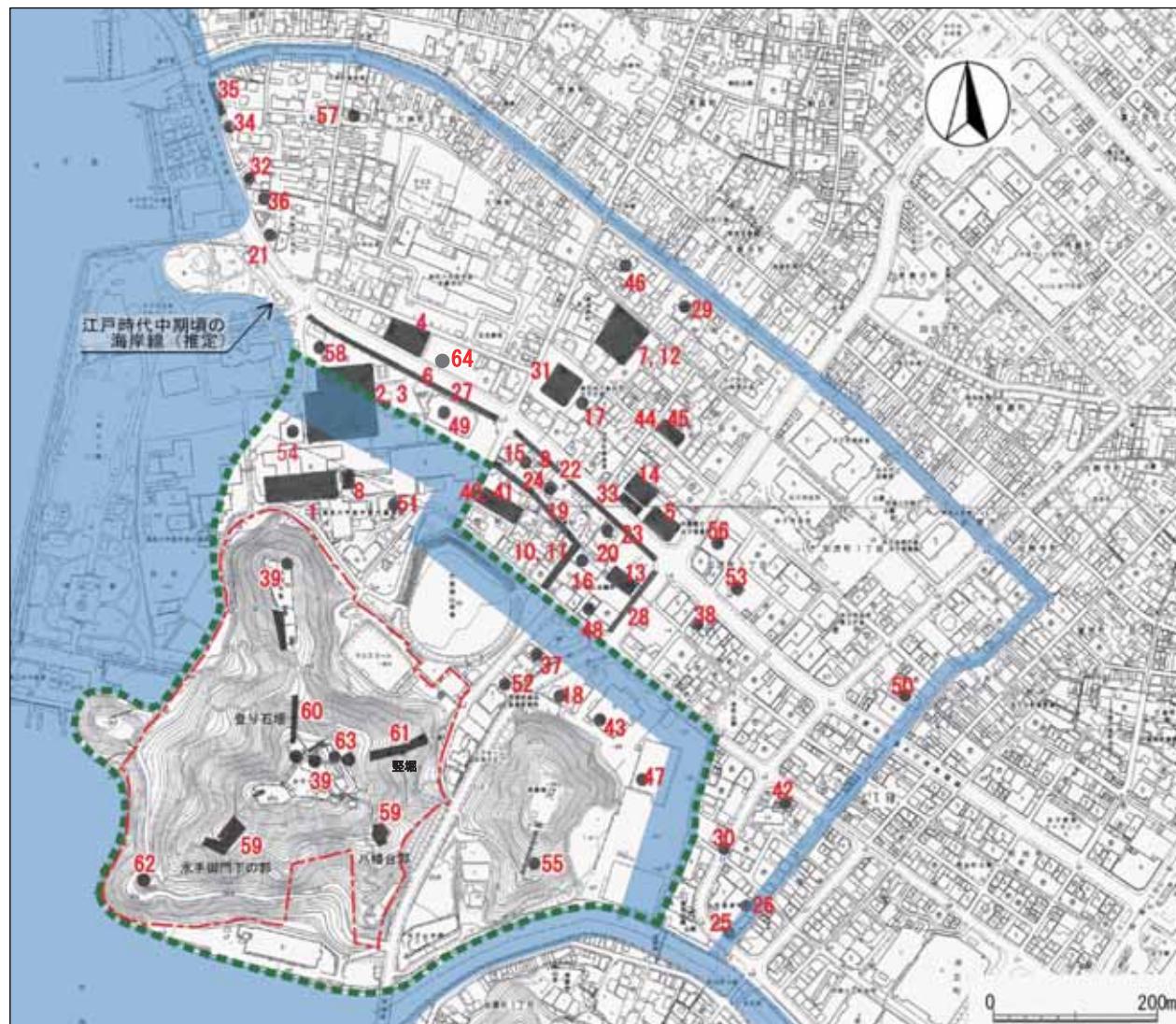
No.	名 称	所在地	原 因	調査期間	調査面積	遺 構 等	地 区
53	第 46 次調査 (試掘調査)	加茂町 2 丁目 130 番地	コンビニエンスス トア建築工事	2008 年度	27 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城下町
54	第 47 次調査 (試掘調査)	西町	病院増築工事	2009 年度	16 m ²	既存建物により遺跡は消滅	城 内
55	第 48 次調査 (試掘調査)	久米町 226 番地 - 1	テレビ送信設備整 備工事	2010 年度	7 m ²	盛土中から近世瓦片が出土	城 内
56	第 49 次調査 (試掘調査)	加茂町 2 丁目 100 番 地 - 1	店舗建設工事	2011 年度	42 m ²	陶磁器が出土したものの、後世の開発に よって遺跡は消滅か?	城下町
57	第 50 次調査 (試掘調査)	内町 57 番地	アパート建設工事	2011 年度	6 m ²	陶磁器が出土したものの、後世の開発に よって遺跡は消滅か?	城下町
58	第 51 次調査 (試掘調査)	西町 36 番 地 - 1	自家発電設備設置 工事	2012 年度	18 m ²	古墳時代後期～古代と考えられる溝、ピ ットを検出	城下町
59	遺構確認調査	久米町	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	2015 年度	1400 m ²	城内 2 か所で新たな郭を確認	城 内
60	遺構確認調査	久米町	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	2016 年度	76 m ²	登り石垣の確認	城 内
61	遺構確認調査	久米町	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	2017年度	146 m ²	堅堀の確認	城 内
62	雪害対策事業 (試掘調査)	久米町	米子城跡雪害対策 事業に伴う遺構確 認調査	2017 年度	30 m ²	南西部の郭及び南西麓の石丁場の確認	城 内
63	遺構確認調査	久米町	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	2018 年度	156 m ²	堅堀、本丸下切岸、登城路の確認	城 内
64	第 52 次調査 (試掘調査) 本調査	西町	医学部附属病院立 体駐車場建築工事	2018 年度 (本調査は継 続中)	9 m ² 600 m ²	江戸時代及び弥生時代～古墳時代の土 器、遺構を確認	城下町



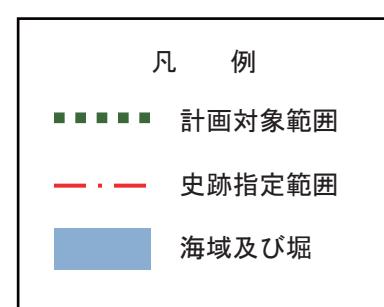
水手御門下郭の石垣確認調査（2015 年度）



登り石垣の遺構確認調査（2016 年度）



史跡米子城跡周辺の発掘調査位置図



2 保存整備事業に伴う内容確認調査

米子市教育委員会では、史跡米子城跡保存整備事業の一環として、平成27（2015）年度から、史跡内の内容確認調査を進めている。平成27年度は、発掘調査に先立ち、史跡内の詳細測量及び分布調査を行った。踏査の結果、山腹の樹木内に石垣や郭、切岸、土壘等の遺構が確認できたことから、米子城内の山腹にはまだ、様々な遺構が包蔵されていることが推察された（『史跡米子城跡保存活用計画書』第3章参照）。



米子城跡整備事業に伴う遺構調査計画

- ①現地踏査を行い、遺構の確認を行う。
- ②確認踏査の成果を元にしながら、詳細測量図を作成する（業者委託）。
- ③詳細測量図をもとに古絵図、文献資料等との照合、歴史的変遷等の総合的検討を行い、詳細縄張図を作成する。
- ④多時期にわたる遺構が包蔵されている可能性も視野に入れた調査を行うために、何か所かで試掘トレンチを設定し、内容確認調査を行いその性格を把握する。

その成果に基づき、平成27年度から内容確認のためのトレンチ調査及び石垣確認調査を行っている。現在までの成果は以下の通りである。

○平成27年度：深浦側の二か所での郭の確認（本丸南東及び南西側）

- ・八幡台郭：天守南東側において野面積の石垣の郭を確認

上面は幕末嘉永年間の四重櫓補修時の作業場（『鹿島家文書』記載）として使用（記年銘瓦の出土）。

- ・水手御門下郭：天守南西側において石垣が巡る二段の郭を確認。

月山富田城側（南西）を向く。石垣上部は破城の跡とも考えられる。



八幡台郭全景



水手御門下郭で検出された石垣

○平成 28 年度：登り石垣、御門の確認

・登り石垣の確認（本丸北西側）

既存の米子城絵図に描かれ、研究者により指摘されていた登り石垣が、内膳丸の御門から遠見櫓北東隅部にかけて確認された。

発掘調査では、一部試掘トレンチを設け、登り石垣の構造の解明を行った。地山面である基盤岩まで掘り下げて調査を行った結果、主郭のある湊山と内膳丸のある丸山を結ぶ尾根の稜線を利用し、西側（中海側）の岩盤を L 字状に削平し、中海側にのみ石を積んでいることが判明した。その構造を見ると、湊山の尾根稜線の地形をうまく利用し、高低差をつけて防御性を高めると同時に、非常に効率的に登り石垣を築造していることがよくわかる。

面上からは大量の瓦が出土していることから、石垣上には瓦葺きの土塀が構築されていた可能性が考えられる。

・御門の確認

現況で、登り石垣と内膳丸側との間に幅 6.0m ほどの平坦面がある。絵図ではここに御門が描かれている。調査の結果、御門左右に築かれた石垣と門礎石を検出することができた。この石垣の形状からは、登り石垣の築石よりは新しい時期に構築された石垣と考えられる。検出された礎石は、位置的に見て御門の脇小門の礎石と考えられる。さらに、古い礎石の一つが、御門に伴う石垣の下から検出された。この礎石の検出により、御門が築かれる以前に、登り石垣の背面にあたる平坦面上に櫓等の建物が存在していたことが判明した。

以上のことから、御門は、登り石垣を一部改変して取り付けられた門であることがわかった。すなわち、築城当初の段階ではここに門はなく、登り石垣は内膳丸先端まで延びる長大な石垣で海側を遮断し、石垣背面の鞍部を削平した平坦面には監視のための櫓等の建物が構築されていたことが推測できる。御門はその後、内膳丸を現況のような郭に改変した段階で、鈴門側に降りる利便性のために取り付けられたものと推測される。

○平成 29 年度：堅堀、石丁場の確認

・堅堀の確認（本丸北東側）

二の丸枡形から本丸番所郭方向に延びる堅堀（北東側）を確認した。枡形虎口が付設する二の丸高石垣の東端は虎口で屈曲し、南北方向に築かれて、南端は切岸に繋がる。この切岸は城内路に並行して南方に（深浦側）に直線的に 43m 伸びたところで 130 度、鈍角気味に屈曲している。今回、確認された堅堀は、この屈曲部分から構築され、等高線に直交して直線的に本丸番所郭付近まで構築されている。堀の全長は 63m、深さは北壁側が約 6 m、南壁側で 2 m を測り、北側は急崖を呈している。本丸番所郭付近では、堀の北壁は切岸状となり 90 度屈曲して、本丸を巡る石垣下の急崖に繋がる。この北端部分では堀底は広がり、切岸に囲まれた空間となっている。

調査では、堅堀を横断する試掘トレンチを 3 か所設け、その構造の解明を行った。その結果、



登り石垣

北側の堀壁は地山をL字状に削り出していることが判明した。これに対し、南壁はほぼ盛土による土塁で構築されていることが分かった。盛土の大半は基盤岩ブロックであることから、北側の切岸を構築する際に生じた土を、南側に盛って土塁を構築したものと考えられる。土層断面の観察によると盛土は、後世に斜面崩壊を起こした状況を呈していることから、本来的には、ある程度の高さがあったものと考えられる。以上のことから、この堅堀は北側の切岸と南側の土塁で構築されていることが判明した。

出土遺物の大半は、本丸からの転落遺物である。このうち、特筆すべきは、本丸側の堅堀端部から出土した軒平瓦である。この瓦の文様は小槌の左右に宝珠を配した中心飾りの左右に唐草文が配される。これは月山富田城、備前岡山城と同タイプの文様であり、過去に飯山（采女丸）では採集されていたが、本丸のある湊山においては今回が初めての出土である。

・石丁場の確認（本丸南西側）

平成29年度は雪害対策事業として、本丸南西部の水手御門下郭下方の山腹の確認調査を行ったところ、石丁場が確認された。石質から、石垣用の石材を切出したものと考えられる。

○まとめ

平成27年度から進めている確認調査の結果、築城初期の米子城の姿が朧気ながら見えてきた。

米子城の縄張りは山頂部の本丸を中心にして、北側の丸山に内膳丸、東側の飯山には采女丸を配していたことは周知されていたが、本丸南西の水手御門下郭、南東の八幡台郭が新たに確認されたことにより、築城初期の段階で、中海側の防御を重視していたことが推測できる。また、北西側に遠見櫓から内膳丸にかけて登り石垣を設け、北東側に本丸番所郭から北東麓の二の丸枡形にかけて堅堀を設け、本丸から麓にかけて延びる2つの防衛ラインにより、御殿の所在する湊山北麓の二の丸を防御している。さらに、登り石垣は内膳丸から水手御門下郭まで一体化した防衛ライン、堅堀は麓の二の丸高石垣と一体化した防衛ラインを築いており、湊山の地形を巧みに利用して効率的に防御性の高い縄張りを構築していることが推察できる。

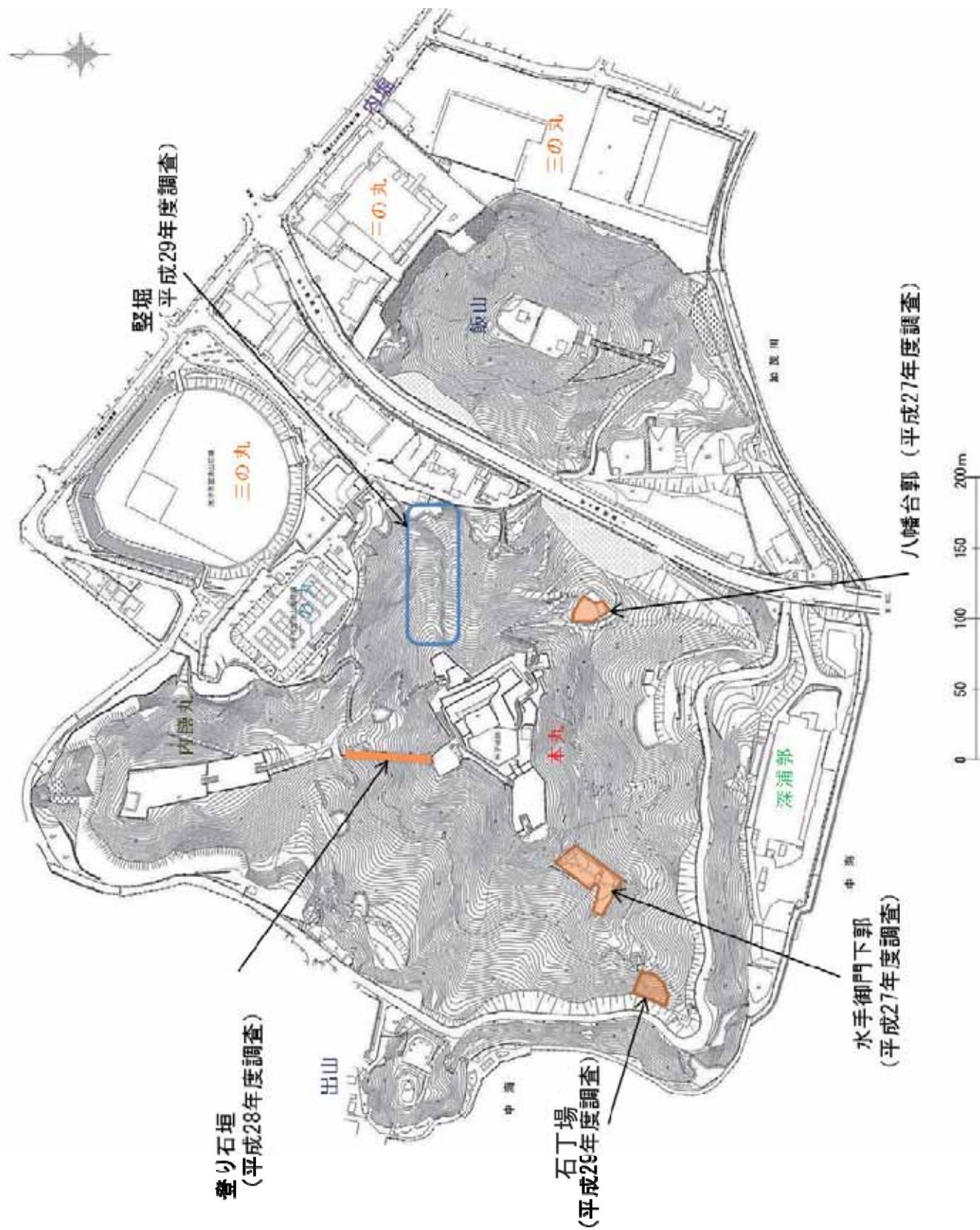
また、堅堀から出土した小槌宝珠文の軒平瓦は、備前岡山城や月山富田城で出土しているタイプであり、吉川広家期のものと考えられている（乗岡2015、加藤2017）。このことから、吉川広家の段階で、湊山山頂に瓦葺建物が存在していたことが推測できる。これは築城初期の米子城に姿を考える上で非常に重要な資料であるとともに、山陰、山陽の城をつなぐ遺物としても重要な意味を持つものである。



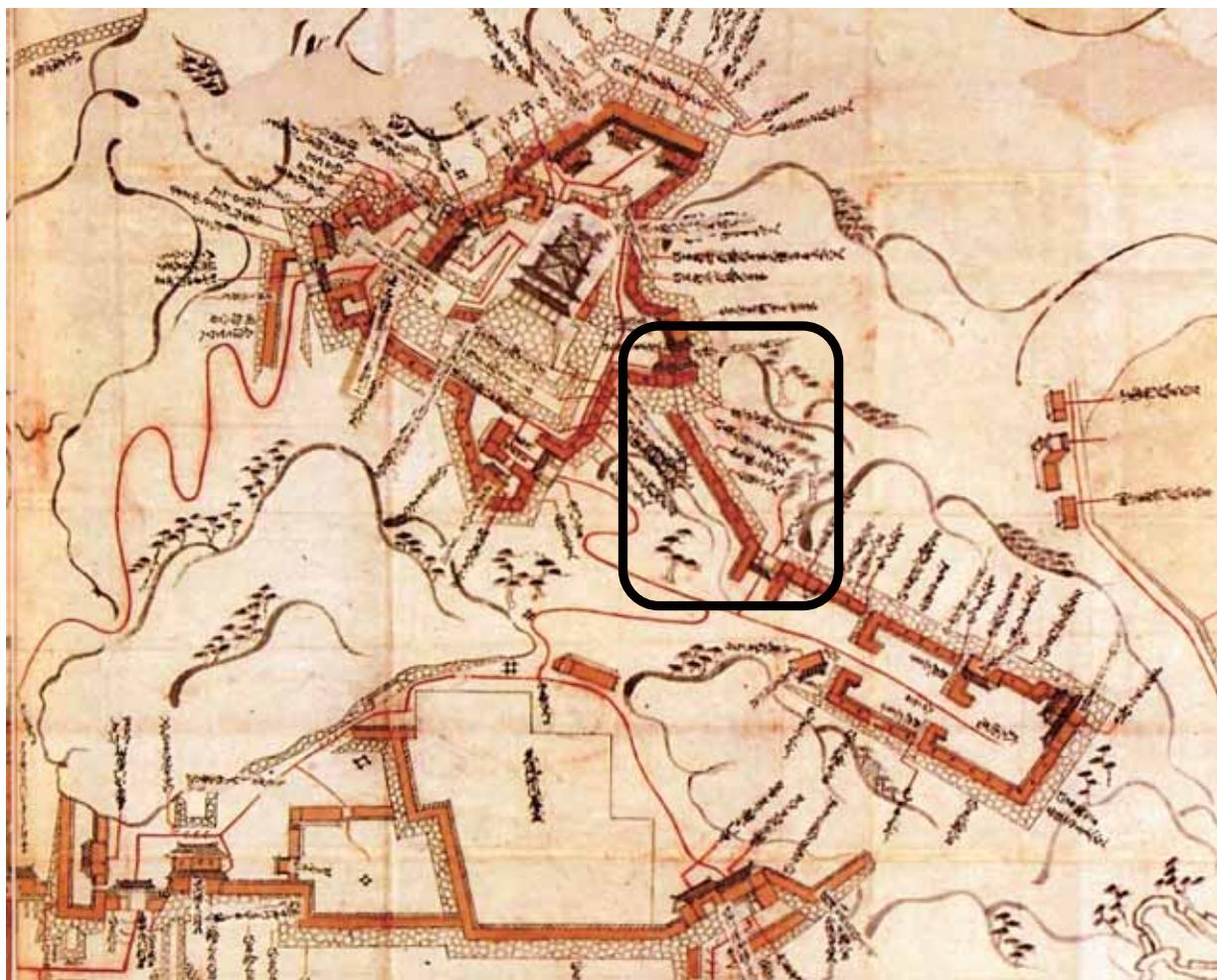
石丁場調査風景



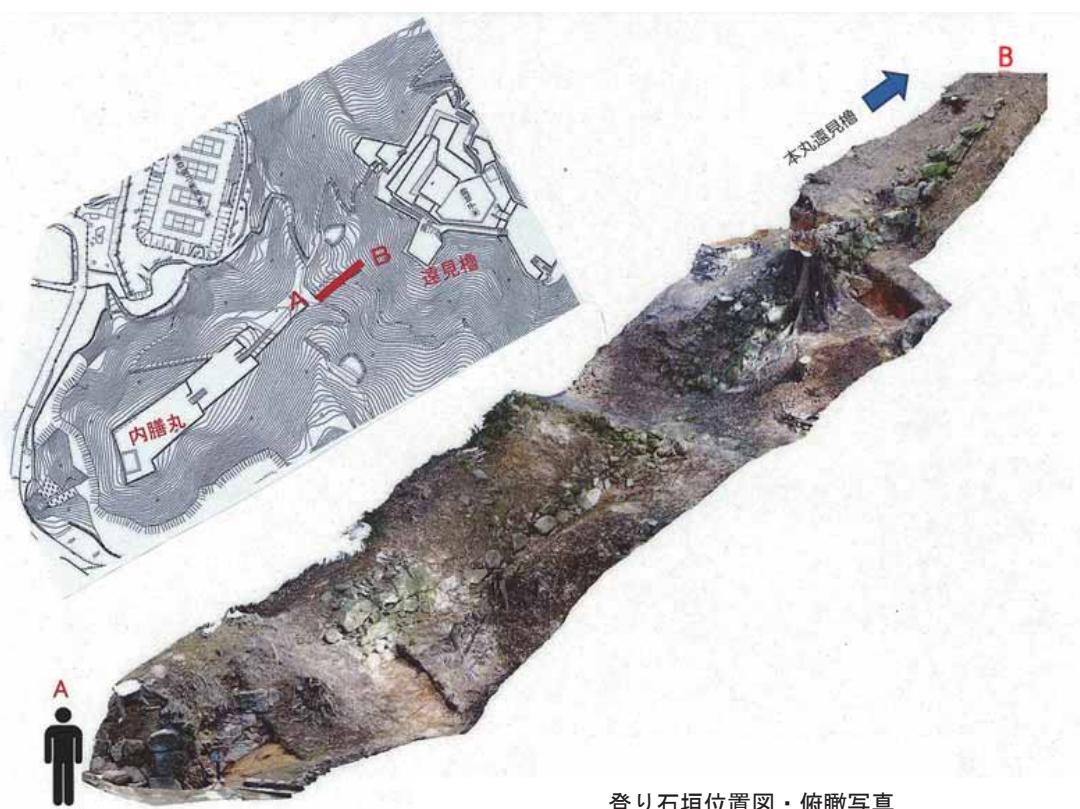
石丁場



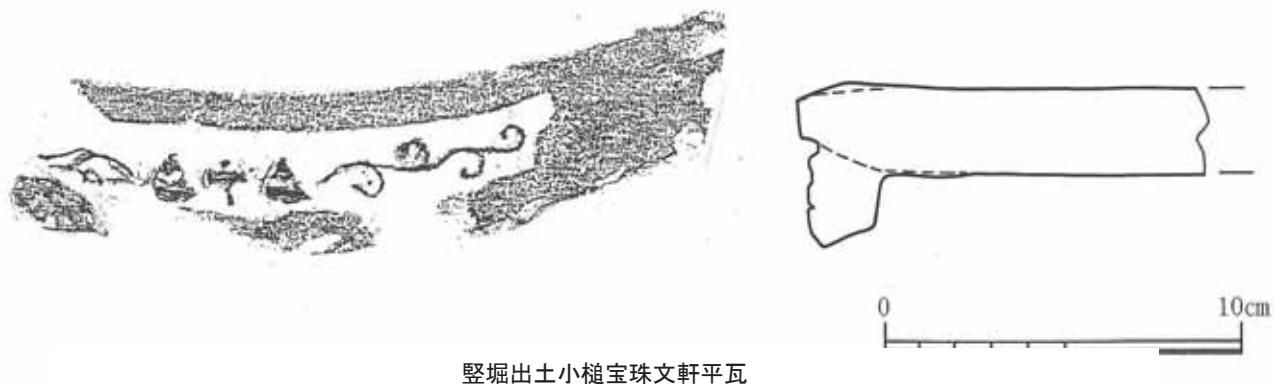
史跡米子城跡保存整備事業に伴う内容確認調査位置図



『米子御城明細図』(元文 4 (1739) 年部分・鳥取県立博物館蔵)



登り石垣位置図・俯瞰写真



豎堀出土小槌宝珠文軒平瓦



北東側上空から見る米子城跡本丸



番所郭から見る米子城跡本丸



八幡台郭で検出された石垣



水手御門下郭



登り石垣



豎堀

3 石垣調査

米子城の石垣を備えた近世城郭としての本格的な普請は、戦国時代末期の天正 19 年(1591)頃に西伯耆の領主となった吉川広家により始まり、関ヶ原の戦い後、代わって領主となった中村一忠により慶長 7 年(1602)頃に完成したといわれている。

米子城跡は、湊山の地形を巧みに利用した石垣による縄張りが良好に遺存しており、山頂部の本丸と内膳丸は全て石垣で構築され、石垣により虎口や枡形を構成している。特に本丸東側は天守台石垣の控え石垣が 2 段あり、四重櫓台石垣と一体となって米子城跡の特徴的な景観を形づくっている。

一方、山裾の二の丸には高さ 10m 程度の石垣がある。この石垣の前面は湊山球場の外野スタンド造成による盛土がされているため、本来の石垣高は 15m 程度と推定される。また二の丸入口には、石垣により枡形虎口が構成されている。

石垣修理の記録については、17 世紀後半から 19 世紀代にかけての石垣修理願絵図が多数残存している。近年は昭和 57~59 年度(1982~1984)に石垣の崩落に対応するための積み直しを行い、平成 12 年(2000)に発生した鳥取県西部地震で被災した石垣の復旧工事を平成 13 年度に実施した。

さらに近年の発掘調査で、四重櫓修復工事時の石材加工場と考えられる八幡台において築城初期と推定される石垣や、内膳丸から本丸の遠見櫓にかけての「登り石垣」を検出する等、米子城跡の石垣調査、研究が進んでいる。

米子城跡の石垣は、米子城の変遷を示す貴重な遺構であり、多様な石垣を通して「歴史の証拠」を体感することができる。主な石材は、安山岩、石英安山岩、凝灰角礫岩で、石積み技法は、野面石による「野面積み」、割石や切石による「打込ハギ」「切込みハギ」が見られる。その他、「布崩し積み」、「谷落し積み」が見られ、「隅角部の算木積み」、地形を活かした「シノギ角」も見られる。また天守鉄御門跡付近には矢穴の残る岩盤露頭があり、湊山の山腹には石材採掘跡と推定される窪地や石垣修理時の石材加工場も残存している。また枡形には矢穴の穿孔過程を示す石垣もある。

現在、石垣の保全と眺望の観点から、伐採を含めた樹木管理を実施しているが、石垣前面や天端、石垣面に生育している樹木もあり、石垣保全のため、さらに樹木管理を進める必要がある。また石材の欠落、孕み出し箇所もあるため、貴重な遺構である石垣の日常的な観測、維持管理、危険箇所の把握の観点から、石垣基礎調査(石垣カルテ等の作成)が必要となっている。



本丸東側の石垣



天守台石垣と控え石垣



天守台石垣
打込みハギ、布崩し積み 隅角部:算木積み



四重櫓台石垣（幕末に積み直し）
切込みハギ、谷落し積み 隅角部:算木積み



本丸への樹形虎口（鉄御門跡）



表御門二重櫓跡石垣
打込みハギ、布崩し積み 隅角部:算木積み



水手御門櫓跡石垣
打込みハギ、布崩し積み



内膳丸石垣
打込みハギ、布崩し積み 石垣面に樹木



二の丸石垣
打込みハギ、布崩し積み



二の丸石垣
隅角部:算木積み



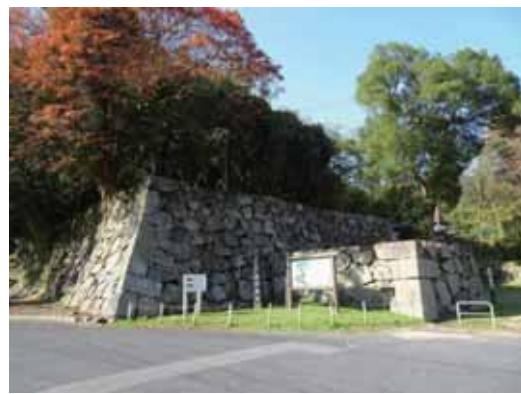
二の丸石垣 シノギ角



二の丸石垣
打込みハギ、布崩し積み 隅角部:算木積み
石垣天端際に樹木



二の丸石垣（枡形）
打込みハギ、布崩し積み 隅角部:算木積み



二の丸石垣
打込みハギ、布崩し積み 隅角部:算木積み



四重櫓台に残る「忘れ石」



矢穴痕が残る岩盤露頭



石材の欠落、孕み出し



石垣前面に樹木

第4章 指定状況

第1節 史跡指定に至る経緯

米子城跡に関しては、昭和 52 年(1977)3 月 10 日の米子市文化財保護審議会(会長 船越元四郎)の答申を受け、昭和 52 年(1977)4 月 1 日の告示により、米子市の史跡に指定された。

なお、この時の指定範囲は、本丸、二の丸、内膳丸のうち民有地を除く市有地部分のみであり、答申には「三の丸、飯山も指定区域に入れること。また、区域内に在る民有地も指定区域に入れること。」との付帯意見が申し添えられていた。この際の新聞記事には「城山については、湊山球場の一部を含めかなりの民有地があり、今回は民有地を除く指定となった。答申は早急に所有者の了承を取り付け、全区域指定が望ましいという審議委員一致の要望を付記している。」との記述がある(昭和 52 年 3 月 16 日付け、日本海新聞)。

昭和 55 年(1980)頃から、国史跡指定へ向けた動きがあった。市としては、天守を中心に石垣が崩落している箇所が認められ、石垣の積み直しが喫緊の課題となっており、国史跡指定への取組みがなされたが中止となった。

その後、平成 10 年(1998)頃から、国史跡指定への動きがあり、平成 10 年(1998)度～平成 15(2003)年度の鳥取県教育委員会を中心として実施された中世城館遺跡詳細分布調査を経て、平成 16 年(2004)9 月の文化庁の中世城館遺跡保存検討会議で、特 A ランクとして国指定候補に認定され、国史跡指定に向けた取組に着手した。

史跡指定に関する文化庁との協議を踏まえ、国史跡指定範囲については、基本的には「内堀の内側で城の中枢域」とすることになり、昭和 52 年(1977)の市史跡指定範囲に、三の丸(湊山球場敷地)、深浦(旧 Y S P 及び山林)、出山を加えた範囲での検討調整に着手した。

しかしながら、三の丸にある市営湊山球場は、市の今後のスポーツ施設のあり方の検討対象地とされていることから史跡指定予定範囲から除外することとなり、さらに、民有地の深浦、出山部分については所有者の同意が得られなかつたため、史跡指定予定範囲から除外することとなつた。そのため、三の丸(湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域(旧来の市史跡指定範囲、すべて市有地)での国史跡指定への意見具申(平成 17 年 7 月 27 日)、史跡指定(平成 18 年 1 月 26 日官報告示)となつたものである。現在の史跡指定面積は 135,131 m²である(※公簿上の面積であり、概数)。

史跡指定に係る主な経過

年 代	経 過
昭和 52 年(1977)4 月 1 日	市指定史跡に指定(市有地: 本丸、二の丸、内膳丸)
昭和 55 年(1980)～	国史跡への指定に向けた動き(石垣積み直しが喫緊の課題)
昭和 57 年(1982)11 月～	石垣修理(単市事業 経費約 6,580 万円)
平成 12 年(2000)10 月 6 日	鳥取県西部地震により被災。石垣を中心として被害大
平成 13 年(2001)4 月～	都市公園震災復旧事業(経費約 1 億 9,600 万円)で石垣復旧
平成 16 年(2004)9 月 10 日	文化庁中世城館遺跡保存検討会議で、特 A ランクとして国指定候補に認定
平成 17 年(2005)7 月 27 日	国史跡指定に係る意見具申(旧来の市史跡指定範囲)
平成 18 年(2006)1 月 26 日	米子城跡国史跡指定の官報告示

第2節 指定の状況

1 指定告示及び指定理由

米子城跡は、平成18年(2006)1月26日に国史跡の指定を受けた。(平成18年1月26日付け文部科学省告示第4号)

- ・指定年月日：平成18年(2006)1月26日
- ・所在地：鳥取県米子市久米町96番地1外53筆
- ・基 準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。
- ・説 明：戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の繩張り、石垣、枡形等の遺構が良好に遺存している。関連する文献・絵図史料も豊富に残されており、戦国末期から近世初期の築城技術を知る上で重要である。
- ・指定面積：135,131.55m²

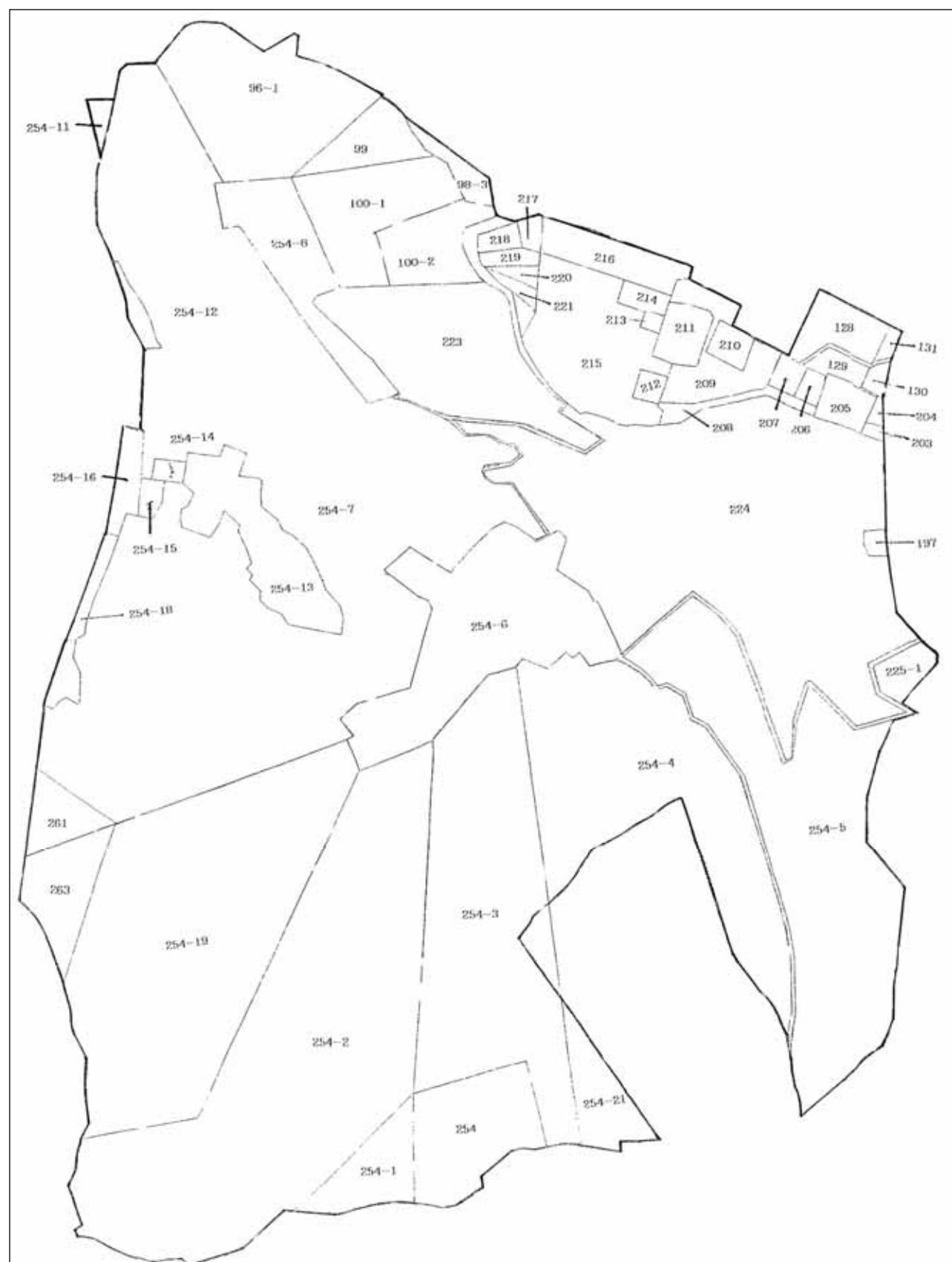
○平成18年文部科学省告示第四号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年一月二十六日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
米子城跡	鳥取県米子市久米町	九六番一、九八番三、九九番、一〇〇番一、一〇〇番二、一二八番、一二九番、一三〇番、一三一番、一九七番、二〇三番、二〇四番、二〇五番、二〇六番、二〇七番、二〇八番、二〇九番、二一〇番地、二一一番、二一二番、二一三番、二一四番、二一五番、二一六番、二一七番、二一八番、二一九番、二二〇番、二二一番、二二三番、二二四番、二二五番一、二五四番、二五四番一、二五四番二、二五四番三、二五四番四、二五四番五、二五四番六、二五四番七、二五四番八、二五四番一一、二五四番一二、二五四番一三、二五四番一四、二五四番一五、二五四番一六、二五四番一八、二五四番一九、二五四番二一、二六一番、二六三番 右の地域に介在する道路敷、鳥取県米子市久米町二二二番に西接する道路敷、同久米町二二四番と同二二五番四に挟まれ同二二四番と同二五四番二四に挟まれるまでの道路敷を含む。



史跡指定地地籍図

2 指定説明

米子城跡は、鳥取県の西部に位置し、米子市街地の西側、中海に突き出す標高約90mの湊山と標高約60mの飯山に築かれた近世の平山城跡である。東に大山、西に中海、南に中国山地、北に弓ヶ浜と日本海を望むパノラマが展開する景勝地である。

米子城は、伯耆守護の山名氏が、応仁・文明年間(1467~87)に飯山に砦を築いたことから始まると伝えられている。豊臣秀吉の国分けによって西伯耆、東出雲、隠岐に封じられた吉川広家が、天正19年(1591)に西伯耆支配の拠点支城として本格的に築城を開始したが、広家は慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの結果、周防国岩国に転封された。中村一忠が慶長6年(1601)に伯耆17万石余の領主として入城し、翌慶長7年(1602)に完成した。中村家は慶長14年(1609)に断絶し、15年(1610)に加藤貞泰が6万石で入城した。加藤家は元和3年(1617)に伊予国大洲へ転封となり、米子領は鳥取藩領に編入され、藩主一族の池田由之が3万石余を領する米子城預かりとなった。寛永9年(1632)以後は、家老の荒尾家が代々米子城を預かり、明治2年(1869)に荒尾家から藩庁に引き渡され、明治5年(1872)に廃城となった。

米子城跡は、「荒尾成文家家譜」等の文献・絵図史料が良好に伝えられており、城郭構造をよく知ることができる。東西南北とも約700mの規模で、飯山の南東麓の入り江から湊山北側の中海まで水堀を巡らしていた。湊山の頂上部に総石垣の本丸を配し、北側の尾根上には内膳丸が突き出し、内膳丸の南東麓には政庁が置かれた二の丸が続く。二の丸の南東下には東西約35m、南北約30mと外枡形を構えている。二の丸と内堀の間が三の丸であるが、水堀も埋められ、市街化が進んでいる。飯山は英霊塔が設置され、公園広場として整備されている。本丸跡南下の中海沿いには御船手組が置かれた深浦郭があるが、現在スポーツ施設等に使用されている。城郭建物は明治6年(1873)以降取り壊されたが、天守台等の礎石はそのまま残されている。

米子市は昭和52年(1977)に市史跡に指定し、57年度から59年度にかけて、本丸跡、内膳丸跡等の石垣の解体、積み直しを行った。また、鳥取県西部地震で被害を受けた石垣についても、平成13年(2001)に震災復旧工事として積み直し等を行った。

米子城跡は、室町時代の砦から始まる平山城跡で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張り、石垣、枡形等の遺構も良好に遺存している。よって今回は条件の整った本丸跡、内膳丸跡、二の丸跡を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

引用:『月刊文化財2月号(509号)』
文化庁文化財部監修 平成18年

2月1日発行 第一法規株式会社



史跡指定範囲図

第3節 指定地の状況

1 土地等の所有関係

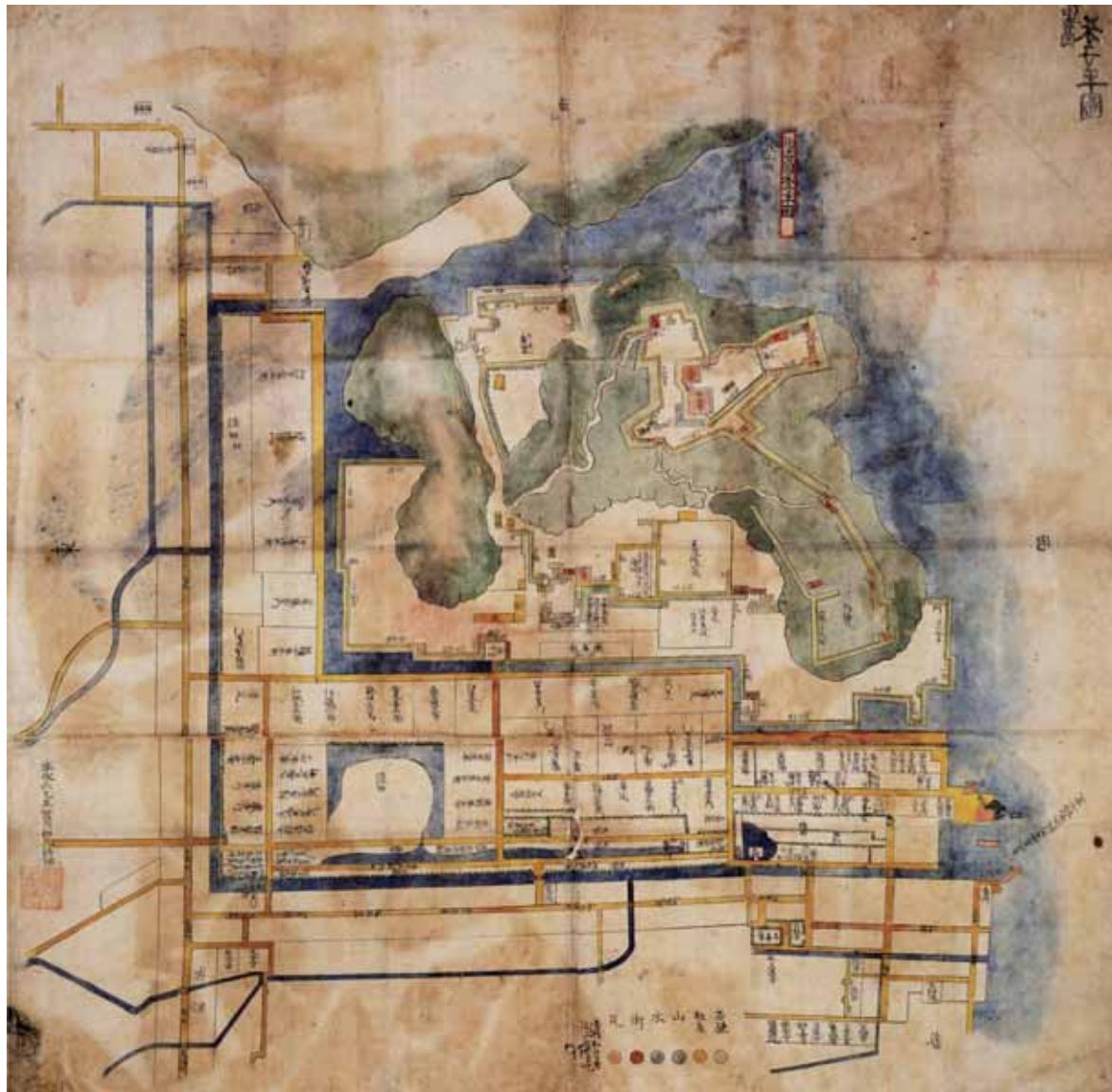
現在の史跡指定面積は 135,131.55 m²であり、全域が公有化され、米子市所有となっている。

2 管理団体の指定

現在のところ、文化財保護法第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。

3 公有化の経緯

現在の史跡指定地については、昭和 8 年(1933)（登記は昭和 9 年(1934)）に市内の坂口家（坂口平兵衛意精氏）から米子市に寄付され市の所有となった湊山の約 34,000 坪の土地及び米子市が昭和 17 年(1942)頃を中心にそれまでの所有者から買収し取得したものが主となっている。



伯耆国米子平図(宝永 6 年(1709)4 月 9 日) (鳥取県立博物館蔵)

第5章 史跡の現状と課題

第1節 調査研究の現状と課題

史跡米子城跡の調査研究については、史資料の調査研究のみならず、石垣、地盤に関する調査研究も喫緊の課題となっている。

1 調査研究

史跡米子城跡の調査研究については、史跡米子城跡整備事業の一環として、平成27年度から現地の詳細な踏査及び遺構確認のための試掘調査を行い、内容確認調査を進めている。その成果として、登り石垣や堅堀等、不明確であった城跡の様相がしだいに明らかになってきており(第3章第3節参照)、同時に、新たに確認した遺構の保存方法を検討する必要が生じている。

現段階では調査範囲も限定的であり、未調査箇所も多いため、山腹内に包蔵される未確認の遺構が存在する可能性が高い。今後遺構の構造を明らかにするための詳細発掘調査を継続的に実施する必要がある。

文献史料・古絵図等の調査については、古絵図をまとめた冊子『米子城絵図面 米子城資料第1集』(平成2年3月)及び、その改訂版である『米子城資料第4集 米子城絵図面』(平成30年10月)が刊行されている。さらに、新修米子市史編さん時点での把握できたものについて調査研究が行われ、『新修米子市史第12巻 資料編 絵図・地図』(平成9年3月刊)、『新修米子市史第8巻 資料編 近世1』(平成12年3月刊)、『新修米子市史第9巻 資料編 近世2』(平成14年3月刊)、『新修米子市史第1巻 通史編 原始・古代・中世』(平成15年3月刊)、『新修米子市史第2巻 通史編 近世』(平成16年3月刊)に成果が盛り込まれており、資料の活用を図っている。

しかし、未だ藩政資料や絵図資料の把握、分析等の調査研究は十分でなく、文献、絵図等と現地との照合や、絵図の貼紙についての詳細な調査研究等も緒に就いたばかりであり、史資料を所有する鳥取県立博物館等の関係機関との連携研究が求められるが、本市では継続的で専門的な調査研究を遂行していく体制が確立されておらず、早急な体制整備が必要である。

2 石垣変位調査

史跡米子城跡の価値を示す重要な構成要素である石垣の現況略測としては、本丸81面4,156m²、内膳丸19面988m²、二の丸24面2,185m²を確認している。しかし、現状把握に不可欠な石垣測量図等が作成できていない。表面観察ではあるが、過去の石垣修理以降、大規模な修理は行われていないため、本丸水手御門等において、経年劣化によるき損箇所がみられる。また、二の丸高石垣、枡形、内膳丸石垣等で孕みが認められるが、現在までに石垣変位調査は行っていない。通常の経年変化の中では、数年内に崩壊の危険があるとは考えにくいが、近年全国的に頻発している大規模地震や集中豪雨等が発生した場合、崩落の危険性も否定できない。特に、二の丸の枡形石垣は市道に面していることもある、来訪者に対する安全の確保が求められると同時に、景観面での問題もある。

これらの石垣の保全にあたっては、日常的な石垣変位調査によるモニタリングが必要であり、そのためには、全域にわたる石垣カルテ、三次元測量等の基礎的データの収集が必要である。

3 地盤調査

史跡米子城跡の城郭内遺構が立地する湊山一帯の地盤調査は、今までに行われていない。石垣や郭の基礎地盤となる山稜の地質構造や地盤特性の調査を行い、土木工学的な側面から遺構の保護を検討する必要がある。

◆課題・委員等からの提言

(1) 戦略的、体系的な発掘調査計画の推進

米子城跡の全体像を把握し、今後の整備に資するため、計画的かつ継続的な発掘調査が必要である。発掘調査も、小規模な内容確認調査と、整備に向けた詳細調査等、2段階程度に分けて行う必要がある。

(2) 石垣カルテの作成

石垣の孕み出しが著しい箇所の積み直しが必要となってくるが、石垣の実測図や写真等、基礎的な資料の収集がされていないため、石垣カルテを作成する必要がある。また、これに基づく経年変化の測定も必要で、適宜、石垣カルテの更新に努めることが重要となる。

第2節 保存整備の現状と課題

1 保存整備全般について

◆現状

史跡米子城跡は、米子市の文化財指定の期間（昭和52年(1977)4月～平成18年(2006)1月）及び国史跡指定以降（平成18年(2006)1月～）の期間において、都市公園としての利活用の一環として、来訪者の安全や利便性の確保等に資するため、小規模な石段修理、園路修繕、危険木の伐採等の日常的な維持管理を行っている。また、森林法に基づく県営治山事業として、法面保護崩落対策工事が内膳丸周辺で実施されているが、近年複数箇所で、小規模な斜面崩壊が発生している。この間、鳥取県西部地震（平成12年(2000)10月6日発生）、大雪（近年では平成23年(2011)1月1日の最深積雪89cm）、台風等の気象災害によるき損箇所の発生に伴う応急的、緊急的な整備、及び都市公園としての活用を目的とした園路整備等を実施している。

一方では、平成29年3月に「史跡米子城跡保存活用計画」を策定するまで、系統だった整備計画、保存活用計画（整備基本構想、整備基本計画等）は策定されておらず、き損箇所の対症療法的修復にとどまり、将来を見通した史跡全体の計画的で保存・活用を目的とした整備は実施していない。

◆課題・委員等からの提言

(1) 整備順序の検討

比較的短期での整備が可能なものの、発掘調査等の成果を踏まえて実施すべきもの、モニタリングや実験等を経てから実施すべきもの、追加指定等を行った後に考えるべきもの等、必要とされる時間と経費の概算をもとに事業の仕分けが必要。整備計画の当面のゴール、中・長期のゴールも定めておく必要がある。

(2) 整備対象の検討

史跡の構成要素としてどこまで取り込むか、米城焼、石造物、湊山球場等、米子城があつたからこそ集積した近代以降の歴史的環境のどこまでを対象にするか検討する必要がある。

(3) 各要素の整備方針の統一

城下町エリア全体での保護と利用を考慮した整備計画（グランドデザイン）の策定が必要である。そうすることで、全体の魅力が市民や県外利用者に伝わりやすくなる可能性がある。視点としては、管理側（長期整備／短期整備）と利用側（ルート設定）等がある。

2 個別整備について（便益施設等）

◆現状

(1) トイレ、東屋、ベンチ等

史跡指定地内にトイレは二の丸に1か所のみ設置されているが、老朽化が著しく、だれもが利用しやすい多目的トイレの機能も付加されていない。また、本丸と内膳丸に設置してある東屋については老朽化が進んでおり、ベンチについても、設置数が少なく老朽化や破損も認められるものもある。



二の丸のトイレ



本丸の東屋



内膳丸の東屋

(2) 駐車場、乗降場車寄せ

来訪者の駐車場は、城跡の西側（中海側）に都市公園の湊山公園駐車場（無料、時間規制あり）がある。しかし、城跡を理解するための動線は、城跡の東側に位置する枡形を起点とする枡形～二の丸～天守台の登城ルートが基本であり、枡形と湊山公園駐車場との距離は約1,000m、徒歩で約15分かかり、さらに、この間を結ぶ市道には歩道がないため移動には危険性を伴う。湊山公園駐車場から二の丸を経由する近道を利用して約700mあり、山越ルートとなるため、徒歩で15分～20分程度かかる。最寄りの有料駐車場として案内する米子市役所駐車場からも距離が約700mあり、徒歩で約10分かかる。

また、枡形付近には、観光バスや障がい者、高齢者等が乗降するための一時的な車寄せの場所もない。



米子城跡枡形の現況

◆課題・委員等からの提言

(1) 駐車場について

米子城跡を利活用していくうえで、枡形、三の丸周辺における駐車場もしくは乗降用の車寄せ

せ等の確保は、必要不可欠である。

(2) トイレについて

- 既存のトイレでは使いにくく、位置がわかりづらいため、トイレの改修、新設は必要である。ただし、史跡におけるトイレは、下手に修景した建物は誤解を招くし、現代的なデザインは景観にそぐわない等デザインが難しく、例えば番所や二重櫓を外観復元し、内部を公共便所に使用するという案もある。
- 山頂の本丸にトイレがないことについては、城山は、健脚であれば 20 分ほどで下山でき、山頂で長時間滞在するということもほとんどないと思われる所以、それは割り切ってもいいのではないかと考える。

(2) その他の便益施設について

- 夜間照明灯、水飲み場、休憩用ベンチ、展望台等を登城路、各郭等の適切な場所への配置及び更新等を検討してほしい。

3 個別整備について（各種案内板、順路誘導標識等）

◆現状

史跡名称標柱については、枠形の入口に 1 か所設置している。城跡説明板については、枠形や鈴門跡付近、天守東屋に設置している。遺構解説板については、標識を兼用したものが設置されているが、情報の提供が十分とはいえない。また、行先案内版や位置図の設置数も少なく、園路内での場所やコースが分かりにくい。また、多言語化への対応ができていない。解説板、案内板、道標、解説標柱等は、各自の目的ごとにデザインが統一されておらず、どの種の説明なのかが、ひと目で分かりづらい。

このほか、文化財保護法上設置を義務付けられている史跡境界標が未設置であり、現地で史跡境界を確認することができない。

◆課題・委員等からの提言

- 登城路、各郭等の適切な位置への設置が求められている。
- 史跡案内板は、統一したデザインで、小学校高学年ぐらいに、理解できるものが必要である。
- 『国指定史跡 米子城跡』の史跡名称標柱が 1 か所しかない。各登り口にあるとよい。
- 樹木名板を設置してほしい。

4 史跡指定地外の区域について（三の丸・内堀・深浦・出山・飯山（采女丸）等）

◆現状

米子城跡の価値を構成する城郭等の遺構や、関連する遺構、及び米子城跡の全体像を理解するうえで重要な箇所が、史跡指定地外の区域にも存在する。しかしながら、未指定地であるため、これまで遺構確認調査が行われていない。また既存の施設があるため、市民や観光客等が米子城の存在を日常的に、また身近に感じることのできる整備や表示板等の設置もない。

◆課題・委員等からの提言

(1) 三の丸

- 三の丸の中心部は、昭和 20 年代に市営湊山球場となり、大きな建物等の建設を免れてきたが、

遺構等の調査は全く行われていない。また、球場の存在によりこの場所が城跡の一部であるという認識が低い。整備後の三の丸には、既存のテニスコートや野球場の代わりに都市公園としての多目的広場を位置づけ、ウォーキングコースやヨガ、ラジオ体操、太極拳、ピクニックができる広場を整備することで、市民の日常利用の増加につながることが期待できる。

- ・三の丸の内膳丸山麓部分は市道となっており、山腹に落石防止網、道路沿いに落石防止柵が設置されているが、安全性対策は万全ではない。
- ・大手門・搦め手門、内堀の復元等を行い、サインを設置する必要がある。

(2) 内堀

- ・未調査で、詳細は不明である。
- ・『内堀通り』の通称名はついたが、顕在化できていない。
- ・城跡の遺構を来訪者に公開するための環境整備や、遺構等に関する解説を充実させることにより、米子城跡の価値を顕在化させ、来訪者に伝達していく必要がある。特に、城跡の全体像を理解する上では、埋め立てられている内堀の表示方法を検討する必要がある。

(3) 深浦（御船手郭）

- ・民間のスポーツ施設が昭和42年(1967)に設置され、西側(施設裏側)は空閑地となっているが民有地のため未調査である。
- ・中海沿いは散策路で、湊山公園から加茂川沿いにかけての彫刻ロードの一部であるが、米子城跡の一角に位置することが認識しづらい。

(4) 出山

- ・民有地のため未調査である。
- ・湊山公園の一部であり「とりでの山」として整備されているが、周囲の樹木が湊山や中海への眺望を妨げている。
- ・説明板が設置されておらず、米子城跡の一角に位置することが認識しづらい。

(5) 飯山（采女丸）

- ・民有地のため未調査である。
- ・山腹への道路と山頂への階段が整備されており、山頂付近にはトイレが設置されているが老朽化が著しい。
- ・山頂にはコンクリート製東屋、ベンチ、水飲み等が設置されているが、周囲の樹木が鬱蒼としており、周囲への眺望を妨げている。

(6) その他

- ・米子駅前（米子市文化ホール・米子コンベンションセンター）から錦海漕艇場に至る通り（彫刻ロードの一部）と一体化した深浦、出山の整備が必要である。
- ・米子城の存在を感じることのできるサイン類が城下町エリアには設置されていない。
- ・城下町エリアからも米子城跡が見える箇所があるので、このエリアにも米子城跡説明板があれば、散策する際に楽しいのではないか。
- ・外堀である旧加茂川を外堀らしく改修（西倉吉町地内の暗渠部分を整備）する必要がある。

第3節 活用整備の現状と課題

◆現状

米子城跡の歴史や構造等の概要をまとめ作成、配布されているパンフレットについては、一部、英語による要約版があるが、全体として日本語によるもので、英語やハングル、中国語等の多言語化が図られていない。また、広範にわたって配布するためには、印刷部数が十分とはいえない。

市広報及び、翻訳機能（英・簡中・繁中・韓・ポ）のある市ホームページに開設している米子城跡を紹介するコンテンツ「もっと知りたい！米子城」により、情報発信を行っている。

学校教育においては、社会科の授業等で使用する米子城跡に関する教材が未整備であり、学校に出向いて授業の一環として行う出前授業、校外学習時の米子城跡の現地案内等も実施できていない。

米子城跡を社会教育の場として活用するために実施している現地講座、公民館等での出前講座等の要望は増えてきており、内容のさらなる充実、メニューの多様化等が求められている。

◆課題・委員等からの提言

- ・米子城跡の歴史的価値を分かりやすく巡るモデルコースを検討して、ガイドマップ等に載せて、市民の健康ウォーキングコースづくり等とも連動させる必要がある。
- ・観光面において、2～3時間または半日程度の散策が楽しめるため、観光客の誘客に有効である。そのためにも、本丸・内膳丸への登り降りだけでなく、八幡台郭、水手御門下郭、出山を含めた観光コースのポイントの整備が必要だと感じる。また、城下を意識して下町観光等との連携による一体的な動線誘客も必要である。
- ・米子城跡とともに、城下町や日本遺産に認定された「旧加茂川の地蔵」等、近隣にある多様な資源との連携による地域一体となった取組を推進する必要がある。
- ・子どもたちの声がする城跡にし、自然や歴史の学習を行える場所にしたい。（城と城下町、城歩き・まち歩き）
- ・市内小・中学生に対し遠足等を通じて、米子城跡の価値や魅力についての学習を行いたい。
- ・桟形入口と艇庫側登り口に簡単なリーフレット又はマップのようなものを設置してほしい。
- ・米子城跡への理解の普及のため、シンポジウムやフォーラム、現地ウォーク等現在実施しているソフト事業をさらに充実させ、展開を図っていく必要がある。
- ・米子城跡に関する発掘調査や石垣修理等史跡整備に伴う工事等を実施する際には、現地説明会を開催し、通常では見られない作業現場の見学機会を設けることも必要である。
- ・市民の米子城跡整備に対する認知度向上のため、市民ワークショップを実施し、グランドデザイン案を改善することで、より市民が参加しやすい状況をつくることができる。
- ・活用に資するための多目的広場の設置が必要である。
- ・城山（湊山）は米子市街に残る貴重な自然であり、史跡整備に当たっては自然環境への配慮も必要である。史跡がもつ歴史的価値に加えて自然観察等多面的な活用を図っていくことが望ましい。
- ・伐採木の活用
- ・AR（拡張現実）等を利用して景観再現、ガイド支援機能の向上を図る必要がある。

- ・米子城下町観光ガイドによる来訪者に対するガイドが実施されているが、米子城跡を対象とした常駐のガイドは設置されていない。
- ・市民主導でさまざまなイベントや活動が実施しやすいように、手続きの簡略化等利用ルールを整備し、市民が参加しやすい環境づくりを行う必要がある。
- ・湊山球場内から見た二の丸の石垣、天守等は一見の価値があると思う。旅行業者のツアーの際や一般ユーザーからの見学希望があった際には、湊山球場への出入りを検討いただきたい。
- ・加茂川・中海遊覧船が運行されているが、深浦側や艇庫付近等に乗下船場所を設置すれば、観光客等が下町や米子城跡の回遊ができ、観光振興に役立つと思う。
- ・二の丸や出山側登城路から医大構内を安全に通行できるよう、歩道の整備や医大構内の通行許可等検討する。
- ・来訪者に往時の米子城の姿を想起させるような歴史的建造物等が必要である。
- ・現在、米子城跡から徒歩10分程度の距離にある山陰歴史館において、米子城跡に関する展示を行っているが、城跡を訪れた際に気軽に立ち寄れる『駐車・見る・買う・食べる』の要素が入ったガイダンス施設が必要である。
- ・米子城跡全体像及び天守閣からの見える城下町の風景の映像（現代の映像とCG等による映像を使用して当時の風景を再現）が必要である。



北西上空から見た米子城跡本丸

第6章 整備の理念と基本方針

第1節 史跡米子城跡の位置づけ

整備の理念と基本方針を検討するにあたり、これまで検討してきた史跡米子城跡の価値や地域の象徴としての役割等を踏まえ、米子城跡の位置づけを整理する。

①山陰地方で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭

米子城は、戦国末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭で、慶長7年(1602)頃に完成したといわれている。中世の砦と伝えられている飯山を取り込んで、湊山を中心に築かれた典型的な平山城の特色を備え、大小二つの天守を連ねる壮麗な城であり、一国一城令での取壊しを免れ、明治時代初期まで存続していた。現状は、天守台石垣をはじめとする各郭の石垣が残存し、繩張りは大きな改変を受けず、戦国時代末期から江戸時代までの城郭としての形態を良く残している。さらに近年の発掘調査で「登り石垣」や「堅堀」等の特色ある遺構も確認され、城跡の全容解明に向けた取組を進めている。

②地理的状況を巧みに利用した繩張りと、海城の性格を併せ持つ平山城

中海に張り出す丘陵地形を利用し、湊山全体を天然の要害として築いた平山城で、湊山山頂の天守に加え、東側の飯山（采女丸）、北側の内膳丸の二つの出丸を配し、「登り石垣」と「堅堀」として、中海側及び深浦側の防衛ラインを構築し、御殿の所在する湊山山麓の二の丸を防御している。二の丸北部には高石垣と三の丸が配され、これを中海の水を引き込んだ内堀で防御する構造で、その外側に武家屋敷地を配し外堀・外郭（町人地・寺町・足軽）と同心円構造を持つ惣構が形成されている。また、商港としての米子湊、軍港としての深浦湊を備えた海城の性格も有している。

③地域の景観的・歴史的ランドマークとしての存在

中心市街地に位置し、本丸からの眺望は、東に大山、西に中海、北に市街地と弓ヶ浜、日本海、島根半島さらには隠岐の島、南に中国山地の山並みと360度のパノラマが展開し、多くの市民や観光客が訪れ、市内有数の眺望スポット、憩いの場として広く親しまれている。また市街地に残る緑豊かな自然と山稜部に石垣が残る城跡として、景観的・歴史的なランドマークとなっており、地域の日常生活の中に溶け込んでいる。

④中心市街地における市民の憩いの場

米子城跡は都市公園「湊山公園」の区域の一部に含まれている。中海と一体となった公園であり美しい夕陽が中海に映し出されることから、かつては「錦公園」と呼ばれ、多くの市民の憩いの場として親しまれてきた。現在も中海の眺望や城跡景観とともに、桜の名所、彫刻ロード等、中心市街地における市民の憩いの場としての役割を担っている。

また、湊山の山腹には、大正14年(1925)に新四国札所八十八箇所が勧請され、石仏の参拝者、「石仏巡りコース」を楽しむ観光客等が訪れている。

第2節 大綱及び基本方針

『史跡米子城跡保存活用計画』では、米子城跡の望ましい将来像「大綱」と、保存管理・活用・整備・運営体制の基本方針を以下のように設定している。

米子城跡の望ましい将来像「大綱」
①米子城跡の実態解明を進め、その保存と活用を図り、価値ある歴史的遺産を確実に将来に継承する。
②往時の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握し、それに基づいた復元等により史跡の価値を顕在化し、米子城跡の歴史的景観の向上を図る。
③中心市街地に位置し、都市公園でもある米子城跡を、訪れる方々が快適に見学し、また憩うことのできる場としての活用を図るとともに、米子城跡の持つ魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できる整備を図る。
④米子市のランドマークであり、米子城跡を中心としたまちづくりの核として、保存、活用、整備を図る。
⑤米子城跡の多様な価値を高める整備を行い、さらに地域の誇りを高め、まちづくりに寄与する。
⑥史跡整備事業により米子城跡の価値を顕在化させることで、価値を視覚的に伝え、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。

基本方針	
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の実態解明に資する調査研究を継続的に進める。 ・史跡の価値を損傷することのないよう保存管理を厳密に行う。 ・日常の維持管理、パトロール等を確実に行う。
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の歴史的、文化財的な価値を市民や観光客等にわかりやすく伝える。 ・都市公園として求められている憩いの場の提供、人と自然が共生する都市環境の形成、うるおいのある景観づくり、レクリエーション空間の提供、都市の安全性及び防災性の確保等、様々な役割を史跡の価値の保存との両立を図りながら果たしていく。
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理及び活用を確実に推進していくための整備を計画的に実施する。
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の維持管理、公開、保存、活用、整備、調査研究等の着実に推進するための運営体制の整備を図る。 ・市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図り、一体的な米子城跡の保存、活用、整備の推進を図る。 ・市民、地元自治会、N P O 団体、観光団体等との協働により保存活用に努める。 ・文化庁、鳥取県教育委員会等の関係機関及び研究者との緊密な連携を図る。

第3節 整備の理念、基本方針

『史跡米子城跡保存活用計画』では、今後の整備に関する基本的な考え方を示している。そこには、米子城跡が幾百年にもわたり米子を見守り続けてきた歴史や、市内における歴史的な象徴、自然公園として親しまれてきた歴史を明記している一方、米子城跡がこれまで果たしてきた役割が、自然環境や都市環境の変化により見失われがちになっていたことを指摘している。

そこで歴史的、文化的資産として貴重な財産である米子城跡を、次世代へ確実に継承するとともに、城跡の魅力を再認識し、適切な公開・活用によって、市民の郷土への愛着や誇りを育み、観光振興や地域の活性化への寄与を目指すため、整備の理念と整備基本方針を以下のように設定している。

整 備 の 理 念 (目 標)	
①米子城跡の調査研究、将来への継承	米子城跡の全容解明を進め、価値ある歴史的遺産を将来に確実に継承する。
②地域シンボルの顕在化	米子城跡の持つ多様な価値を高める整備を行い、地域のシンボルとしての存在意識を高め、まちづくりに寄与する。
③観光振興・地域活性化への寄与	史跡整備事業により、その価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に伝えるとともに、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。

整 備 の 基 本 方 針	
調査研究	<p>○米子城跡の実態解明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査や遺構分布調査、史資料調査等の多様な調査研究を継続的に実施し、米子城跡の実態解明を目指す。また専門的、継続的な調査研究体制の確立を図る。
保存のための整備	<p>○米子城跡の価値を表す遺構等の確実な保存と適切な修復の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存にあたっては、現状保存を原則とした検討を進める。 ・発掘調査により確認された地下に埋蔵されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣等地上に露出する遺構については、調査研究成果に基づき適切な保存措置を行う。 ・米子城跡の価値を構成する遺構や関連する遺構、及び米子城跡の全体像を理解する上で重要な箇所が、史跡指定地外にも存在することを踏まえ、史跡の追加指定等を視野に入れた適切な保存を図る。
活用のための整備	<p>○来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登城路、周遊道路、散策道等の園路を適切に維持管理し、安全性、快適性を向上するための整備を行う。 ・来訪者の安全及び快適な利用に資するため、わかりやすく統一感のあるサイクルへの改善及び設置を景観に配慮して行う。

活用のため の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の適切な利用に資する休憩施設、トイレ等便益施設の整備を行う。 ・遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の安全・快適な利用を促す階段、手すり、照明等の管理・運営のための施設整備を行う。 ・駐車場もしくは乗降場としての車寄せの整備を行う。 ・イベントの開催等多目的な利活用に対応できる広場の整備を行う。 <p>○史跡米子城跡の価値を的確に伝達する活用整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果に基づき、客觀性を確保した適切な手法を用いて、歴史的建造物の復元展示及び来訪者に、往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現方法の検討を行う。 ・史跡米子城跡の価値を理解する上で重要な要素（地上に露出している遺構や重要な場所）については、現地でそのことが理解できる解説板等の設置を行う。 ・現在埋め立てられている内堀の表出、復旧等の方策について検討する。 ・施設の新設、既存施設の活用等によるガイダンス機能の向上を図る。 <p>○市民が米子城跡を身近に感じ、来訪者が米子城跡の存在を感じる整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかで米子城跡の存在を感じることのできるサイン等の設置を行う。
公開・活用	<p>○史跡米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄積された調査研究の成果や今後実施される調査、整備の状況を積極的に公開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。 ・城下町や日本遺産「旧加茂川の地蔵」、中海等、米子城跡の周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。 ・関連する都市と連携した取組等により、多種多様なソフト事業の展開を図り、米子城跡の魅力を広く普及啓発する。
体制整備	<p>○多様な関係者が相互連携できる保存活用体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財部局だけでなく、まちづくり、観光、公園部局等、関係する米子市の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材の確保等についての検討を行う。 ・行政機関のみならず、市民、地元自治会、NPO法人、観光団体や専門家等の多様な関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の組織化を図る。
基準とする 年代	<p>○史跡米子城跡の整備において基準とする年代の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備にあたって基準とする年代については、現存する絵図の中で最も詳細に郭の構造や規模が描かれている元文4年（1739）の「米子御城明細図」（附編 関係資料2 米子城絵図参照）を概ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史資料調査の結果によっては、各郭や整備対象地区単位において、その適切な年代を検討することとする。

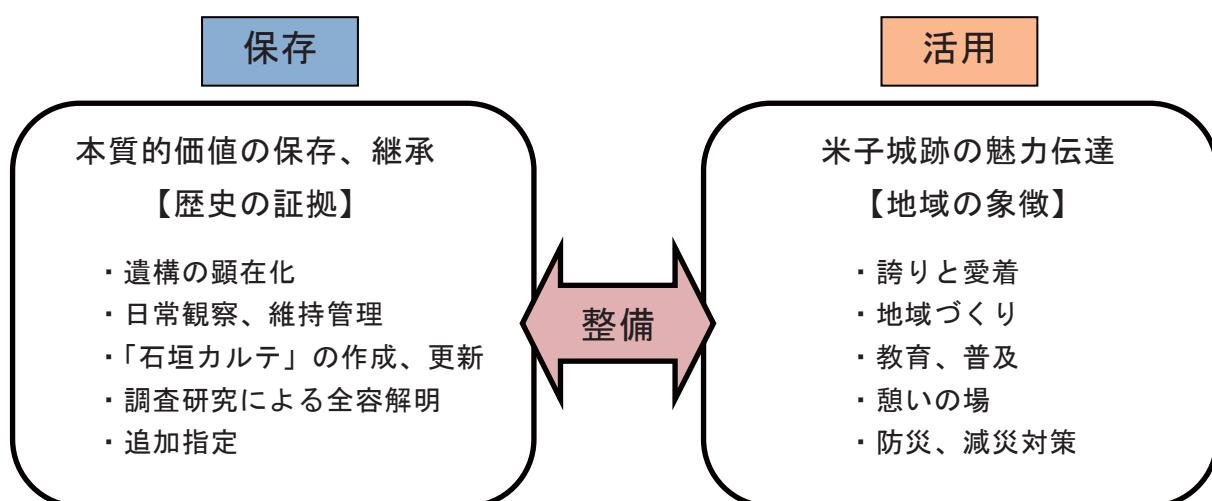
第7章 整備基本計画

米子城跡は、先人から託された貴重な歴史文化資産であるため、城跡が有する本質的価値の確実な保存を第一義とし、その上で適切な公開、活用に供するものである。史跡米子城跡の「整備」については、「保存」と「活用」が調和的に両立するものでなければならない。

米子城跡は、都市公園としての「湊山公園」の一部を形成するものであるが、これまで城跡として風致保護を目的とした保存整備が図られてきた経緯があり、城跡としての景観が米子市民にとって象徴的・精神的な存在であり続けている。

米子城跡の持つ潜在的な価値を正しく把握し、周知するためには、米子城が地形や自然環境を巧みに活かして築造した政治・経済・文化・防衛の拠点施設であったことを十分に認識し、選地及び縄張りから読み取れる城郭の構築技術を始めとする知恵の結晶であることを理解・継承する必要がある。そのことが、ひいては米子城跡を中心とした歴史文化資産を活かした米子市のまちづくりのあり方につながるものである。こうしたことを踏まえ、保存と活用を目的とした「整備」は、庁内の関係部局や市民との合意形成を図りながら進めていく必要がある。

一方、近年の突発的大雨や地震等の自然災害による斜面や石垣の崩壊が全国各地の城跡で発生しており、緊急的、応急的な修繕や整備工事による対応も必要である。また、史跡自体が長い年月を経てきたものであることを念頭に置いて、行政や城郭の管理者は、来訪者の安全確保や被害が生じた場合にもそれを最小限にとどめるための取組を行うとともに、来訪者に対しての注意喚起等必要に応じ、危機管理意識の醸成を図ることも必要である。

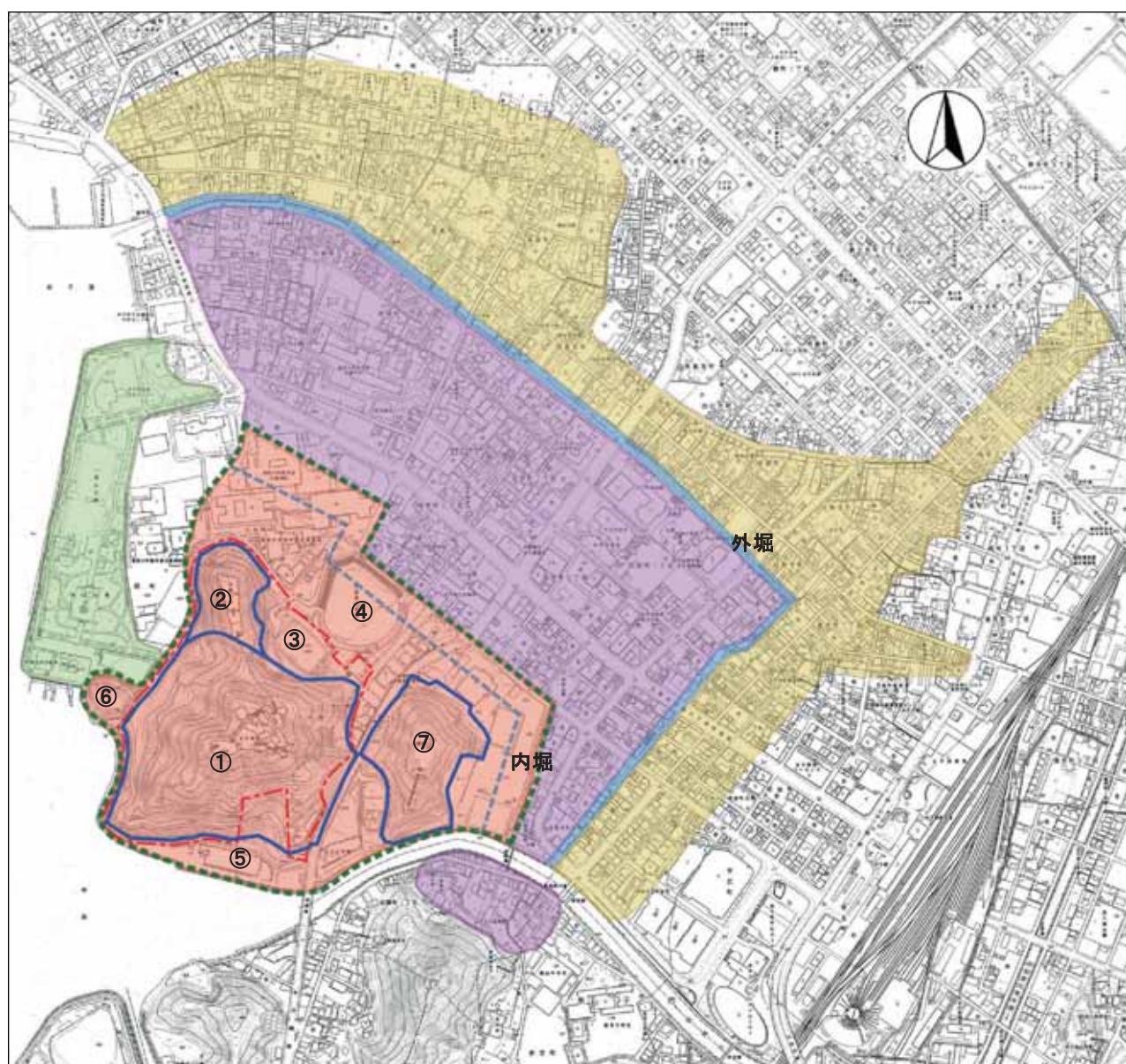


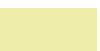
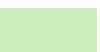
第1節 ゾーニング計画

1 地区区分の設定

米子城跡が有する多様な価値を高める保存整備を行い、地域のシンボルとしての存在意識を高め、まちづくりへの寄与を目指すための整備方針を検討するために、米子城跡及び城下町の特徴的な構成要素によりゾーニングを設定した。(『史跡米子城跡保存活用計画書』第7章第2節参照)

米子城跡の本質的価値の保存と顕在化を図るための整備については、本来の米子城の構造や規模を正しく認識したうえでの検討が必要である。そのため、米子城の内堀も含めた機能的構成部分である中枢域を「内郭エリア」、その外側に形成された城下町区域を「外郭エリア」として位置づけ、これらを「惣構え（城のほか城下町一帯も含めて外周を堀や石垣、土塁等で囲い込んだ城郭構造）」として一体に捉えた、史跡米子城跡を核としたまちづくりを進めていく必要がある。



ゾーニング区分			
惣構え ゾーン	内郭エリア (米子城跡)		米子城の中核域である内郭を構成するゾーン 【内郭①ゾーン：本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】 【内郭②ゾーン：内膳丸】 【内郭③ゾーン：二の丸・枡形】 【内郭④ゾーン：三の丸・内堀】 【内郭⑤ゾーン：深浦郭】 【内郭⑥ゾーン：出山】 【内郭⑦ゾーン：飯山（采女丸）】
	外郭エリア (城下町エリア)		武家地としての米子城を構成するゾーン 【外堀と内堀にはさまれた区域】
			町人地としての米子城を構成するゾーン 【外堀の外側、旧加茂川北側・寺町・街道沿い】
公園ゾーン			都市公園の魅力を体感するゾーン 【都市公園のうち、米子城跡を除く区域】

米子城の中核となる内郭エリアは、遺構の性質や現在の利用状況等を考慮して設定した地区区分（史跡米子城跡保存活用計画 第5章第3節参照）を踏襲し、各地区における整備の方向性を検討する。なお、内郭エリアのうち、現在の史跡指定地は、①本丸（一部を除く）、②内膳丸、③二の丸・枡形である。

また、外郭エリア（城下町エリア）は、米子城と一体となって整備された城下町のエリアで、現在も歴史的建造物や水路、街路等が多く残り、地域と行政が一体となって米子の歴史的な町並みの保存、活用に取組んできた。このため外郭エリアについても米子城と一体として捉え、整備の基本的な考え方を示していく。

惣構えゾーン	
【米子城の内郭を構成するゾーン】	
内郭エリア	米子城の中枢域で、本丸、二の丸、三の丸、内膳丸、深浦郭、出山、飯山（采女丸）で構成されている。
史跡指定地内	<p>【内郭①ゾーン：本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】 本丸を核とした城郭の中枢部で、天守台等の石垣や礎石、山腹の登り石垣や堅堀等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。</p> <p>【内郭②ゾーン：内膳丸】 本丸から北西に伸びる丘陵で城郭の中枢をなす。石垣等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。</p> <p>【内郭③ゾーン：二の丸・枡形】 二の丸・三の丸等の内郭ゾーンの周辺範囲のうち、史跡指定範囲とする。史跡の本質的価値である石垣や縄張りにより比較的明瞭に往時の城郭の空間が現れ、地下に遺構が埋蔵されている。</p>
史跡指定地外	<p>【内郭④ゾーン：三の丸・内堀】 城と城下町（武家地・町人地）を区分する内堀の内側にあって、米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。 米蔵、馬屋、番士詰所等が配され、当地の行政面の中枢を担っていた場所であった。</p> <p>【内郭⑤ゾーン：深浦郭】 船頭屋敷、船小屋、番人小屋等の施設と隅櫓が配置された場所で、水軍が配置され、米子城の軍港として機能していた。</p> <p>【内郭⑥ゾーン：出山】 深浦の見張り場や防御のための施設と考えられており、深浦郭とともに、海に面して築造された米子城の性格を顕著に表している。</p> <p>【内郭⑦ゾーン：飯山（采女丸）】 15世紀半ばに山名氏が砦を築いたといわれる場所で、砦から始まった米子城の成り立ちや、当地域の戦国時代の様相を物語る上で重要である。</p>
外郭エリア（城下町エリア）	<p>【武家地としての米子城を構成するゾーン】 米子城惣構えのうち、外堀と内堀にはさまれた範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、武家地や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。 往時の米子城域の姿を物語る貴重な遺構で、湊山公園の一角に位置する清洞寺跡（市指定史跡）を含む。</p> <p>【町人地としての米子城を構成するゾーン】 米子城惣構えのうち、外堀の外側、旧加茂川北側、寺町等の範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、町屋や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。また、外堀の一部は顕在化している。</p>
公園ゾーン	
【都市公園の魅力を体感するゾーン】	
都市公園のうち米子城を除く区域。かつては夕陽が美しいところから錦公園と呼ばれており、中海を感じることができる場であり、米子市の桜の名所、都市の中の貴重なオープンスペースとして市民の憩いの場である。	

2 整備の方向性

各地区における遺構の性質や現在の利用状況、課題等を踏まえた整備の方向性を以下に示す。

ゾーン	整備の方向性
米子城の内郭を構成するゾーン	内郭 ①②ゾーン
	内郭 ③ゾーン
	内郭 ④, ⑤, ⑥, ⑦ゾーン
武家地としての米子城を構成するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存修復を最優先目標とする。 ・天守や石垣等の史跡の景観を保全する。 ・石垣カルテの作成、発掘調査等の史跡の調査研究を推進し、遺構復元、遺構の表示検討、露出展示等の可能性を探る。 ・史跡にふさわしくない施設等について廃止や移転を視野に入れた取扱を早期に検討する。 ・大木及び植物等貴重な樹木、植物の保護を行う。
町人地としての米子城を構成するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存修復を最優先目標とする。 ・発掘調査等史跡の調査研究を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、利用者に心地よい憩いの場を提供する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・内郭の重要箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、利用者に心地よい憩いの場を提供する。 ・内堀の規模の視覚化を図る。 ・天守への眺望を確保する。
武家地としての米子城を構成するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・整備拠点箇所を含め、内郭、町人地ゾーンと一体となった回遊動線を設定し、都市計画動線と連携する。 ・城下町エリア内の他の文化財、社寺や近代化遺産等の歴史文化資産を結ぶ、文化財ネットワークを形成する。
町人地としての米子城を構成するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・歴史的建造物の悉皆調査を実施し、建造物の保存や歴史的まちなみ形成の基礎資料として活用していく。 ・整備拠点箇所を含め、内郭、武家地ゾーンと一体となった回遊動線を設定し、都市計画動線と連携する。 ・城下町エリア内の他の文化財、社寺や近代化遺産等の歴史文化資産を結ぶ、文化財ネットワークを形成する。

第2節 整備計画

1 調査研究計画

史跡の整備を進めるにあたっては、発掘調査、史資料調査等の調査研究が不可欠である。これまでに実施してきた調査研究の成果を踏まえ、発掘調査や史資料調査等により米子城の縄張や遺構等の全体像を解明するとともに、史跡の価値の確実な保存、継承に取組むための調査研究と活用に資する整備（活用整備）に取組むための調査研究があり、いずれも、「史跡米子城跡整備検討委員会」のなかに城郭研究者及び考古学研究者等で構成する専門部会を設置し、指導助言を得ながら計画的、継続的かつ長期的に取組む必要がある。

（1）遺構等の詳細分布調査

- 1) 史跡指定範囲及びその周辺地域を対象として、平坦地、石垣、石丁場、岩盤加工痕等の遺構や遺物の分布状況の確認と記録を行う。
- 2) 必要に応じて試掘調査を実施し、内容確認に努める。

（2）発掘調査

- 1) 遺構等の分布調査や試掘調査等により、遺構や遺物が確認される場合については、必要に応じてその内容や範囲を確認するための発掘調査を実施する。
- 2) 石垣等の構造や性格を明確にするための発掘調査を実施する。
- 3) 平坦地の内容確認を進め、その性格や往時の米子城全体における動線の解明に努める。

（3）石垣調査・地盤調査

- 1) 石垣の現状把握に努め、石垣カルテ及び三次元測量を作成する。
- 2) 継続的な石垣変位調査を行う
- 3) 石垣の基礎地盤となる地盤調査を行う。

（4）史資料調査

- 1) 往時の米子城の姿・構造だけでなく、城の使われ方等を明らかにするために、米子城に関する絵図（貼紙の分析を含む）、藩政資料等の文献の収集とそれらの解析を、鳥取県立博物館等の関係機関と協力して行う。
- 2) 権をはじめとする建造物の作事や石垣建造等に係る古文書、絵図、指図の所在調査に加え、古写真等の資料収集を継続的に行う。

（5）比較研究

- 1) 米子城の特質や位置付けを明らかにするために、同時代の城郭や歴代城主の関係する城郭及び前後の時期の近世城郭等との比較研究を行う。
- 2) 保存整備、活用整備及び公開・活用に資するため、他城跡事例の調査研究を行う。

（6）歴史的建造物調査

- 1) 旧小原家長屋門の調査を行い、破損状態の把握、歴史的調査を実施し、利活用の可能性及び今後の取扱いの方向性を検討する。

（7）樹木調査、植生調査、動物調査

多くの市民から「城山（しろやま）」として親しまれ、自然豊かな都市公園緑地として利用されてきた貴重な都市空間を構成する動植物の調査を行う。

2 遺構保存のための整備計画

米子城跡は、中海に張り出す丘陵地形を利用した巧みな縄張りが展開する海城の性格を併せ持つ平山城で、城の縄張りは大きな改変を受けず、戦国時代末期から江戸時代までの西伯耆支配の拠点城郭としての形態を良く残している。また近年の発掘調査成果から、近世初期の城郭としての性格に加え、天守を中心に、尾根や谷の自然地形を活かした防御構造を持つ戦国時代の山城の性格を併せ持つ城郭であることが判明しつつある。

そのため、米子城跡の保存整備にむけては、近世城郭の遺構とそれに先立つ中世城郭の遺構の保存も重要である。

遺構の損壊や史跡の価値に悪影響を及ぼすほか、来訪者に危険が及ぶおそれがある場合の対応等、必要性、緊急性が高いと考えられる整備についてはできるだけ早期に着手する。そのうえで、石垣の修復等不可欠ではあるが、調査研究等も含めると一定程度の時間を要する整備については、中・長期にわたり計画的に取組んでいく必要がある。

(1) 保存整備の方針

史跡米子城跡の価値を有する要素の確実な保存と適切な修復を目的とした保存整備の基本方針を以下に示す。

保存整備の基本方針	
遺構保存	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存を基本とした適切な遺構保存方法を検討し、保存を行う。 ・石垣や豎堀、井戸、礎石等の地上に露出している遺構については、それぞれの立地環境や遺構の性質に応じ、適切な保存処理、保存環境の改善を行う。 ・地下に埋蔵されている遺構については、露出展示等を行う場合を除き、原則として地下に埋蔵された状態を維持する。 ・石垣等の遺構に直接もしくは近接して生育している樹木が遺構に悪影響を与えており、もしくは今後悪影響が予想される場合、調査に基づいて処置方法を検討し、樹木の伐採や剪定等の適切な管理を行う。なお、措置後の遺構保存についても併せて検討する。
修復	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の定期的な観察を行い、き損や劣化、風化等が確認された場合には、調査研究成果を踏まえ、遺跡としての真正性の確保に留意し旧状に復する。 ・石垣等については定期的な観察を行うとともに、現在の保存状況について石垣カルテ作成等の実態調査を実施し、き損や劣化が見られる場合には、適切な方法により順次修復を行う。なお、石垣等の保存に関しては、可能な限り現状保存の措置を取ることを基本とし、やむを得ない場合について積み直し等の修復を検討する。 ・史跡米子城跡の価値とは無関係で史跡の保存や活用に寄与しない要素については、現位置での必要性を検証し、関係者との調整のうえ撤去または史跡指定地外への移設等を検討する。

重層的価値を構成する要素の保全	<ul style="list-style-type: none"> 城郭としての価値に関する要素の保存とともに、身近な自然環境を構成する要素、さらには景観や公園、信仰等の史跡米子城跡を構成する重層的な価値に関する要素の保全については、城郭としての価値を損なうことがないよう調整を図り、適切に保全する。
追加指定の検討	<ul style="list-style-type: none"> 米子城跡の全体像を把握するうえで重要な箇所が史跡指定地外にも存在することを踏まえ、関係者に対する理解や協力を求め、史跡の追加指定等により適切な保存を推進する。

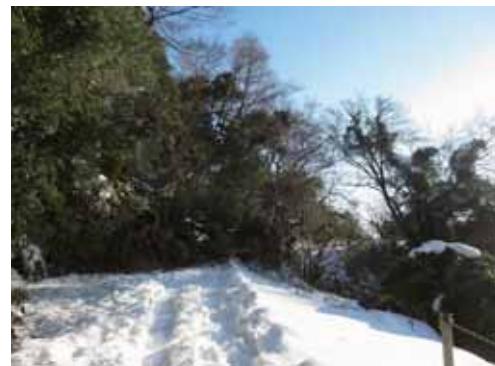
(2) 主な保存整備

史跡指定地のみならず城郭としての米子城跡全域の保存整備にあたり、米子城跡の基盤である湊山・飯山や、縄張りを形づくる石垣、これまでの調査等で検出された遺構、植物等の保存整備のあり方について、以下に示す。

1) 米子城跡の基盤としての湊山・飯山の保存

米子城跡の基盤を成している湊山と飯山では、適切な樹木管理が行き届かず、近年の突発的な豪雨や豪雪等の自然災害により、湊山そのものの自然地形の崩壊も発生しており、適切な山の斜面の保全整備が必要である。

湊山と飯山の一部は、「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、これまで県営治山事業として、内膳丸周辺の一部の山腹で法面崩落対策工事が実施された。しかし、その他の法面では、後に発生した鳥取県西部地震（平成12年10月6日）や台風、豪雪等により、小規模な法面崩壊が発生していた。さらに、平成29年1月から2月にかけての豪雪による倒木が原因で、湊山南西の法面で大規模な斜面崩落が発生した。



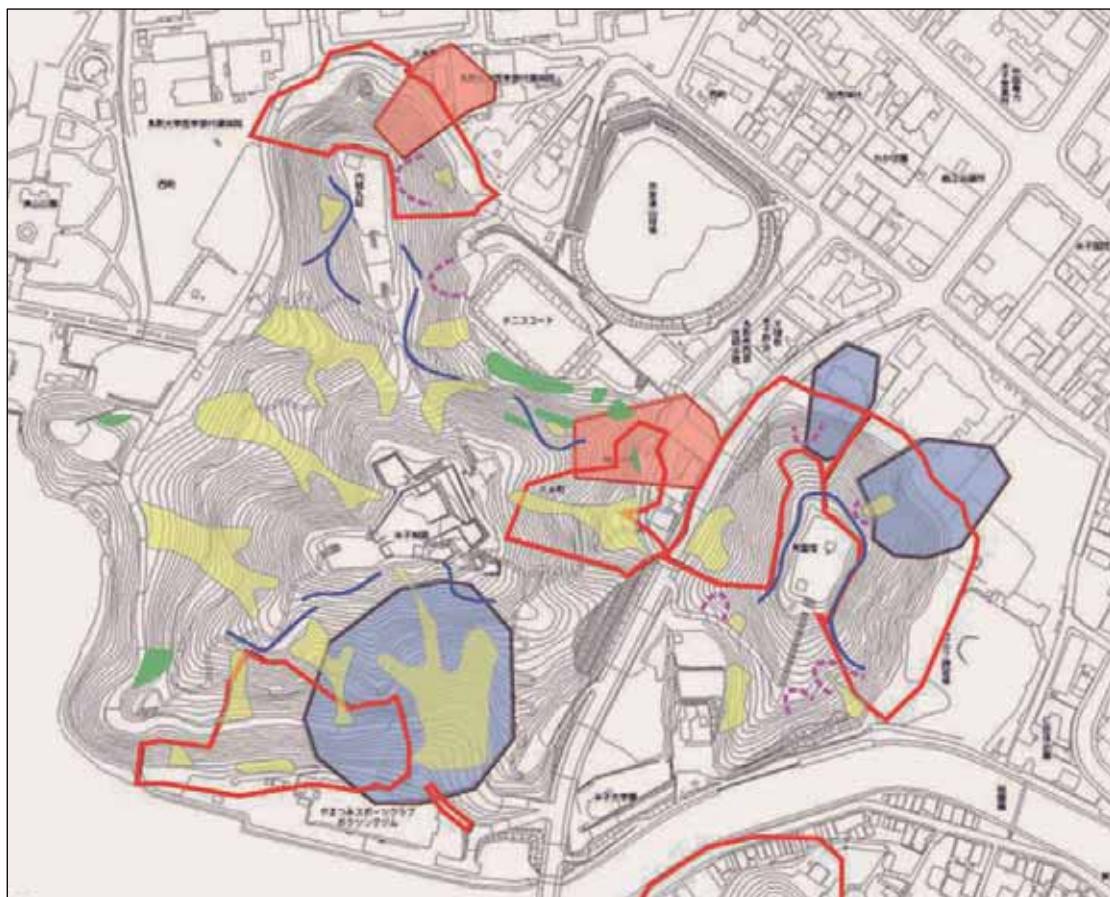
大雪による法面崩落(平成29年2月)

斜面の安定化にむけては、第1段階として地質構造や地盤特性を調査したうえで不安定斜面の状況を把握し、危険度や緊急度の設定、緊急性の高い斜面に対する保護措置の検討が必要である。さらに、第2段階の中長期的な保護措置にむけたボーリング調査や水位測定、安定解析等の必要な詳細調査を検討し、その調査結果を踏まえた城跡としての景観に配慮した保護措置についても検討が必要である。

一方、遺構保護や都市公園としての利用の観点から、緊急性が高いと判断された箇所から、表層すべり対策や落石対策を実施する必要がある。

危険性の高い局所的な斜面の流出箇所や樹木に伴う地盤のオーバーハング箇所、石垣裾の基盤面の流出箇所等は、土壤保護シートの敷設や植生土嚢の充填等、遺構や自然環境を考慮するとともに、地形条件や施工条件、資材運搬経路等に留意した土壤流出防止対策が必要である。

また、湊山と飯山の城跡としての適切な保全整備には、斜面安定化の対策に加え、適切な樹木管理が必要である。法面整備の施工の際には外来種の導入は極力避ける必要がある。



斜面の不安定箇所

- | | | |
|-------------------|------------|----------|
| ■ 急傾斜地崩壊危険箇所 I | — 遷急線 | ■ 崖錐（推定） |
| ■ 急傾斜地崩壊危険箇所 II | - - - 崩壊跡地 | ■ 不安定斜面 |
| ■ 土砂災害特別警戒区域(指定済) | | |

【法面の現状】



斜面裾の急峻地



斜面に残る石垣の底部が現れている



基盤岩の露出部(城山大師背後)



ノンフレーム工法による斜面補強
(史跡米子城跡 平成 22・23 年)



同左：平成 30 年 5 月の状況



落石防止ロープ工
(史跡米子城跡 平成 9 年)

【法面保護の整備例】



ノンフレーム工法による斜面補強
(史跡津和野城跡 平成 28 年)



補強材(ロックボルト)と、高強度
ネットによる斜面補強
(史跡新宮城跡 平成 23 年)



同左：植生回復状況
(平成 24 年 6 月)



ヤシ繊維ネットによる斜面保護
・平成 16 年 7 月の福井豪雨により被災しその復旧工事



(特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡)



植生土嚢による斜面保護
(特別史跡肥前名護屋城跡)

2) 繩張りの保存

現状の米子城跡は、内郭エリアのうち、埋め立てられた三の丸内堀を除く郭の縄張りが、ほぼ廃城時の形態を示している。

現在、遺構の保全や城跡の顕在化及び来訪者の安全確保を図るために、斜面の樹木伐採が進められている。しかし、近年のゲリラ豪雨や獣害等による石垣裾の基盤面の流出が発生している城跡も全国的に多く見られる。米子城跡においても、城郭の骨格である縄張りを形づくりている石垣とその基盤面の保存を図る必要がある。

また、平成 27 年度に確認された水手御門下郭を形成する石垣や、八幡台郭で確認された築城時の石垣については、戦国末期に築城が開始された米子城の構造を解明する上で、非常に重要である。一部石垣が残るもの、多くは石材が抜き取られているため、背後の斜面も含めた適切な保存を図る必要がある。

【石垣基盤の保存整備例】



石垣裾の基盤のオーバーハング
(史跡有子山城跡)



同左：植生土嚢とネット状フトン
カゴによる基盤の保護



植生シートによる基盤の保護
(史跡有子山城跡)

【残存石垣の保存整備例】



張芝による保護（特別史跡肥前名護屋城跡）



張芝による保護（史跡小峰城跡）

3) 遺構の保存

継続的な発掘調査による新たな価値の発見や、様々なイベントの取組み等から、米子城跡への関心が高まり、来訪者が急増している。それに伴い、史跡の保存に支障をきたしている箇所も見受けられる。特に360度のパノラマが展開する本丸や天守台では、来訪者が集中する箇所において表土の流出や土系硬化舗装の破損による裸地化が顕著になっている。また、山頂への登城路では、石段際の斜面を通行する来訪者が多いことから、土壤の流出箇所も多くみられる。

これらの裸地化箇所は、遺構面の損傷や雨水排水の停滞、裸地化による水みち化等、遺構の破損につながるとともに、来訪者の安全性確保の観点からも保護対策が必要である。

表土の流出防止については、遺構に関する詳細調査との整合を図り、覆土やグランドカバーとなる植栽等による適切な保護措置により、地盤の安定化を図る必要がある。さらに、現状の表土や覆土の踏圧防止、石垣天端付近等の一部立入制限区域の設定について検討する必要がある。

石段際の斜面については、シガラの設置や土壤流出防止材の敷設等、地形に合わせた保護措置の検討が必要である。

【表土の流出、裸地化の状況】



遺構保護土の流出（天守）

- ・来訪者が集中する石垣天端付近の表土が流出し、石垣の保存に支障をきたす恐れがある。



遺構保護土の流出（天守）

- ・来訪者が集中する箇所の遺構保護土が流出し、石垣天端際にむけてすべりやすくなっている。



石段際の土壤の流出（鉄門付近）

- ・石段際を歩くことで、土壤が流出し、雨水排水の水みちとなり、遺構面の損傷につながる。



【土系硬化舗装の状況（米子城跡天守：平成13年（2001）施工】



4) 堅堀の保存

平成29年度に確認された堅堀は、本丸東側の谷筋を利用し、二の丸枡形から本丸番所跡方向に直線的に延び、堀の全長は約63m、幅は上端で約13m、深さは北壁側約6m、南壁側約2mで、北側は急崖となっている。堀は麓部分では城山大師裏の切岸につながり、山上部の番所跡付近では堀の幅が広がり、切岸に囲まれた空間となっている。この堅堀は、平成28年度に確認された「登り石垣」と対になっており、湊山北麓にある二の丸をハの字状にこの2つの防御ラインで守っていたと考えられる（第3章P50参照）。

樹木の伐採により堅堀の顕在化を図るとともに、フトンカゴの設置等により堅堀内を流れる雨水排水の分散化や流速の低下を図る必要がある。

○堅堀の現状



堅堀(上方から下方)



堅堀の岩盤削掘部



堅堀上部（番所跡付近）の切岸

○排水対策の整備例



雨水排水の流速低下と分散を目的とした袋型フトンカゴ
平成 27 年度(史跡津和野城跡：平成 25 年の豪雨災害復旧工事)



同左：平成 30 年 5 月の状況

5) 石垣

石垣は、各郭の縄張りを築いており、米子城の本質的価値の根幹となる城郭遺構である。現在、城跡に残る石垣は、米子城の「歴史の証拠」であり、歴史変遷を語る本物の遺構である。石垣の保存整備には、石垣が持つ象徴的・精神的な意義を認識できるようにしていく必要があり、詳細な検討が不可欠である。

①石垣の保存管理の基本的な考え方

石垣の「保存」とは、石垣が持つ本質的価値を次世代へ伝えていくことであり、下記の 5 点を考慮する必要がある。石垣保存のためには、日常的な維持管理や観察により不測の変位の防止に努めるとともに、変位の早期発見及び適切な対策が必要である。

- ◆積み上げられた状態で遺存する部分を最大限に活かすこと。
- ◆表面のみならず、背面をも含め立体的な遺構として取り扱うこと。
- ◆全体を「歴史の証拠」であるオリジナル・代替不可能な遺構として取り扱うこと。
- ◆築石・裏込め層・背面基盤層の 3 要素からなる「安定した構造体」として調和した状態を維持すること。
- ◆築造・加工の技術を伝承すること。

しかしながら、これまで米子城跡における石垣の本格的な現状把握は実施されていない。そのため、石垣の遺存状況及び破損・変形状況等の詳細把握だけではなく、城跡に残る石垣の分布、年代判定、遺存状況、積み方、加工技術、改修履歴、さらには、石垣周辺の利用状況等、石垣遺構全体を対象とした「石垣カルテ」の作成を目的とした石垣基礎調査が必要である。

石垣カルテとは、城跡の石垣に関する情報を網羅的に集約した資料であり、将来発生しうる石垣の修理において、歴史的状況を復元・整備するための基礎的な情報源となるもので、石垣を総括的に把握する意義を持つ。そのためには、石垣カルテ作成後の日常的な観察や維持管理により、所見の追加や更新等、情報の蓄積が重要である。

また、城山は自然を活かした市民の憩いの場として利用されてきた側面があり、これまで多くの樹木が管理されず放置されてきた。これらの樹木は中心市街地における貴重な緑地空間を形成する一方で、その多くが巨木化している。また石垣に近接する樹木や、石垣面や石垣天端近くに生育する樹木は、石垣への過大な負荷を与えており、自然災害時には石垣崩落の要因にもなるため、現在、段階的に石垣保存に支障となる樹木の伐採に取組んでいる。

さらに、石垣の保存には、日常的な観察に基づく石垣カルテの更新や、石垣の状態を常に良好に維持するための排水管理や樹木管理、清掃等の維持管理の継続とともに、変位箇所の保存修理にむけた検討が必要である。

変位が確認された石垣については、変位の進行具合を把握するための観測や、3次元測量による測量調査等の詳細調査を実施するとともに、公開に伴う安全性確保の観点から応急的措置の必要性についての検討が必要である。それと同時に、変位が見られる石垣の周辺環境調査により石垣の変位原因を推定し、修理方法の検討にむけた基礎資料を収集した上で、石垣の特徴や立地環境を踏まえた石垣の修理方針及び修理方法を検討する必要がある。

石垣の保存管理、修理計画の流れを次項に示す。



枡形石垣の孕み出し

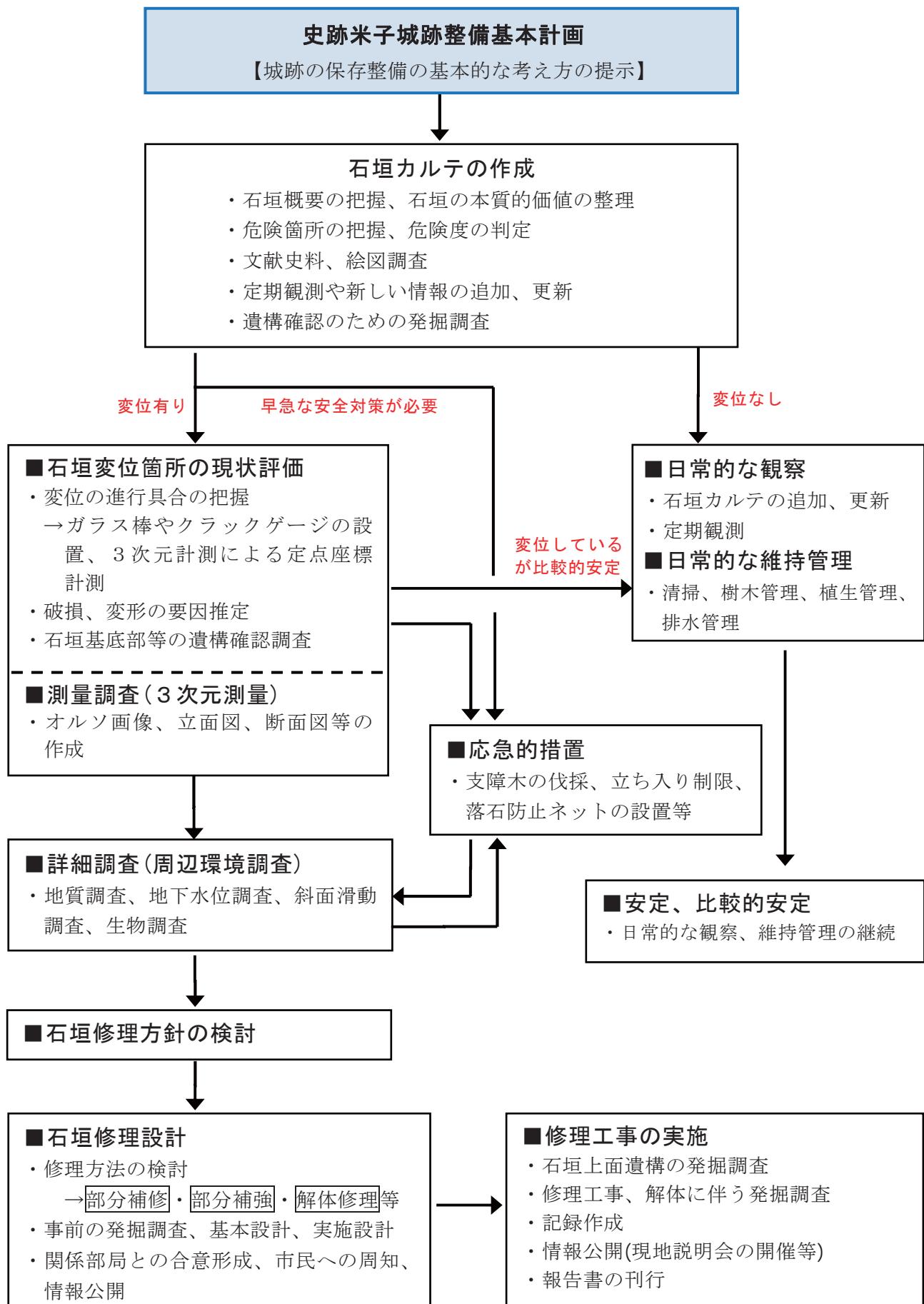


枡形上巨木の倒木



枡形石垣上の樹木根

■石垣の保存管理、修理計画の流れ



②石垣の保存修理の基本的な考え方

記録に残る昭和以降の米子城跡の石垣修理は、昭和 57～59 年(1982～1984)にかけての天守台を中心とした長年の崩落箇所の積み直しと、平成 12 年(2000)10 月に発生した鳥取県西部地震による石垣被害の復旧工事を平成 13～14 年(2001～2002)に実施したものがある。

今後は、石垣が有する本質的価値の保存・継承を目的に、米子城が機能していた時期に存在していた石垣の保存にむけた対策を第一に考える必要がある。

石垣の修理は、**A：解体を伴わない工法** と **B：解体修理** に分けられる。解体を伴わない工法としては、石垣の現状維持、緩みや孕み等の変位の速度を遅らせる、現状の石垣の強度を高める等を目的に、応急的措置・部分補修・部分補強等がある。一方、石垣が立地する周辺環境等、様々な観点から解体修理が不可欠と判断された石垣においても、本質的価値の保存・継承の理念から、可能な限り必要最小限の範囲での解体修理を実施する必要がある。

なお、米子城跡石垣の保存修理にあたっては、行政組織の体制整備を確立し、文化庁や鳥取県及び「米子城跡整備検討委員会」の指導や助言を受け、米子市の担当部局や関係部局との合意形成を図るとともに、市民の理解や協力を得るべく幅広い周知が必要である。

以下に石垣保存修理の基本方針を示す。

保存修理の基本方針

- 石垣カルテを作成し、その追加や更新を図るとともに、石垣保存のための日常的な維持管理等、適切な維持管理を継続する。
- 変位箇所の現状評価や詳細調査を行ったうえで、石垣の特徴や緊急性に応じて、修理工事の優先度と適切な修理方針を選択する。
- 城跡の本質的価値の根幹である石垣の価値を損なうことのない保存修理とする。
- 米子城跡の価値を高める整備、適切な城跡の保存活用にむけた保存修理とする。
- 保存修理にむけた体制の確立と関係機関や市民との連携の強化と協力を図る。

③石垣の維持管理

石垣の保存には、石垣カルテの追加、更新とともに、石垣の状態を常に良好に保つための日常的な石垣の維持管理を継続的に行うことが不可欠である。維持管理には、見回り・清掃、雑草・実生木の除去や樹木管理、石垣周辺の排水管理等がある。

・石垣カルテの追加、更新

石垣の日常的な観察や維持管理における石垣カルテへの所見の追加や更新、さらには今後行われる詳細調査結果の石垣カルテへの追加や更新を行い、石垣の基礎資料の充実を図る。

・見回り・清掃

石垣及びその周辺を常に清潔な状態に維持することは、石垣への親しみやすい環境づくりや顕在化を図るためにも必要不可欠である。また、石垣だけではなく、堅堀内の清掃等により、土木遺構の顕在化を図る。

・雑草・実生木の除去、樹木管理

石垣の顕在化や保存の前提として、石垣の表面や天端付近、近接する位置に生育する雑草・実生木の除去や伐採を視野に入れた適切な樹木管理が必要である。現在米子城跡では、市民や地元自治会等のボランティア活動による石垣除草を実施しており、今後も協働の継続を図る必要がある。



石垣面の樹木伐採後の状況
(二の丸石垣)

・石垣周辺の排水管理

米子城は平山城であるため、山上部の雨水排水を系統的に山麓部に流出させることが難しい。表面排水の石垣背面への流入を防ぐとともに、山裾部への雨水排水の流出を分散化させ、斜面の保全を図る必要がある。また、背後に法面を有する石垣については、近年多発する豪雨時における排水状況や石垣への影響の有無を確認する必要がある。

④石垣変位計測

近年、石垣管理における変位計測の重要性が認識され、史跡盛岡城跡や史跡金沢城跡等、各地の城跡で体系的な石垣の変位計測が実施されている。簡易な手法としては、隣り合う石材間のズレや石材の割れの広がりを把握するためのガラス棒の設置や、石材間や石材における割れの進行の計測を目的としたクラックゲージの設置が多用されている。さらに詳細な計測が必要な場合は、石材に標点を設置し、測量機器による3次元座標計測の実施も検討する。

【石垣変位計測の参考例】



石材の割れ部にガラス棒を設置
(史跡丸亀城跡)



クラックゲージの設置
(史跡小峰城跡)



3次元座標計測用標点の設置
(史跡高松城跡)

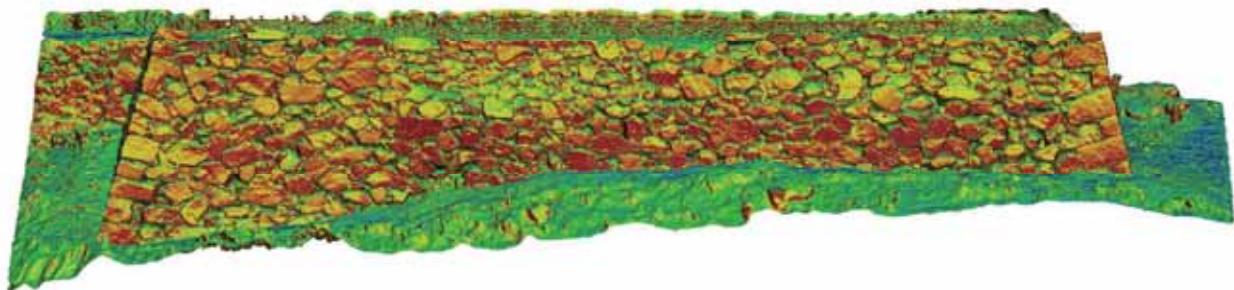
⑤基礎資料の作成（測量図作成）

3次元測量から石垣の現状把握や保存修理方針の検討に不可欠な測量図（オルソ画像、立面図、縦断図、横断図等）を作成する。この基礎資料は、石垣構築技術や改修履歴等、今後の石垣の調

査研究にも有効な資料となるだけではなく、3次元測量を活用した変位の可視化や変状による安定性の評価手法の1つである「孕み出し指数」（最大孕み出し量／孕み出しの生じている部分の石垣高さ）等の現状評価にも有効に活用する。このような基礎資料を基に、行政の文化財担当職員の日常的な観察を加えていくことが、石垣の現状把握には不可欠である。



【3次元写真測量によるオルソ画像と断面図】（例：豊岡市 市史跡出石城跡）



【3次元写真測量による石垣の孕み出し表示】

⑥周辺環境調査

石垣の変状は、石垣の構造体（築石部・裏込め層・基盤層）の変位のみならず、石垣の立地する環境（石垣に近い位置にある巨木化した樹木、石垣が構築されている基礎地盤、石垣背後の斜面の変位、石垣上面の雨水排水や地下水位等）の影響を受けている場合も想定される。米子城跡においては、石垣の基礎地盤となる湊山の地質構造と地盤特性の把握が必要であり、中長期的な計画に基づいた総合的な地盤調査の計画が必要である。

米子城跡の特徴的な遺構である登り石垣や堅堀は斜面に築かれている。これらの遺構の保護には、地質調査・地下水位調査・斜面滑動調査等を実施し、土木工学的な観点からの対処法の検討も必要である。また湊山は、県内でも稀な植物や生物の生息地もある。石垣の保存修理にはそれらへの影響を検討する必要がある。

【周辺環境調査の参考例】



石垣前面斜面の観測

(市史跡出石城跡)

・孔内傾斜と地下水位観測



石垣上部斜面の変位観測

(史跡金沢城跡)

⑦保存修理方法

米子城跡の本質的価値の根幹をなす石垣の保存修理にむけては、変位箇所の的確な現状評価、変位要因の推定、対象石垣の特徴を考慮し、多様な修理の方法（現状保護・部分補修・部分補強・解体修理等）から適切な修理方針とその優先順位を検討する必要がある。

a. 応急的措置

変位を確認した石垣については、石垣の保存と安全確保のため、変位の度合い、石垣の立地（周辺の土地利用、動線等）、安全な公開活用の観点から、応急的措置の必要性とその手法を検討する必要がある。目的は、石垣の現状維持と災害による崩落の拡大等の防止、経年による石垣の破損・崩落等を遅滞させることであり、根本的な解決策でないことが前提である。

ア. 支障木の伐採

- ・石垣面や石垣裾部及び石垣天端に生育する樹木等、石垣の適切な保存管理の前提として、これらの樹木の計画的な伐採を継続して行う。

イ. 落石防止ネットの設置

- ・石垣の立地する場所によっては、万が一の石垣崩落時に、崩落範囲を最小限に留めることや、人的被害を未然に防ぐことを目的に落石防止ネットの設置を検討する。
- ・落石防止ネットは、これまで従来の金網タイプのものが多くの使用されているが、景観面や耐久性の観点からポリエスチル製ネットを設置している城跡もある。さらに、修理後の石垣においても間詰め石の転落の広がりを最小限に留めることを目的に、ポリエスチル製の繊維ネットを設置している城跡もある。変位具合と設置場所等の条件に応じた材質のネットを選定する必要がある。

ウ. 石垣前面の立ち入り制限

- ・石垣の適切な保存と地震等の突発的な自然災害に備え、来訪者への危険回避のために、石垣の変位箇所のみならず、立地する場所によっては石垣前面への立ち入りを制限する措置について検討する。

工. 石垣前面の地盤保護

- ・近年の豪雨や地震等の自然災害により、石垣前面地盤の流出が全国の多くの城跡で問題となっている。石垣前面地盤の流出は、石垣そのものの崩壊につながる恐れがあるので、シガラ工や土壌流出防止シートの設置、またそれらの組み合わせにより適切な地盤保護を図る。米子城跡においては、石垣前面地盤が斜面となっている箇所も多く、城跡としての適切な樹木管理のあり方と整合性を図る必要がある。

才. 現状保護

- ・水手御門下郭等、石垣が一部崩落しているものの現状が安定し利用上の危険性が低いと考えられる石垣では、縄張りの保存整備計画との整合性を図り、該当箇所の修理方針を位置づける必要がある。それまでは遺存している石垣や斜面の安定化を目的とした手法で現状保護を図る。

力. 石垣の押さえ

- ・石垣の孕み出しや石材の欠落等が顕著な場合は、本格的な修理工事に至るまで、石垣を押さえる措置について検討する。現状では、石垣の押さえを必要とする箇所は見られないが、変位箇所の現状評価により、変位の進行が確認された箇所については、必要に応じて石垣の押さえを検討する。

【落石防止ネットの設置の参考例】



金網ネット（史跡津和野城跡）



ポリエステル製ネット
(史跡鳥取城跡)



ポリエステル製繊維ネット
(特別史跡江戸城跡)

【石垣前面の立ち入り制限の参考例】



四つ目垣による立ち入り制限
(史跡和歌山城跡)



柵による立ち入り制限
(特別史跡名古屋城跡)



ロープ柵による立ち入り制限
(特別史跡姫路城跡)

【現状保護の参考例】



植生土嚢の充填
(特別史跡安土城跡)



植生土嚢の充填 (史跡竹田城跡)

b. 部分補修

石垣の安定性に大きな影響を与えていないと考えられる石材の割れや欠落等の局所的劣化に対しては、間詰め石補充や破損石材の補修等の部分的補修による対応を検討する。部分補修により対応する箇所は、個々でその状況が異なり状況に応じた適切な対応を要するため、今後の維持管理にむけてその状況や補修過程を記録する必要がある。

ア. 間詰め石補充

- ・経年変化に伴い間詰め石が欠落した箇所については、間詰め石を補充する。なお現状の間詰め石の石質を確認し、その入手先について事前の確認が必要である。
- ・間詰め石の補充は、石垣の不安定化の抑制効果があり特に地震時にその効果が大きく、石垣の安定性は10~20%向上するとの検証も行われている。

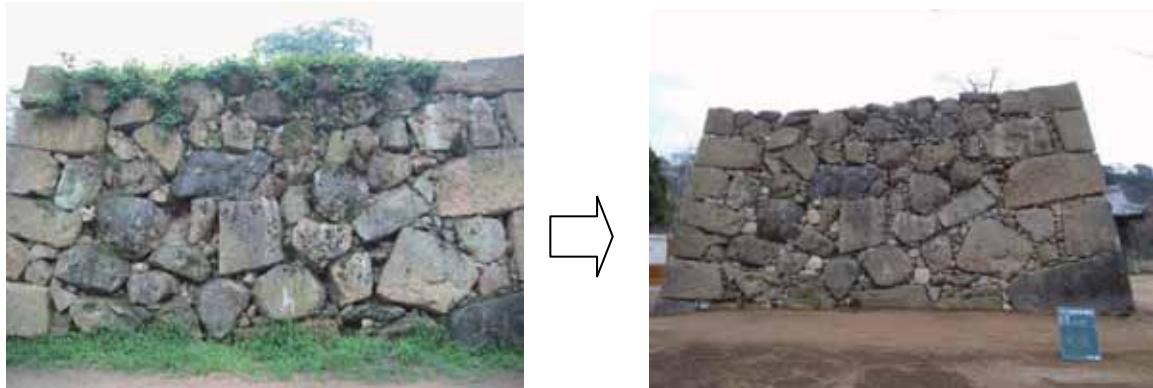
イ. 築石欠落部の補充

- ・石材の風化や石垣周辺の樹木の影響等による築石の欠落部は、放置すると裏込め層や背面基盤が流失し、内部の空洞化や石垣の崩壊につながる恐れがあるので、同種の石材により欠落部の詰石補充を行う。
- ・補充する石材の入手先について、事前に確認しておく必要がある。

ウ. 石材の割れに対する補強

- ・石材の割れの程度により、接着剤等を注入して接合を図る。
- ・該当箇所ごとに状況が異なり個別での対応となるため、その過程を記録することが重要である。
- ・取り外しを伴わないため、原位置での作業となり、接着剤等の注入の効果は明確ではないが、割れの進行抑制や石材内部への雨水浸入防止の効果は期待できる。

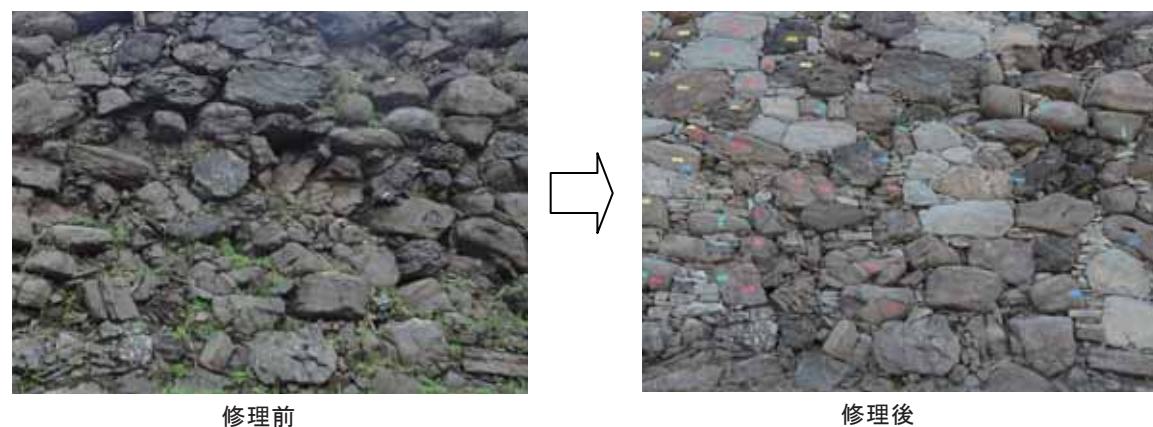
【間詰め石の補充の参考例（特別史跡姫路城跡）】



修理前

修理後

【築石欠落部の補充の参考例（史跡和歌山城跡）】



修理前

修理後

【石材の割れに対する補強の参考例（史跡和歌山城跡）】



修理前

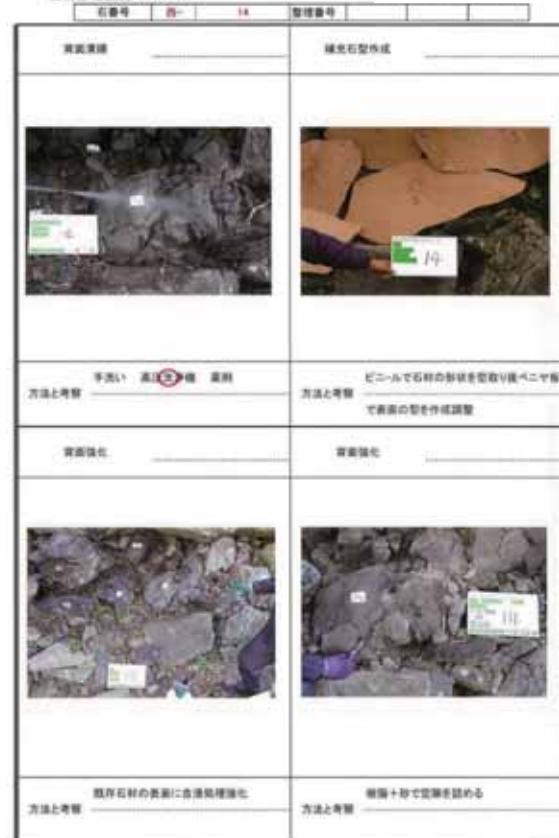
修理後 (樹脂材の充填 + 摺岩処理)

【石垣部分補修の記録作成】

石材修理記録

		修理番号		
基礎情報		石番号 西-14	整備年月日 平成29年 2月 12日 (木)	記録番号
表面		石面形状 斜面斜面	表面状態 野面石で構成された石面一部解石が用いられている	
表面形状記		計画方針記述	斜面から剥ぐ葉石部	
(箇所)		2 番目 (表面特徴)	野面の自然石と青石が混在している	
		石質区分	② 錆斑片岩	
計画図		高さH 60 cm 基礎W 70 cm 基礎L 43 cm 重量 340 kg	表面形状 □ 基礎形状 □ 基礎L □ 基礎W □ 基礎H □ 基礎L □ 基礎W □ 基礎H	
使用機材		□ 鉄柱 □ ③ ハンマー □ 実端 □ 砂石 □ 砂岩 □ 砂岩 □ その他 □		
表面区分		■ 黒化(②) ■ 黄面剥離 ■ 黄色(④) ■ 黄面剥離		
		■ 青石模様(1cm以上) ■ 電動磨耗(5mm以上1cm未満) ■ 電動磨耗(5mm未満)		
修理区分		1 諸刃工 2 補充石工 3 石材修理A 4 石材修理B 5 その他	1 諸刃工 ② 黒面剥離 2 実端加工 3 錆斑 4 黄面剥離(青色) 2 補充石工 ② ③ 青面剥離 3 青面剥離 4 石材加工 5 補充石加工 6 青面剥離(青色) 3 石材修理A ② ③ 黒面剥離 ④ 青面剥離 5 電動磨耗(5mm以上1cm未満) 6 電動磨耗(5mm未満) 4 石材修理B ② ③ 黒面剥離 ④ 青面剥離 5 電動磨耗(5mm以上1cm未満) 6 青面剥離 5 その他	
修理前の状況				
備考				

石材修理記録(作業写真)



石材修理記録(作業写真)



石材修理記録(作業写真)



c. 部分補強

顕著な孕み出し等石垣の局所劣化が見られる場合は、土地利用や景観面等の観点も考慮し、部分補強のあり方とその手法を検討する。



コンクリート構造物による石垣
前面の補強（特別史跡熊本城跡）

d. 解体修理

石垣の局所劣化や構造劣化が著しく、現状評価や詳細調査を基に再検討した結果、解体修理が不可避と判断された場合については、本質的価値の保存・継承の理念から、可能な限り必要最小限の範囲における解体修理を実施する。石垣の解体は、修理における一工程であるのみならず、石垣の持つ本質的価値を顕在化させ、それを記録し、後世に伝えるための最後の機会となる極めて重要な調査段階でもある。そのため、工事発注者、解体に伴う発掘調査を担当する文化財担当職員、工事請負者、城郭石垣工事技能者、監理者等、関係者においての共通認識、情報共有、役割分担の明確化が必要である。

解体修理における留意事項を以下に示す。

ア. 事前調査

○各種の調査による変位原因の推定

- 各種の調査により事前に変位原因を推定し、解体修理に伴いその改善を図る。しかし、事前の推定と異なる原因が発見されることもあるので、固定概念に捉われず、解体時に注意深く観察する必要がある。

○事前の発掘調査

- 修理の基本設計、実施設計の作成にあたり、現状の把握を目的とした必要最小限の調査が必要である。

○石垣上面遺構の発掘調査

- 石垣解体に伴い石垣上面が失われる所以、往時の遺構の確認と記録作成を行うための調査が必要である。

○事前準備

- 公園管理者、観光等の関係部局との調整を図る。

イ. 修理に伴う調査

○修理に伴う文化財調査

- 石垣背面構造の確認、改修履歴の確認、変位原因の特定、それらの記録を作成する。

ウ. 修理工事

○修理工事にむけて

- ・新補石材の入手の可否について事前の確認が必要である。
- ・伝統技術に基づく修理工事の特記仕様書の作成
- ・文化財石垣の修理工事に堪能な石工の確保と人材育成

○修理工事のための記録

- ・解体前の石垣記録（写真撮影、番号付け、墨打ち等）
- ・石材調査記録の作成（再利用の可否、所見等）
- ・積み直しに伴う記録（石材調査記録の追加や更新、新補石の配置、補強方法の記録等）

○情報公開（現地見学会の開催、社会学習の場としての活用）

【石垣解体修理時の記録作成の参考例】

石材調査シート		監理番号	一
調査位置	山里曲線	監理番号	一
石材番号	角-2	石材位置	北西面
解体年月日	2018年5月11日(木)	記入者	
(1)計測値(計測最大値)	②石材名稱	花崗岩	
縦 長 手	66 cm	③配石状況	縦 横 斜
小面 頂 面	57 cm	④石材加工	野面石 切石
大面 頂 面	110 cm	⑤石積方法	野面積み 布積み 石積み 落し積み 間知積み 草木積み
重 量	840 kg		
配置位置	頂角部	積石部 天端部 植石部 間詰め部 その他()	
⑥矢穴形状	1. 小矢穴 3.0 × 0.5 × 7.0 mm 4個 成功 途中放棄 2. 大矢穴 10.0 × 1.5 × 8.0 mm 8個 成功 途中放棄 3. 圆 × × cm 横 成功 途中放棄 4. 矩 × × cm 横 縦 途中放棄		
⑦各種痕跡	刻印有り 矢穴有り ノミ切り加工有り		
⑧所見(略図:各種痕跡・加工範囲・加工器具等記載)			
⑨石材利用判定	可	否	(修正の場合は朱書きとする)
被削区分	奥野 ワレ ピビ 表化 スケ 椅板 その他()		
被削理由			
再利用試合	選位置 位置修正 転用 (黒石 間詰め 黒石) 対策		
再利用理由			
備考			

石材番号	角-2	監理番号	一
(2)写真記録6枚(解体前の正面・石積後の正面・軸体中の上面・石材解体後の下面)			
解体前の正面から見た写真(1)	解体前の正面から見た写真(2)	石積後の正面から見た写真(1)	石積後の正面から見た写真(2)
コメント:	コメント:	コメント:	コメント:
軸体中の上面から見た写真(1)	軸体中の上面から見た写真(2)	解体後の下面の写真(1)	解体後の下面の写真(2)
コメント:	コメント:	コメント:	コメント:

エ. 修理工事後の記録

○完成測量

○修理工事報告書の刊行

○石垣カルテによる日常管理

才. 体制整備

○修理工事の役割分担の明確化

- ・文化財部局（行政）、工事請負者、石垣工事技能者（石工）、設計監理者、測量業者等の役割分担を明確にしておく必要がある。

力. 石垣修理工事の内容や成果の情報発信

石垣解体修理工事を実施する場合は、解体に伴う発掘調査で得た情報や工事内容を記載した説明板等を設置し、石垣の保存修理工事に対する理解と周知を図る。

その際、工事中の見学会の開催や工事状況がわかる説明板の設置等工事や調査の進捗状況を情報発信し、市民のみならず多くの人々の関心や興味を高めてもらう取組みを行う。

また工事終了後は、その成果を報告するパンフレットや整備報告書の刊行、市ホームページでの公開等、幅広い情報発信を図る。

【石垣修理工事の説明板の参考例】



イラストを用いた石垣修理工事の説明看板（史跡小峰城跡）



修理工事の説明看板
(史跡松江城跡)



修理工事の説明看板
(県史跡郡山城跡)



石垣修理工事の説明板（唐津城跡）



同 左



石垣復元整備工事の説明板
(特別史跡肥前名護屋城跡)

【工事見学会の参考例】



修理工事の現地見学会
(市史跡出石城跡)



修理工事の現地見学会（唐津城跡）



現地見学会での補充栗石へのメッセージ記入（史跡和歌山城跡）

【調査・整備概要パンフレットの参考例】



保存修理事業の成果報告（史跡丸亀城跡）



保存修理事業の成果報告（唐津城跡）

6) 自然環境

文化財の保護、来訪者の安全確保及び景観確保等に影響のある樹木に関しては、伐採や剪定等の適切な管理が必要であるが、一方では古くから親しまれてきた自然環境の保護も重要である。

- ・樹木調査、植生調査の成果を受け、貴重な古木、大木及び植物については適宜保護を図る。
- ・湊山公園側登城口から内膳丸に至るイロハモミジや各所に群生しているウバユリ等、米子城跡における特徴的な植物の保護を図る。
- ・市街地の貴重な樹林である城山（湊山）に生息する動物について調査を行い、保護を図る。
- ・海城としての特徴を活かし、日本最大級の野鳥の飛来地である中海水辺の野鳥観察スポットとしても周知を図る。



オオバン



コガモ



ホシハジロ

3 活用のための整備計画

保存整備を行う一方で、登城路等の園路や便益施設、サインの整備等、来訪者の安全・快適な利用を促し史跡の利活用に資するための活用整備にも取組んでいく。特に、現状で不備を指摘されている登城路等の園路やサインについては、早急に取組む。また、現存していない歴史的建造物の復元については、米子城跡の本質的価値を理解する上で必要、かつ、調査研究により資料的にも復元可能と判断されたものについて、中長期的に取組むものとする。

(1) 遺構整備

発掘調査及び文献、絵図等の調査研究成果に基づく客観性の確保に十分留意しながら、史跡米子城跡の価値を視覚的に来訪者に伝達できる適切な遺構整備を行う。

1) 遺構の表現

- ・調査研究の成果に基づき、客観性を確保した適切な手法を用いて、来訪者に往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現を行う。
- ・遺構の平面表示等の整備を行う場合、事前に古絵図、文献史料等の調査及び発掘調査を実施し、史実に基づいた十分な学術的根拠を得た上で、文化庁、鳥取県教育委員会、米子市文化財保護審議会等の指導を踏まえて実施する。
- ・歴史的建造物の復元整備については、第2節で詳述する。

2) 遺構の顕在化

- ・地表に露出している郭・堅堀・横堀・堀切等の城郭遺構の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭を見せる見どころづくりを行う。
- ・往時の登城動線の解明を進め、現況の利用状況との整合性を取りながら動線の設定を行う。特に、大手門→大手通り→枡形→二の丸→本丸の動線整備を早急に行う。
- ・米子城跡の全体像を理解する上で、現在埋め立てられている内堀の表出、修復等は必要であり、史跡追加指定に併せて整備方法について詳細な検討を行う。
- ・遺構の視認性の確保のために、自然環境にも配慮しながら、伐採や剪定等適切な樹木管理を行う。

①石垣

石垣は、園路等からの視認性を確保できるよう、樹木の伐採や剪定等を行う。また変形、不安定箇所及び崩落の可能性が高いものについては、石垣調査の成果に基づき、現状保存を基本とした保全措置を講ずることを検討し、やむを得ない場合には石垣の積み直し等を行う。

②郭平坦面・建物跡

- ・調査研究の成果により、往時の地形や利用形態等、その場所が持つ特性を明らかにして、来訪者がそれらの特性を十分に理解できるよう遺構の平面表示やサイン整備等を実施する。
- ・調査研究の成果から、意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・環境等の面において客観性の確保が可能で、かつ、遺構を損傷させるものではない場合には、往時の建造物の復元等を行う。

③登城路等

来訪者が利用もしくは立入る登城路等の場所については、遺構の状態を踏まえ、その保存が確実にできるよう適切な手法による舗装等の整備を行う。

④城郭遺構（豎堀、登り石垣、井戸等）

発掘調査等により、遺構の往時の姿・形態や利用形態等を明らかにし、来訪者がそれらの特性を十分に理解できる手法による遺構整備を行う。

（2）サイン等の解説ツールの整備

来訪者が現地で米子城跡を理解するうえで、必要不可欠な事項についてのサインを整備し、併せて多言語化についても検討する。

1) サイン整備計画

現在の米子城跡での各種のサインは、史跡名称碑、郭説明標柱、道標（行先表示）、各種の案内板や説明板が設置されているが、デザインや案内表記の統一が十分に図られているとは言い難く、また現在の設置されているサインの一部には老朽化が見られる。そのため、米子城跡の多様な価値の幅広い周知、また来訪者の増加に伴う史跡保護や適切な活用を促すためのサインのデザインや内容、配置について再検討が必要である。

サイン整備計画の検討にあたり、米子城跡や城下町エリアにおけるサインの現状と課題を以下に示す。

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・位置図等が少なく、園路内での場所やコースが分かりにくい。 ・多言語化への対応ができていない。 ・解説標柱は、ほぼ郭ごとに設置されているが、情報提供が十分ではない。 ・史跡名称碑が二の丸枡形付近の1カ所のみの設置に留まっている。 ・各郭において古絵図や写真等と対比できる内容となっておらず、米子城跡での位置づけが理解しにくい。 ・登り石垣や豎堀等、新たに確認された遺構についての説明板が設置されていない。 ・米子城跡の見どころ案内や順路案内のサインが設置されていない。 ・来訪者の急増に伴う史跡でのマナー啓発のサインが設置されていない。 ・米子城跡の存在を感じることができるサインが城下町エリアに不足している。 ・城下町エリアに往時の名残を残す町名や小路名の表示板が設置されている。 ・市街地開発に伴い消失した内堀及び外堀の跡地にあたる道路に、米子城の構成要素である内堀及び外堀であったことを示す標示板が設置されたが、城郭におけるそれぞれの位置づけが理解しにくい。

サイン整備計画では、施設や空間において「来訪者が必要な情報」や「管理者側が伝えるべき情報」を洗い出し、「伝える情報の種類」や「伝える場所」を検討し、整備するサインの種類を決定していく必要がある。

米子城跡の保存と活用に必要なサインを、伝達すべき情報の要素から「案内」・「記名」・「解説」・「誘導」・「注意」・「自然環境」の6種類に分け、情報伝達の目的と現状のサインを以下に示す。

種別	目的	現状のサイン
案内	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の範囲の全体像を伝える。 ・地図等の表現により、米子城跡内または城下町エリアと現在地の関係を明確にする。 ・減災のための必要な情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡（湊山公園）案内地図 ・米子城跡周辺案内地図 ・米子市周辺案内地図 ・避難場所案内図 等
記名	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名称や郭名称等の特定地点を明確に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名称碑 ・郭説明名称標柱
解説	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の概要、遺構の解説、城下町の歴史等、理解を深めるための情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡説明板 ・文化財説明板 等
誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ルートマップやガイドマップとの整合を図り、米子城跡及び城下町エリアのスムーズな散策を補完する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行先表示
注意	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の保存と適切な活用上の禁止事項や利用注意等、行動規制に関する情報を明確に示す。 ・城跡を訪れる際に必要なマナー啓発、心得等を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入制限表示（仮設） ・法規制表示 等
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に残る貴重な自然環境に関する情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境説明板 ・樹名板

■現状の主なサイン

【案内】



米子城跡案内地図



米子城跡周辺案内地図



米子市周辺案内地図



石仏めぐりコース図



米子まち歩き地図



避難場所案内地図



史跡名称碑(左)



郭説明標柱



内堀跡地に設置された標識



外堀跡地に設置された標識



城下町の名残を示す小路の標示板



【解説】



米子城跡の説明板



米子城跡の説明板



史跡地内の文化財説明板



飯山に関する歴史説明板



中海沿い散策路に設置されている米子城跡の説明板



城下町内の公園に設置されている米子城跡に関する説明板

【誘導】



行先表示



行先表示



行先表示

【注意】



石垣保護のために緊急的に設置した立入制限の表示



鳥獣保護区の表示



急傾斜地崩壊危険箇所の表示

【自然環境】



湊山の植物と野鳥に関する説明板



湊山公園内の樹名板



現状と課題やサイン設置の目的（伝える情報の種類）を踏まえ、サイン整備の基本的な考え方と整備方針を以下に示す。また、設置場所について、サイン整備計画位置図（P108）に示す。

基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 来訪者にとって現地で必要不可欠な事項についてのサインを整備することで、米子城跡の正しい理解につなげる。 米子城跡の保存及び次世代へ継承していくことの意義を伝達することで、米子城跡への誇りや愛着を持つことができるようとする。 米子城跡の適切な保存と活用のために、必要最小限のサインを設置する。 	
整備方針	
配置	<ul style="list-style-type: none"> サインは、重要な遺構や地区が位置する場所、良好な眺望が得られる場所、見学のための主要分岐箇所等に配置する。 サインの形状や設置場所は、石垣や枠形等をはじめとする遺構の見学を阻害しないように留意する。 サインの設置に際しては、遺構への影響が最小限となるように留意する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 伝達の目的を明確にした内容とする。 米子城跡の多様な価値、史跡指定範囲、歴史的変遷等の解説を行う。 米子城跡の特徴を顕著に表す遺構や、エリア及び眺望等についての解説を行う。 案内解説が多くの人々に理解しやすいよう、城跡や遺構のイラスト、発掘調査の写真等を積極的に取り入れる。 米子城跡が有する城郭としての価値以外の自然や景観、公園等他の要素の価値についての解説を行う。
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 城跡の景観に調和するデザインや外観とする。 情報の追加更新が可能な構造、形状とする。 耐候性を考慮し、維持管理しやすい素材を使用する。
表記	<ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で多言語化表記やピクトグラムとの併記に努める。 マナー啓発、危険表示や禁止行為は、言語を問わず認識できるようにピクトグラム等を使用する。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ガイドマップやパンフレット等との整合性を図る。 史跡指定地内に留まらず、米子城跡周辺のサインも含め総合的に検討する。 城下町エリアも含め、中心市街地に米子城跡の存在を感じができるサインの設置を検討する。
-----	---

サイン整備の種別

目的	掲載情報等	設置箇所
案内	城跡案内 ・米子城跡全体の案内 (見学ルート、位置図、注意喚起等) ・表記の多言語化	・枡形登城口、表坂登城口、深浦側登城口、飯山登城口、中海側登城口、湊山公園側登城口、三の丸内堀跡付近、二の丸裏御門側虎口、二の丸登城路、深浦郭入口、水手郭入口、内膳丸入口、本丸鉄門跡付近
	周辺案内 ・城下町エリアも含めた総構範囲の案内 ・米子市周辺の広域の案内 ・表記の多言語化	・本丸東屋(既存)
記名	史跡 ・史跡名称	・枡形登城口(既存) ・湊山公園側登城口
	郭 ・郭の名称表示 ・郭の解説 ・表記の多言語化	・各郭
解説	城跡 ・米子城跡の概要説明 (概要、指定範囲、歴史等) ・表記の多言語化	・枡形登城口(既存)、湊山公園側登城口(既存)
	各種遺構 ・城跡内の遺構説明 (天守台、登り石垣、豎堀等) ・城跡周辺の説明 (内堀、外堀、城下町エリア等) ・表記の多言語化	・城跡内各所 ・遺構各所 ・郭跡、城下町各所
	石垣 ・特徴解説(積み方・特徴等) ・表記の多言語化	・石垣各所
	調査・整備 ・発掘調査や保存整備における情報公開と安全管理	・発掘調査箇所、整備工事箇所
誘導	行先表示 ・城跡内の順路案内 ・表記の多言語化	・城跡内通路
注意	危険表示 ・各種の危険表示(利用上の注意等) ・表記の多言語化	・城跡内各所
	禁止事項 ・史跡保存のための禁止事項 (立入制限、火気使用厳禁、ドローンの使用禁止等) ・表記の多言語化	・城跡内各所
自然環境	自然環境 ・樹木、植物、野鳥等の説明 ・表記の多言語化	・本丸(既存)、内膳丸、飯山(采女丸)等

■ サインの整備例

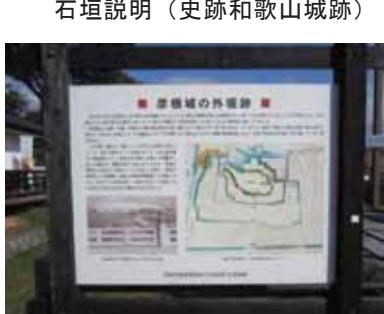
【案内】



【記名】



【解説】





武家屋敷跡の説明（愛媛県大洲市）



城下町の説明（兵庫県龍野市）



城下町の説明（岐阜市）



発掘調査の説明（史跡小牧山）



石垣整備の説明（史跡丸亀城跡）



石垣整備の説明（史跡金沢城跡）

【誘導】



位置図兼行先案内（史跡小牧山）



行先案内(多言語化)
(史跡和歌山城跡)



城下町の行先表示（愛知県岡崎市）

【注意】



注意喚起（史跡苗木城跡）



注意喚起（史跡備中松山城跡）



石垣への注意（市史跡福知山城跡）



石垣への注意（史跡松坂城跡）



石垣への注意（史跡津山城跡）



石垣への注意（史跡竹田城跡）



マナー啓発（史跡松坂城跡）



マナー啓発（史跡竹田城跡）



禁止行為の説明（史跡竹田城跡）



禁止行為の説明（史跡鳥帽子形城跡）



ピクトグラムを用いた禁止行為の説明（史跡宇和島城）



ピクトグラムを用いた禁止行為の説明（史跡会津若松城）

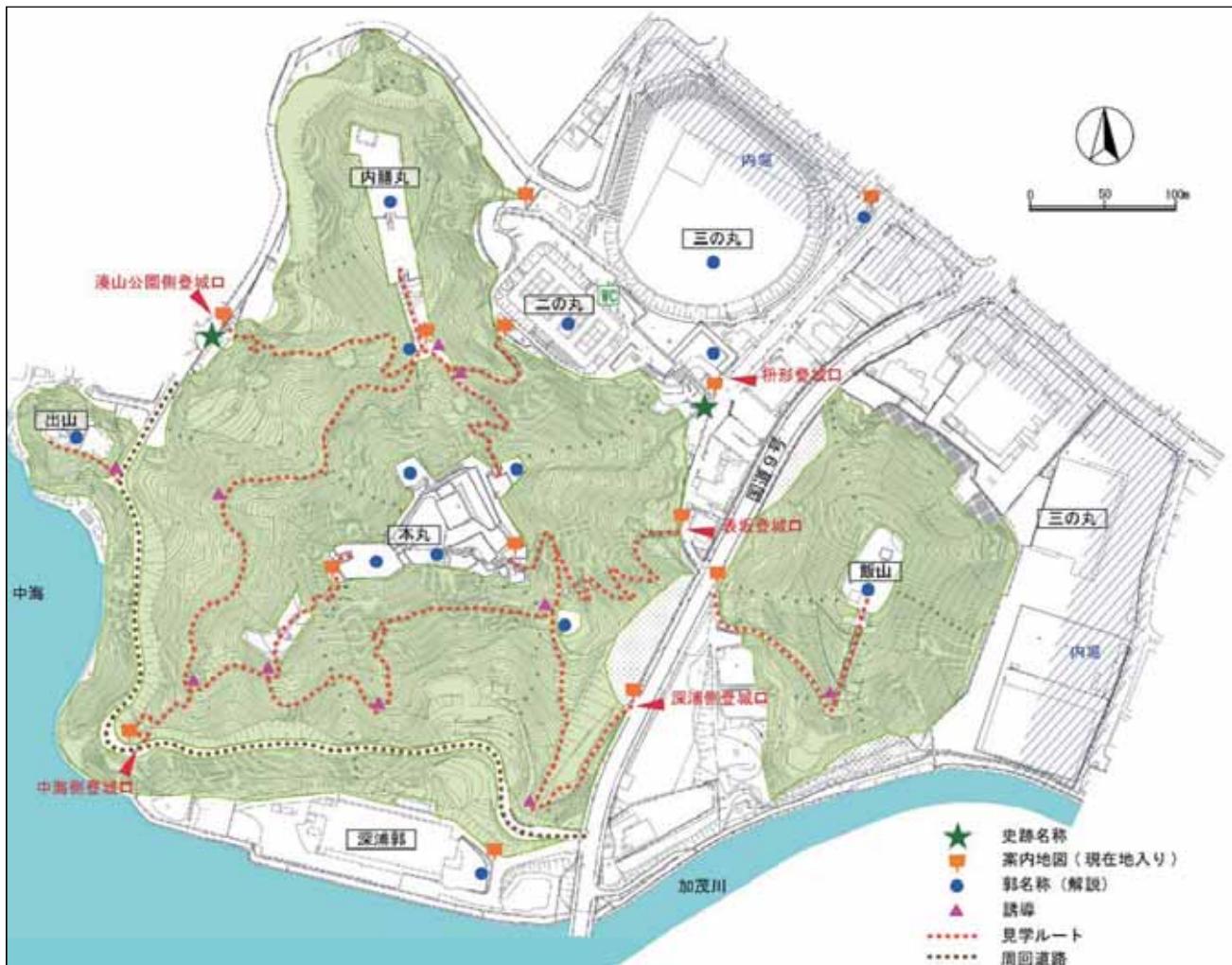
【自然環境】



樹木の説明（史跡丸亀城跡）



樹木の説明（史跡竹田城跡）



サイン整備計画位置図

2) 最新技術を活用したセルフガイドツール等の整備

米子城跡の価値を来訪者に適切に伝えるため、サイン以外の様々な媒体の活用を検討する。携帯情報端末等を利用して、現地において来訪者自らが米子城跡に関する様々な情報が得られるセルフガイドツール等の整備を検討する。

○拡張現実（AR）

往時の米子城の姿を想起させる再現画像等について、携帯情報端末を通じて見ることができるアプリケーションソフト等の活用を検討する。また、ガイダンス施設等での展示についても、ジオラマ等を活用し体感できる展示を行う。調査研究成果から推定される最新の情報提供となるよう適宜、更新を図る。

○情報提供

発掘調査により出土した遺構・遺物、整備事業についての解説等、米子城跡に関連する多様な情報について、携帯情報端末を通じて見ることができ、その際、周辺地域の観光情報等もあわせて効果的な情報発信を行う。

○教育資料

教育的な視点も考慮し、子ども等が遊びながら米子城跡を巡ることができるプログラムの作成、提供を行う。

3) 市民、観光客等が米子城跡の存在を身近に、日常的に感じる整備

- 城下町エリア各所において、現在実施している日常的に米子城跡の存在を感じることのできる表示（「外堀通り」、「内堀通り」等、通称名のサイン）の設置を継続して行う。
- 米子城跡周辺及び城下町エリアに米子城跡のビューポイント（眺望スポット）を明示したサイン等を設置する。

(3) ガイダンス施設の整備

史跡のガイダンス施設整備については、史跡指定地外での設置が原則であるため、史跡指定地近隣に存する既存建物の活用も含め検討する。なお、史跡米子城跡の周辺地域は市街化が進んでおり適地の確保が困難な場合が想定されるため、史跡指定地内でのトイレ等に併設した小規模な施設の設置等についても検討する。

なお、施設整備内容は、

- ①米子城に関する簡単な概要解説(パネル、映像等の利用)
- ②米子城跡及び城下町の見学・散策ルートの案内
- ③見学ツール(パンフレット等)の配布
- ④ガイドによる見学の受付

等を想定している。

ガイダンス施設及び体験学習施設、管理・運営施設等の建築は、特に理由がある場合を除き、原則として史跡等の指定地外に建設すること。史跡等指定地の隣接地にこれらの施設を建設する場合には、施設が指定地内からの眺望景観及び史跡等整備における全体の空間構成を著しく阻害することのないよう十分注意すること。また、施設の規模及び意匠が過大にならないよう常に心掛け、史跡等の歴史的景観と調和した施設の意匠にも配慮すること。

(『史跡等整備のてびき 2005.6』より)

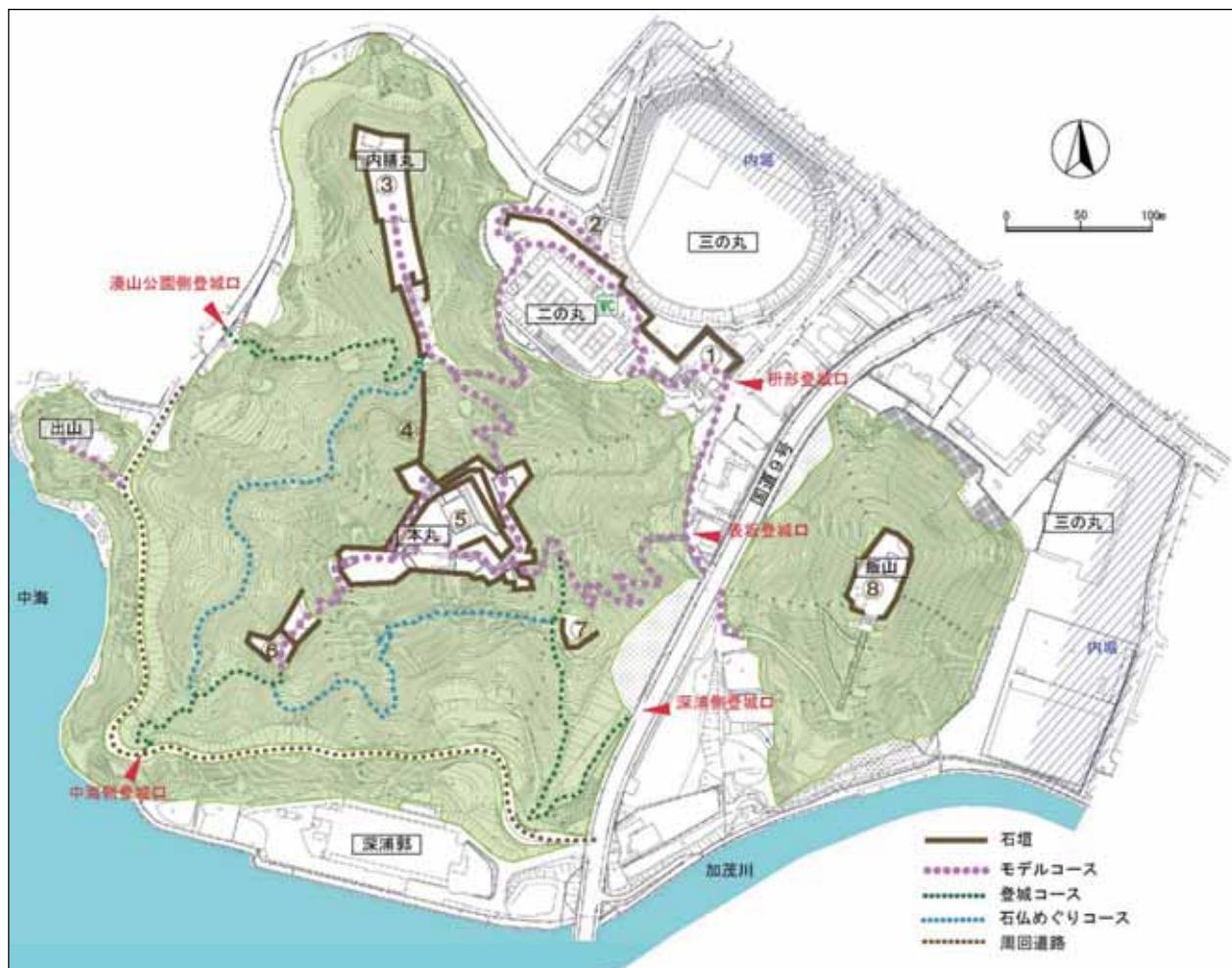
(4) 動線となる園路等施設の整備

1) 園路等の整備

既存の登城路等の活用を基本としつつ、調査研究の成果を活用し往時の道（動線）の位置にも留意しながら場所等を設定する。また、都市公園としての散策やレクリエーション等、様々な動線を確保し、多方面から多目的に米子城跡の魅力を体感できる園路整備を実施する。来訪者の安全、景観、自然環境への影響、耐久性を考慮し、安全性、快適性を向上するための整備（土系舗装の修繕、石段の外れやぐらつきの改修、補助階段、スロープ、手すり等）を行う。さらに、雨水の処置方法を検討し改善を行う。

2) 転落防止柵・照明の設置

設置の必要性や景観への配慮、遺構への影響等を勘案し、望ましいあり方を検討する。



動線計画図

(5) 樹木の伐採、剪定等適切な管理の実施

石垣等の遺構の保全、来訪者への安全確保、遺構の可視性の復元と維持のための適切な管理を実施する。管理にあたっては、貴重な植物など自然環境にも配慮し、継続的な取組が必要であるため、その方策について学識経験者等の指導助言を得ながら検討する。以下に基本的な方針を示す。

1) 遺構や来訪者への悪影響の排除

- ・石垣等の遺構の保全上支障がある樹木については、必要に応じて伐採や剪定を実施する。また、園路等来訪者が立ち入る箇所について、安全確保のため樹木の伐採や剪定を行う。
- ・石垣付近に存在し樹根が石垣を傷めているものについては、樹根を残して伐採し、石垣の修復等の際に併せて樹根の除去を行う。
- ・石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に除去する。
- ・傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては、必要に応じて伐採を行う。
- ・幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしや伐採を行う。
- ・倒木や伐採により発生した裸地については、立入りを制限する等の対策を講じるとともに、洗掘防止策を検討する。

2) 遺構の視認性の復元と維持

利用動線から地上に露出している遺構の視認性を確認し、史跡指定地内の景観を適切に確保できるよう、樹木を必要に応じて剪定、伐採する。

3) 天守台等から周辺地域及び周辺地域から米子城跡への眺望の回復と維持

米子城跡における特定の場所からの眺望を確保できるよう、樹木の剪定や伐採を行う。また、周辺地域からの米子城跡への景観の確保も同様に行う。

4) 自然環境に配慮した整備

城山の貴重な動植物等の自然環境に配慮しつつ、石垣等遺構の保全、園路の通行の安全確保、天守台からの眺望及び周辺地域からの史跡米子城跡としての景観の回復・維持を図る。植生の管理については、史跡・景観等の保全のため積極的に管理するエリアと、樹林等を保持するエリアとのゾーニングを行う。このゾーニングや管理の方法については、専門家の意見を交えつつ、順応的な管理を行っていく。

また、樹名板等の植物名板を設置するとともに、自然解説のサインの整備も行う。

(6) 便益施設の整備

1) 休憩施設

遺構や周辺地域等への眺望が得られる場所及び史跡米子城跡の特徴を理解する上で効果的な場所に、必要に応じてベンチや東屋等の休憩施設を設置する。

既存の東屋については、老朽化しているものや景観に調和していないもの、本計画の整備を行う上で支障となる位置にあるものは撤去し、デザインの統一性に配慮されたものに更新する。その他の既存の休憩施設については、経年劣化の状況を考慮し適切な時期に撤去・更新する。

新たに設置する休憩施設は、来訪者の動線や広場、眺望、緑陰等場所ごとの特性に合わせた位置に配置する。内膳丸のコンクリート製の東屋は撤去し、近世には隅櫓が存在していたことを勘案した休憩施設を設置する。

2) トイレ

二の丸に所在する既存のトイレについては、外観・意匠を史跡に相応しいものとし、遺構や景観等への影響、維持管理等を勘案し多目的トイレ(手洗い場、授乳室としても利用可)として再整備を行う。さらに、イベント時に水道や電源の取り出しが可能な設備も付加する。整備にあたっては、二の丸及び高石垣の修復、積み直しとの調整に留意する必要がある。

また、天守周辺へのトイレ設置については、遺構や景観等への影響、維持管理等を勘案し、他の城郭や山岳等の状況を参考にして、検討する。

なお、三の丸や深浦郭が史跡追加指定された場合、遺構や景観等への影響、維持管理等を勘案し、適切な場所にトイレを設置する。

(7) 駐車場等の整備

米子城跡への来訪者のための駐車場は、湊山西側のふもとの史跡指定地外にある湊山公園駐車場及び市役所駐車場とあわせて、史跡指定地内の既存の駐車場を利用している。史跡指定地内にある駐車場については指定地外への移転が原則であるが、史跡指定地周辺には商業施設や住宅が立ち並んでおり、短期的には駐車場の移転先の確保は困難であるため、イベント開催時等には臨時に周辺の民間駐車場の活用等も検討しながら、当面、現状のまま利用を図る。

また、今後、観光誘客等米子城跡のさらなる活用を図っていくため、主要な動線として大手→三の丸→枡形→二の丸→天守というルートを想定しており、大手付近での来訪者の駐車場や車寄せの確保は必須である。中・長期的には史跡周辺での駐車場整備を検討していくこととするが、現状では隣接地における用地確保が困難であることから、「史跡等活用専用駐車場」として、適切な配置及び仕様等による必要最小限度の暫定的な駐車場の設置を検討する。

また、イベント等に伴う障がい者用駐車場、ハートフル駐車場については、史跡指定地内に適宜確保することとする。

なお、史跡等活用専用駐車場の設置については、下記のてびきに則って検討する。

※史跡等指定地における「史跡等活用専用駐車場」の取扱いについて

史跡等の活用に供する駐車場の設置については、原則として指定地外とすること。

ただし、次の条件を満たすものについては「史跡等活用専用駐車場」として必要最小限の規模で、指定地内に例外的に認めることがある。

- ・史跡等の面積が広大な場合又は隣接地に用地の確保が困難な場合で、指定地内に駐車場がないと活用上著しい支障が生じると判断されること。
- ・史跡等の全体及びその周辺を含む適正な保存管理計画及び整備活用計画が策定されていること。
- ・特に整備活用計画において「史跡等活用専用駐車場」を計画する場合には、周辺の交通体系、土地利用のあり方等を視野に入れた適正な計画であること。
- ・外形的に史跡等活用専用であることが明確となっており、かつ史跡等活用専用として運用されること。
- ・「史跡等活用専用駐車場」の規模・形態・位置等については、文化財保護法に基づき現状変更等の許可が可能な範囲内であること。

具体的には、

- ①事前に発掘調査等を実施し、地下に重要遺構等が存在しないことを確認すること
- ②地下遺構等の保存に影響のない構造（舗装等）とすること
- ③史跡等活用専用として必要最小限の容量とすること
- ④史跡等の景観に及ぼす影響を最小限に抑えること等

※なお、「史跡等活用専用駐車場」は、文化庁が所管する整備関連の補助対象とはしないこととする。

(『史跡等整備のてびき 2005. 6』)

(8) 多目的広場の整備

史跡追加指定後の三の丸（湊山球場敷地）については、「多様な受容力の高いエリア」であり、各種イベント等多目的な利活用に供することができ、また、二の丸や本丸に至る城郭の中枢を一望できる場所としての広場の整備を行う。

(9) 管理運営のための施設の整備

転落防止柵、手すり等の管理上必要な施設については、遺構の保存や景観に留意しながら、その設置の必要性、位置等を検討し対応する。

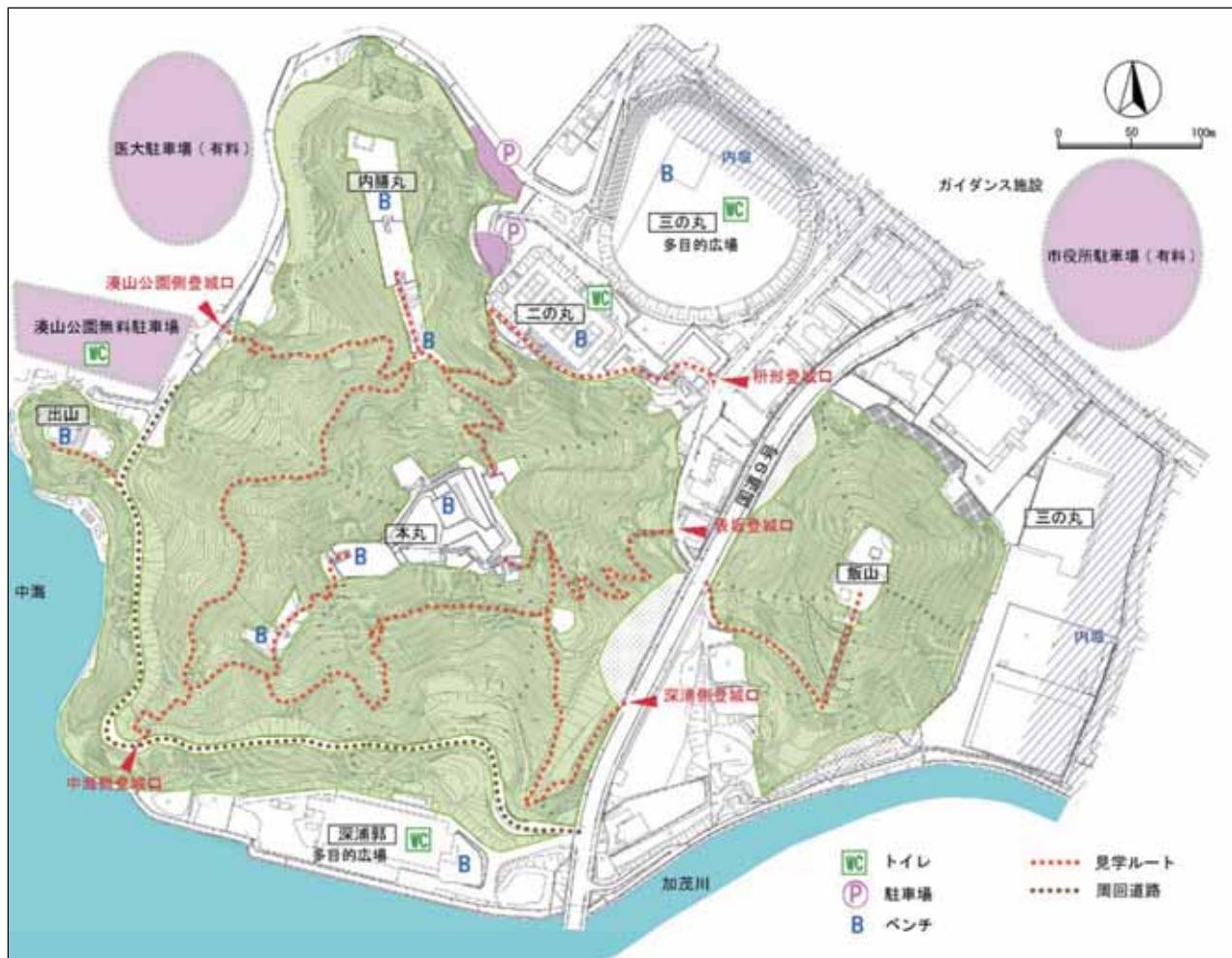
また、災害による被害を未然にまたは最小限に防ぐための避難所の設置や、非常用照明等の防

災設備等、日常的な維持管理を行うために必要となる電気・給排水設備等の整備を検討する。

(10) 既存工作物、設置物等への措置

史跡米子城跡の価値とは無関係な設置物等に関しては、関係者との調整のうえ、必要性を検討し、撤去や史跡指定地外への移設もしくは改修等を行う。

市指定文化財小原家長屋門については、保存状況調査を進め、移築先が確保できた場合は、移設する。



便益施設計画図

(11) 周辺整備計画

1) 周辺の歴史的要素

①城下町概要

米子には戦国時代に伯耆・出雲の国境として砦が築かれ、中海に港が開かれた。その後、江戸時代には米子城下町の整備が行われ、米子湊を中心とした商業の町として発展した。

交通の要衝である米子は、戦国時代には山名氏、尼子氏、毛利氏等の戦国武将の戦場となつたが、関ヶ原の戦い後の慶長6年(1601)に中村一忠18万石の領地となつた。当時一忠は幼少のため、後見人として横田内膳村詮が任せられ、米子城の築城や城下町形成、商業の発展に貢献した。

城下町の整備も進んだ元和元年(1615)の一国一城令により、伯耆各地の城が取り壊され、その城下町の住民の米子移住もすすむ。

元和3年(1617)姫路城主の池田光政が因幡・伯耆2国を領して鳥取城主として転封すると、米子城には一族の池田由之が配された。寛永9年(1632)光政は、岡山の池田光仲と国替えとなり、米子城には筆頭家老荒尾但馬守成利が管理を任せられ、家老支配のまま明治維新を迎えた。荒尾氏は地方知行制を実施し、これを「自分手政治」と呼び、町政を司つたが、かつての18万石から1万5千石の支城となった米子城の維持は荒尾氏にとって容易ではなかつた。

城下の整備は、天正期後半の米子城の築城とともに着手したと考えられ、毛利家家臣吉川氏の支配下の山県九左衛門により進められ、関ヶ原の戦い後に入った中村一忠の後見人である横田内膳村詮の時代にほぼ完成していたようである。

町人町は米子十八町と称され、糀町・博労町・道笑町・日野町・茶町・塩町・大工町・法勝寺町・紺屋町・四日市町・東倉吉町・西倉吉町・尾高町・岩倉町・堅町・灘町・内町・天神町があつた。これらの町は山陰道(伯耆街道)とそれに直交する中筋沿いにT字状に細長く並んでいた。また、これらの町とは別に寺院を寺町に多く集め、米子城の防衛地帯としていたと考えられる。

政治都市としての鳥取城下に対し、米子城下は荒尾氏の財政が商業・流通に依存したことにより、米子湊を中心に商業都市として発展した。

米子湊に近い灘町、堅町(現立町)、内町には鹿島家や後藤家等の米屋・廻船問屋の豪商が立ち並び繁栄していた。

米子の城下町エリアは、江戸時代から今日に至るまで、大きな区画改変もなく、大火や戦火にも見舞われていないため、加茂川沿いに立ち並ぶ商家の土蔵や離れ座敷、下町界隈に多く残る小路等、往時の面影を偲ぶことができる。

また、旧加茂川沿いの地蔵は、日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」の構成要素として、地蔵信仰が大山の裾野まで行き渡っていたことを物語る歴史文化資産であり、現在も盛んに信仰されている。



米子領地面全絵図(江戸末期)

②主な歴史的要素

時代	主な要素	概要
江戸期	後藤家住宅	主屋は江戸中期の正徳4年(1714)の建築と伝えられ、一番蔵、二番蔵も寛政期以前の建築と考えられている。 後藤家は、江戸時代を通じて廻船問屋を営んでおり、寛政期(1789~1800)には数隻の大船を所有し、藩の米輸送に従事していた。
	城下町町割り	米子の城下町は、中海を背にした米子城を鉤型(L字型)に取り囲むように、内堀・外堀・大通りが配置された。 内堀と外堀の間に侍の屋敷を、外側を町人地とした。町人地は出雲街道と中筋を大通りとし、通りに面するように町家が立ち並んだ。
	寺町	寺町には9つの寺院が立ち並んでいる。戦時における城への侵入を防ぐ出城の役割を持たせていたとも言われている。
	小路 (しょうじ)	米子の小路の名称には、有力商人の屋号や寺院名のものが多くある。地域の人々に長い間呼び親しまれてきた小路には、町の歴史・魅力が残されている。
	外堀・ 旧加茂川沿い	米子は古くから北廻り航路等の寄港地として繁栄した。船が湊の沖に停泊し、艤で物資を蔵へ運ぶ手段として外堀及び旧加茂川が利用された。
	地蔵信仰	江戸時代、地蔵信仰は地域の信仰と溶け合っていた。人々の心の支えであった大山への信仰が、また、人々の生活や習慣としての関わりが、現在も受け継がれている。
明治期以降	歴史的建造物	米子の城下町エリアには、明治期以降の米子の歴史を物語る歴史的建造物が多く残っている。文化財指定を受けている建造物以外にも、江戸期から明治期に建てられた町家も多く点在している。
	水管橋	水管橋は、大正期に地上に設置された水道管の橋で、糀町橋水管橋と西倉吉町の外堀・旧加茂川橋水管橋の2箇所が残っている。現在は使用されていないが、米子の水道の歴史を物語る貴重な文化財である。
	旧加茂川沿い	外堀から続く旧加茂川沿いには、城下町の景観を活かしながら、商業施設が立ち並んでいる。



後藤家住宅(国指定重要文化財)



町割り(鉤型路)



寺町通り



小路



旧加茂川沿いの蔵



咲い地蔵



坂口文祥家住宅（国登録有形文化財）



民家・商業ビル（歴史的建造物）



米子市役所旧館(市指定有形文化財)



米子専門大店(国登録有形文化財)



商店（歴史的建造物）



旧加茂川沿いの商業施設

2) まちづくりの取組み

米子の城下町エリアにおいて、特に江戸期から明治期にかけての佇まいを残している旧加茂川・寺町周辺地区は、景観形成重点区域に指定され、『多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまち』を景観形成の目標に掲げている。

また、米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）では、旧加茂川・寺町周辺地区に加え、米子城跡を中心とする地区を、「歴史的、文化的資源が息づく地区」として、これらの資源の保全整備を進め、歴史館・美術館・図書館等文化施設の集積した市役所周辺との連携を図ることで、歴史や文化、自然に彩られた米子市の風格を、より一層高めていくことを目指している。



米子まちなか観光案内所



JR 米子駅構内の米子市国際観光案内所



まち歩き拠点「笑い庵」



加茂川・中海遊覧船



歴史的建造物を活かした飲食店



元町交流センター

3) 周辺整備計画

米子の城下町エリアは、中心市街地の歴史的まちなみゾーンに位置し、城下町の痕跡のみならず、明治期以降においても歴史的な要素が残されている。

近年では、これらの文化的資源を積極的に活用した米子のまち歩き・観光案内等、行政と地域が一体となった地域活性化への取組みが行われている

今後も米子城跡保存整備事業と連携し、市役所周辺の文化施設やJR米子駅からの彫刻ロードとの回遊性の向上等、「人が集いにぎわうまち」・「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」を目標に、トイレやサイン類等をはじめとする便益施設や回遊ルートの整備、様々なイベントの開催、情報発信に努める必要がある。

【周辺整備計画方針】

①利便性の向上

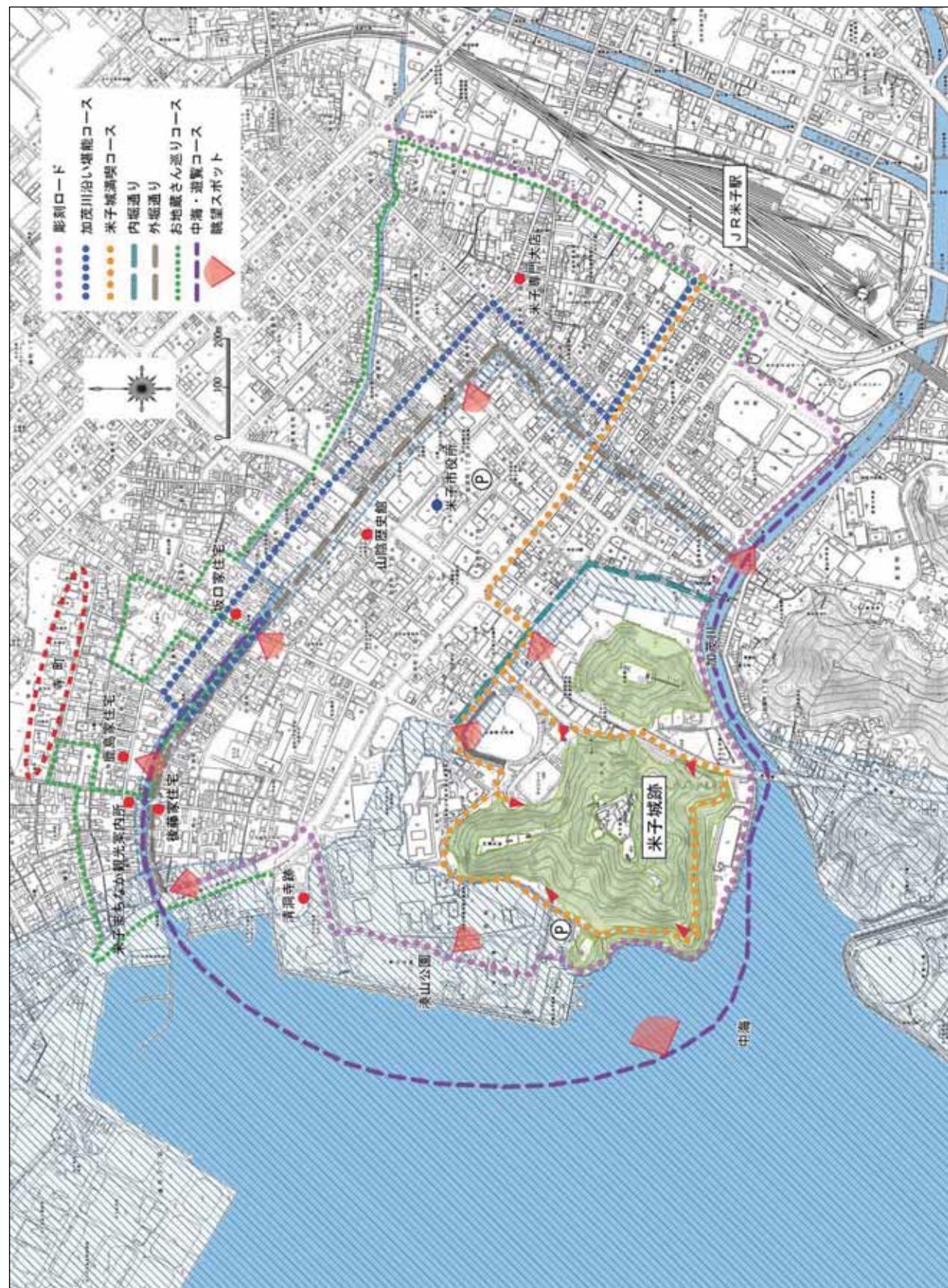
- 各所に点在する多様な見どころを、目的やテーマ別また滞在時間に応じて、効率的に巡ることができる見学コースの設定や見どころマップの充実等、幅広い周知を図る。
- 幅広い年齢層の見学来訪者が安心して周遊できるよう、トイレやベンチ等のある休憩スポット、サイン施設を設置する。
- 広域からの来訪者や市内外の小学校でのバス利用の対応も考慮し、公共施設も含めた駐車場整備を図る。
- まちづくりに関する様々な関係団体との連携を図る。
- レンタサイクルシステムの充実や、回遊バスの利便性の向上等を図る。



レンタサイクル（姫路城周辺）

②情報発信、展示、体験機能の分担

- 来訪者の拠点となるJR米子駅から米子城跡にかけて、米子城跡や城下町等歴史文化資源の情報発信や展示、公開を図る。
- 城下町エリアをはじめ、各所からの米子城跡への眺望スポットを整備し、その周知を図る。
- 城下町エリアの町家、空き家等を城下町の案内施設としての活用を検討する。
- 米子城に関連する所蔵品の展示協力を継続する。
- 既存の公園や町並みの通り沿いにおいて、案内解説の充実を図る。
- 様々なパンフレットの整合性と表現の統一を図る。



米子城下見学ルート例

4 各地区的整備計画

(1) 基本的な考え方

史跡米子城跡の整備とは、城跡としての「かたち」を整え、城跡の本質的価値を適切に公開することにより、米子城跡が有する多様な価値を正しく理解し、学ぶことができるようになることがある。そのためには、第6章で整理した米子城跡の位置づけを踏まえ、米子城跡の実態解明に努め、多様な価値を把握し、各ゾーンの特徴や課題を踏まえた整備の方向性を示す必要がある。

米子城跡の整備にむけては、本質的価値の確実な保存を前提に、精緻な縄張りやそれを形づくる石垣、また特徴的な登り石垣や堅堀をはじめとする遺構を認識できるように顕在化し、多様な価値の幅広い周知、共有に努める必要がある。

このように遺構の保存を確実に果たした上で、米子城跡の価値や魅力が正しく伝わるような適切な公開とともに、地域の歴史環境における米子城跡の位置づけを明らかにすることで、地域の貴重な歴史文化遺産としての誇りと愛着を寄せるにふさわしい活用を目指すものである。

史跡米子城跡に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。これを踏まえ、実施すべき計画は、①調査研究、②保存整備、③活用整備、④歴史的建造物の復元に大別することができる。

これまでの発掘調査や古絵図・古写真等の史資料等から、確認された遺構の顕在化を図り、米子城跡の価値を高めるとともに、史跡としての適切な公開を図ることを目的とした各地区的遺構整備の考え方を以下に示す。

(2) 史跡指定地の整備計画

1) 内郭①ゾーン [本丸、水手御門下郭、八幡台郭、山腹（登り石垣、堅堀）]

整備箇所	内郭①ゾーン
	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・保存活用計画で米子城の中枢域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い整備を行い、米子城の象徴性を高めるための枢要な整備に取組む。 ・360度の大パノラマの眺望を確保し、史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・見学者の急増による土壤の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を行う。
本丸	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の石垣の改変、修理部分を発掘調査及び絵図資料調査により明確にする。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、遺構を顕在化させる。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣・礎石等地上に露出する遺構については、調査研究成果に基づき、適切な保存措置を行う。

本丸	<ul style="list-style-type: none"> 明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、二重枠形及び虎口の修復、鉄門遺構の顕在化を行うのと併せて、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 石垣天端付近の石垣保全と来訪者の安全確保の方策を検討する。 劣化の著しい天守台の土系硬化舗装は、再整備を行う。 縄張りに沿った新たな動線の整備を行う。 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 天守台礎石等の遺構の説明表示を行う。 眺望を楽しむ場としての機能を確保する。 遺構の遺存状況により、古写真・絵図を用いたデジタル技術（A R（拡張現実）、V R（仮想現実）等）による展示を検討する。 遺構の視認性確保のために、自然環境にも配慮しながら、剪定や伐採等の樹木管理を行う。 電源設備の設置について検討する。 発掘調査成果に基づき、老朽化した東屋を撤去し、遺構を阻害しない場所に移設する。 大正期に設置された陶器製の排水溝については、整備後の排水路に移設し、近代化遺産として活用する。 本丸石垣のライトアップ設備の設置等について検討する。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> 本丸郭については、詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基にした調査研究が進展し基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。 建物規模や構造が記されている差図が存在する四重櫓については、写真等新たな資料の収集に努め、基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。 絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、建物規模が記されている隅櫓・土塀については、今後の発掘調査で遺構を確認するとともに、写真等新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、復元整備の可能性について検討する。
----	--

【参考整備事例】

■礎石展示



天守閣の礎石展示(移設)



天守閣の礎石展示(移設)

(史跡広島城跡)

■石垣天端付近の立入制限



植栽による立入制限(史跡篠山城跡)



木柵による立入制限(史跡松江城跡)



擬木柵による立入制限(史跡萩城跡)



竹柵による立入制限(特別史跡彦根城跡)

■踏圧を軽減するための通路整備



芝生保護材の設置 (史跡竹田城跡)



芝生保護材の設置 (史跡湯築城跡)

芝生保護材の設置
(特別史跡肥前名護屋跡)

■歴史的建造物の復元整備

隅櫓(木造)と塀の整備
(市史跡岡崎城跡)

土塙の復元整備 (史跡萩城跡)



土塙の復元整備 (史跡明石城跡)

水手御門 下郭	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・保存活用計画では米子城の中枢域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、海城としての米子城の特徴や破城等の痕跡を顕在化するための整備に取組む。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な発掘調査を実施し、全体像の把握を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、遺構を顕在化させる。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣調査を行い、破城の痕跡を顕在化させる。 ・破城を示す石垣の上面は土系硬化舗装や排水路等を整備し、遺構面保護を再検討する。 ・発掘調査成果に基づいた虎口、土橋、堀切、登城路等の修復整備を検討する。 ・石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中海に張り出した郭という特徴を活かした眺望の確保を行い、海城としての米

水手御門 下郭	<p>子城の特徴を最大限に活かす整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 来訪者の急増による土壤の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を講ずる。 明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 遺構の説明表示を行う。 中海側にベンチを設置し、眺望を楽しむ場としての機能を確保する。 石垣の保全と見学者の安全確保の観点から、危険箇所には景観や眺望に配慮した安全柵を設置する。 遺構の視認性確保のために、自然環境にも配慮しながら剪定や伐採等の樹木管理を行う。 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果に基づき、土壙の復元を検討する。
八幡台郭	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 保存活用計画では米子城の中枢域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、米子城の築城初期や幕末期の姿を顕在化するための整備に取組む。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な発掘調査を実施し、全体像の把握を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存と遺構の顕在化を図る。 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 石垣調査を行い、築城初期の石垣を顕在化させる。 石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査成果に基づき、幕末期の四重櫓改修作業場の遺構表示を行う。 深浦郭に張り出した郭という特徴を活かした眺望確保をおこない、軍港防衛の郭としての性格を最大限に活かす整備を行う。 来訪者の急増による土壤の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を図る。 明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 遺構の説明表示を行う。 石垣の保全と見学者の安全確保の観点から、危険箇所には景観や眺望に配慮した安全柵を設置する。 遺構の視認性確保のために、自然環境にも配慮しながら剪定や伐採等の樹木管理を行う。

山腹1 登り石垣	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成や詳細発掘調査等、史跡の調査研究を推進する。 ・保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、戦国時代末期に構築された米子城の姿を顕在化するための整備に取組む。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な発掘調査の実施により構造を把握する。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存と遺構の顕在化を図る。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣調査を行い、修復方法を検討し、整備を行う。 ・石垣の周囲は土系硬化舗装や排水路等を整備する。 ・石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 ・遺構を阻害する園路は迂回させ、石仏は移設する。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠見櫓から内膳丸にかけての眺望確保のため、樹木の剪定や伐採を行う。 ・来訪者の急増による土壤の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を講じる。 ・登り石垣に沿った新たな動線を設置する。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・遺構の説明表示を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の発掘調査による基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に、土壘、土塙等の復元整備の可能性について検討する。
山腹2 豎堀	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、戦国時代末期に構築された米子城の姿を顕在化するための整備に取組む。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な発掘調査を行い、構造を明らかにする。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存と遺構の顕在化を図る。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・遺構保護のための切岸斜面や土壘上面に土系舗装等を実施する。 ・遺構の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う

山腹2 豎堀	<p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査成果に基づき、遺構を顕在化させ、遺構表示を行う。 ・番所跡から豎堀への眺望確保を行い、豎堀の全体像が見えるようにする。 ・蛇籠設置等による防災、安全対策を実施する。 ・遺構の保全と来訪者の安全確保の観点から、景観や眺望に配慮した木道、木製階段等による見学路を設置する。 ・遺構の説明表示を行う。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・電源設備の設置について検討する。
-------------------	---

■土木遺構（豎堀、横堀）整備



堀切の保存整備（史跡小牧山）



堀切の整備（史跡小牧山）



堀切の保存整備（史跡烏帽子形城跡）



堀切内の木製デッキ（史跡小牧山）



遺構保護のための木製階段
(史跡金沢城跡)



遺構表示板（史跡烏帽子形城跡）



遺構表示板（史跡烏帽子形城跡）



遺構保護のための木製デッキ
(史跡新宮城跡)

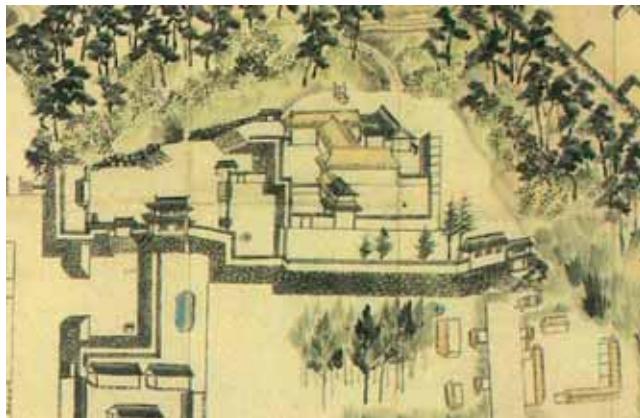
2) 内郭②ゾーン（内膳丸）

整備箇所	内郭②ゾーン
内膳丸	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・保存活用計画では米子城の中枢域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、戦国時代末期に構築された米子城の姿を顕在化するための整備に取組む。 ・中海や本丸方面への眺望の確保を目指す。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査を行い、内膳丸の構造やその変遷を把握する。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を図り、遺構の顕在化をはかる。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、虎口の修復、遺構の顕在化を行うのと併せて、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 ・石垣調査を実施して危険箇所を把握し、危険箇所の積み直し、現状保存等の検討を行う。 ・石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 ・斜面の防災、安全対策を講じる。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・360度の眺望確保を行い、市街地側に張り出した内膳丸郭の特性や登り石垣の全体像が認識できるように努める。 ・来訪者の急増による土壤の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を図る。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・遺構の説明表示を行う。 ・東屋の建替を検討する。 ・自然環境にも配慮しながら、眺望に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採等の管理を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内膳丸御門（冠木御門）や土塀、御番所については、今後発掘調査で遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に、登り石垣とともに復元整備の可能性について検討する。

3) 内郭③ゾーン【二の丸】

整備箇所	内郭③ゾーン
二の丸	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・保存活用計画では米子城の中枢域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、往時の城主御殿のイメージを確保するための整備に取組む。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、来訪者に心地よい憩いの場を提供する。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のテニスコートを撤去し、発掘調査を行って二の丸の構造を把握するとともに、御殿の残存状況を確認する。 ・文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・二の丸の二段構造の郭を顕在化させる。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・高石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。 ・高石垣上の樹木など石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 ・御殿御用井戸跡の顕在化を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査後、復元整備の可能性を検討し、往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行う。 ・城下町への眺望の確保や高石垣の顕在化を行い、城主御殿跡のイメージを確保する。 ・整備に伴い広場名を「二の丸御殿跡広場」等の歴史的名称へ変更する。 ・縄張りに沿った新たな動線を生み出す ・遺構の説明表示を行う。 ・遺構の遺存状況により、古写真・絵図を用いたデジタル技術（AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等）による展示を検討する。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・既存の公衆トイレの改修を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塀や隅櫓（二重櫓）、表中御門については、今後の詳細発掘調査により遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に復元整備の可能性について検討する。 ・旧小原家長屋門については、当面の間は現位置で保存し、適切な移築先が確定すれば、移築、整備を行う。

■古絵図に描かれている二の丸の様子



米子御城門正面之御絵図面(弘化4年9月)



米子　御城内御殿惣御絵図面（慶応元年）

■御殿跡平面表示整備例



二の丸御殿の平面表示(史跡篠山城跡)



部屋名称板(史跡篠山城跡)



二の丸御殿整備の説明板
(史跡篠山城跡)



表書院の平面表示(史跡岡山城跡)



二の丸御殿の平面表示(史跡松本城跡)

■石垣天端の堀整備例



石垣の天端に整備された堀
(史跡松江城跡)



石垣の天端に整備された堀
(市史跡福知山城跡)



石垣の天端に整備された堀
(史跡岡山城跡)

4) 内郭③ゾーン【枠形】

整備箇所	内郭③ゾーン
枠形	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・枠形は二の丸の虎口であり、米子城の正面観を醸し出す場所であるため、大手通から枠形にかけて往時の雰囲気を体感できる整備を行う。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により、詳細な資料の収集を行う。 ・石垣調査を行い、危険箇所の把握に努める。 ・文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。 ・石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭内の二の丸虎口であることを認識させる整備を行う。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・自然環境にも配慮しながら、景観に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採を行う。

(3) 史跡指定地外の整備計画

1) 内郭④ゾーン【三の丸、内堀】

整備箇所	内郭④ゾーン
三の丸・内堀	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の中核部としての適切な保存と米子城の顕在化のため、史跡の追加指定を図り、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要な箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示、

	<p>展示の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として来訪者に心地よい広場としての機能を確保する。 内堀の規模の顕在化を図る。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加指定後に球場施設等を撤去し、発掘調査を実施して三の丸や内堀の構造を把握する。 文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。 内堀の表出を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加指定後に球場を撤去し、発掘調査を実施した上で復元整備の可能性を検討し、米蔵等往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行う。 長期的な整備を考慮し、市民が利活用できる空間を常に確保し、段階的な整備を行う。 中心市街地での貴重な空間として広場としての機能（憩いの空間、防災拠点等）を確保する。 整備に伴い広場名を「三の丸広場」等の歴史的名称へ変更する。 内堀については、追加指定後に発掘調査を実施した上で、可能な範囲で往時の遺構を顕在化する整備を行い、内郭であることを認識できるようにする。 縄張りに沿った新たな動線を生み出す。 遺構の説明表示を行う。 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン類の整備を行う。 トイレ、ベンチ等便益施設の設置を行う。 ガイダンス施設の設置を検討する。 山頂の本丸への眺望を確保する。 来訪者の利用に供する「史跡等活用専用駐車場」の設置について検討する。 照明設備の設置について検討する。 多目的な利活用に資する電源設備の設置について検討する。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究に基づき、内堀上の土星や土塙の復元整備を検討する。
--	---



米子城跡三の丸（湊山球場敷地）現況

■芝生広場整備例



三の丸広場(史跡金沢城跡)



三の丸安らぎ広場(史跡松山城跡)



芝生広場(史跡松江城跡二の丸下の段)



芝生広場(特別史跡姫路城跡)



芝生広場(史跡明石城跡)

■内堀整備例



内堀整備(史跡松山城跡)



三の丸広場と内堀整備(史跡松山城跡)



内堀整備(史跡小牧山)

■ガイダンス施設整備例



トイレ付ガイダンス施設(史跡小牧山)



ガイダンス機能付きトイレ(史跡長浜城跡)



ガイダンス機能付き休憩施設(史跡小早川氏城跡(三原城跡))

ガイダンス機能付き休憩施設
(史跡長浜城跡)

2) 内郭⑤ゾーン【深浦郭】

整備箇所	内郭⑤ゾーン
深浦郭	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の特徴的な郭としての適切な保存と米子城の顕在化のため、追加指定を図り、海城としての性格を物語る箇所である史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要な箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示検討、展示の可能性を検討する。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として利用者に心地よい広場としての機能を確保する。 ・JR米子駅からの散策路の一部として、中海や城下町観光等との一体的な観光活用を目指す。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加指定後に既存の施設を撤去し、発掘調査を実施して構造を把握する。 ・文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往時の遺構を顕在化する遺構の平面表示整備等を行う。 ・縄張りに沿った新たな動線を生み出す。 ・JR米子駅からの散策路の一部として、米子彫刻ロードと一体的に活用整備を図る。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン類の整備を行う。 ・中海遊覧船の深浦郭への接岸を検討し、城下町観光とセットで活用整備を図る。 ・遺構の説明表示を行う。 ・照明設備の設置について検討する。 ・トイレやベンチ、ガイダンス施設等便益施設の設置を検討する。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に基づき、深浦湊や御船手郭の土壙の復元を検討する。



史跡新宮城跡水ノ手郭整備（和歌山県）



史跡長浜城跡整備（静岡県）



城跡内の遊覧船（史跡松江城跡）

3) 内郭⑥ゾーン【出山】

整備箇所	内郭⑥ゾーン
出山	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の特徴的な郭としての適切な保存と米子城の顕在化のため、追加指定を図り、幕末期に砲壇も設置された海岸防備の郭としての性格を物語る箇所である史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要な箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示や展示の可能性を検討する。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として利用者に心地よい広場としての機能を確保する。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加指定後に発掘調査を行い、構造を把握する。 ・文献や図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の平面表示を行う。 ・縄張りに沿った新たな動線を生み出す。 ・JR米子駅からの散策路の一部として、米子彫刻ロードと一体的に活用整備を

出山	<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン類の整備を行う。 ・遺構の説明表示を行う。 ・ベンチ等便益施設の設置を行う。 ・自然環境にも配慮しながら、景観に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採を行い、眺望を確保する。
----	--

4) 内郭⑦ゾーン【飯山（采女丸）】

整備箇所	内郭⑦ゾーン
飯山 (采女丸)	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の特徴的な郭としての適切な保存と米子城の顕在化のため、追加指定についても検討し、追加指定された場合には米子城の出郭としての性格を物語る箇所である史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要な箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示や展示の可能性を検討する。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として来訪者に心地よい場としての機能を確保する。 <p>【整備計画】(追加指定後)</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査を行い、構造を把握する。 ・文献や絵図等の詳細な分析を行う。 ・石垣の詳細調査を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加指定後に施設を整備し、遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を図り、遺構の顕在化を図る。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣調査を行い、築城初期の石垣を顕在化させる。 ・発掘調査成果に基づいた二段の郭遺構の顕在化を行う。 ・石垣など遺構の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭内の最も東の出郭という特徴を活かした眺望確保を行い、築城初期の石垣を持つ郭としての性格を最大限に活かす整備を行う。 ・遺構の平面表示を行う。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・遺構の説明表示を行う。 ・ベンチやトイレ等便益施設の改修を行う。 ・自然環境にも配慮しながら、景観に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採を行う。



露出石垣の展示(史跡小牧山)



発掘調査成果の説明板(史跡小牧山)



環境に配慮した説明板
(史跡小牧山)



発掘調査の公開と説明板(史跡岐阜城跡)



5 復元整備の考え方

<基本的な考え方>

◆調査研究成果に基づく復元整備

- ・史跡米子城跡の復元整備は、現在は消失してしまった郭や櫓、土塀、門等の歴史的建造物について、調査研究の成果に基づき、位置や意匠、構造、素材料等が明らかなものについて、客觀性を確保した適切な手法を用いて、歴史的建造物の復元展示及び来訪者に往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現方法の検討を進める。(参考資料「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」を参照)

◆顕在化のための多様な表示・復元方法の検討

- ・米子城跡の価値を来訪者に適切に伝えるため、本質的価値を構成する遺構等の保存整備とともに、先に示した地区区分の位置づけを踏まえ、発掘調査や文献資料等の調査研究の成果による根拠に基づいた復元整備を検討する。
- ・来訪者に米子城跡の全体像をイメージさせるため、様々なデジタル技術を利用したバーチャル(仮想空間)表示や平面表示による復元方法を検討し、現地において来訪者自らが米子城跡に関する様々な情報を得ることが可能となるセルフガイドツール等の整備を検討する。

◆史跡理解のための効果的な整備箇所の検討

- ・史跡の価値を顕在化するために効果的な整備箇所について優先順位を検討し、整備を進める。

(1) 復元の基準について

表1に米子城跡内の主な歴史的建造物をあげ、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき、遺構の現況や発掘調査の実施状況、文献・写真等の資料の有無について一覧化した。

当該地は発掘調査がほとんど未実施であり、現時点で遺構の有無や復元の可能性についての判断を行うのは難しい状況であるが、今後、発掘調査及び史資料調査等が進展し、新たな遺構や資料の存在が明らかになることで史実が確認できれば、復元整備についての検討が可能となる。

城郭としての歴史空間の創出という視点から、歴史的建造物や石垣、遺構等の根拠が得られ、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に合致するものであって、かつ、整備効果が高いものについては復元整備を検討する。

整備にあたっては、復元可能な資料が整った上で、耐震や防火等防災上の安全性が確保でき、その地下構造が地下の遺構に与える影響がないことが前提となる。また、歴史的建造物の復元対象となるものについては、そのほとんどが石垣をベースとしてその上に設置することになるため、現存する石垣の強度や崩落の危険性等を事前に調査し、その対応もあわせて行うこととなる。歴史的建造物の復元展示を行う際には、石垣等既存の遺構の本質的な価値を損なわないよう十分に注意を払う必要がある。

(2) 未指定地の復元整備について

米子城跡においては、現在、国史跡指定地となっていない箇所にも歴史的建造物が存在していたと考えられる。これらの箇所が追加指定された場合には、既存の史跡指定地と同様の考え方で復元、整備について検討していくこととなるため、ここでは未指定地における歴史的建造物も対象としている。

(3) 復元整備の検討について

復元整備を行う場合には、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」を踏まえながら、「史跡米子城跡整備検討委員会」の中に設置する城郭研究者及び考古学研究者等で構成する専門部会において、発掘調査や史資料調査等の成果をもとに十分に検討する必要がある。

さらに、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の取扱いに関する専門委員会」及び文化審議会の審査を経て、文化庁の現状変更等の許可を得る必要がある。

表1 米子城跡内の主な歴史的建造物一覧

ゾーン	場所	建物など遺構名	現存状況	遺構の根拠となる資料					備考	
				露出遺構	発掘調査	その他資料				
						指図	絵図	文献	古写真	
内郭①	本丸	天守周辺	東屋	天守台礎石 石垣	△	×	○	○	○	写真撮影2方向 (南東、北東)
		四重櫓		四重櫓台礎石 石垣	×	○	○	○	×	
		冠木御門		石垣	×	×	○	○	×	
		水手郭	植栽	石垣	×	×	○	○	×	
		遠見櫓	植栽	礎石、石垣	△	×	○	○	×	
		鉄御門	植栽、園路	礎石、石垣	×	×	○	○	×	
		二重枀形	植栽、園路	石垣	×	×	○	○	×	
	水手御門下郭	番所跡	植栽	石垣	×	×	○	○	×	
		上段郭	樹木	石垣	△	×	○	△	×	
		下段郭	樹木	石垣	△	×	○	△	×	
		土橋	樹木		×	×	○	○	×	
		八幡台	樹木	石垣	△	×	○	△	×	
	登り石垣			石仏 樹木 土塀	△	×	○	○	×	
		豎堀	樹木	土塀	△	×	×	×	×	
内郭②	内膳丸	内膳丸御門	園路	礎石、石垣	△	×	○	○	×	
		虎口	植栽	石垣	×	×	○	○	×	
		下段郭	植栽	石垣	×	×	○	△	×	
		上段郭	植栽	石垣	×	×	○	△	×	
内郭③	二の丸	上段郭 (御殿跡)	テニスコート、駐車場、道路、植栽	石垣	×	○	○	○	×	
		下段郭	小原家長屋門、石塁、トイレ	石垣	×	×	○	○	×	
		土塀	植栽		×	×	○	○	×	
		表中御門	園路、石段		×	×	○	○	×	
		二重櫓		石垣	×	×	○	○	×	
		裏中御門	道路、植栽		×	×	○	○	×	
		御殿井戸			×	×	○	○	×	
		枀形虎口	園路	石垣		×	×	○	○	
内郭④ (未指定地)	三の丸	御殿	球場		×	×	○	○	×	
		大手門	商業施設		×	×	○	○	×	
		揚手門	病院		×	×	○	○	×	
		土塀	球場		×	×	○	○	×	
内郭⑤ (未指定地)	深浦郭	内堀	道路、商業施設		×	×	○	○	×	
		郭			×	×	○	○	△	石垣の一部写真撮影
		深浦御門	スポーツ施設、道路、駐車場		×	×	○	○	×	
		雁木			×	×	○	○	×	
		船小屋			×	×	○	○	×	

ゾーン	場所	建物など遺構名	現存状況	遺構の根拠となる資料					備考	
				露出遺構	発掘調査	その他資料				
						指図	絵図	文献	古写真	
内郭⑥ (未指定地)	出山		樹木 広場・園路		×	×	○	△	×	
内郭⑦ (未指定地)	飯山 (采女丸)	郭	石垣		×	×	○	△	×	
		城内道	樹木		×	×	○	○	×	
総構え(整備拠点箇所)	清洞寺跡		公園	石塔	×	×	○	○	×	

発掘調査 ○：遺構確認済

その他資料 ○：有り※

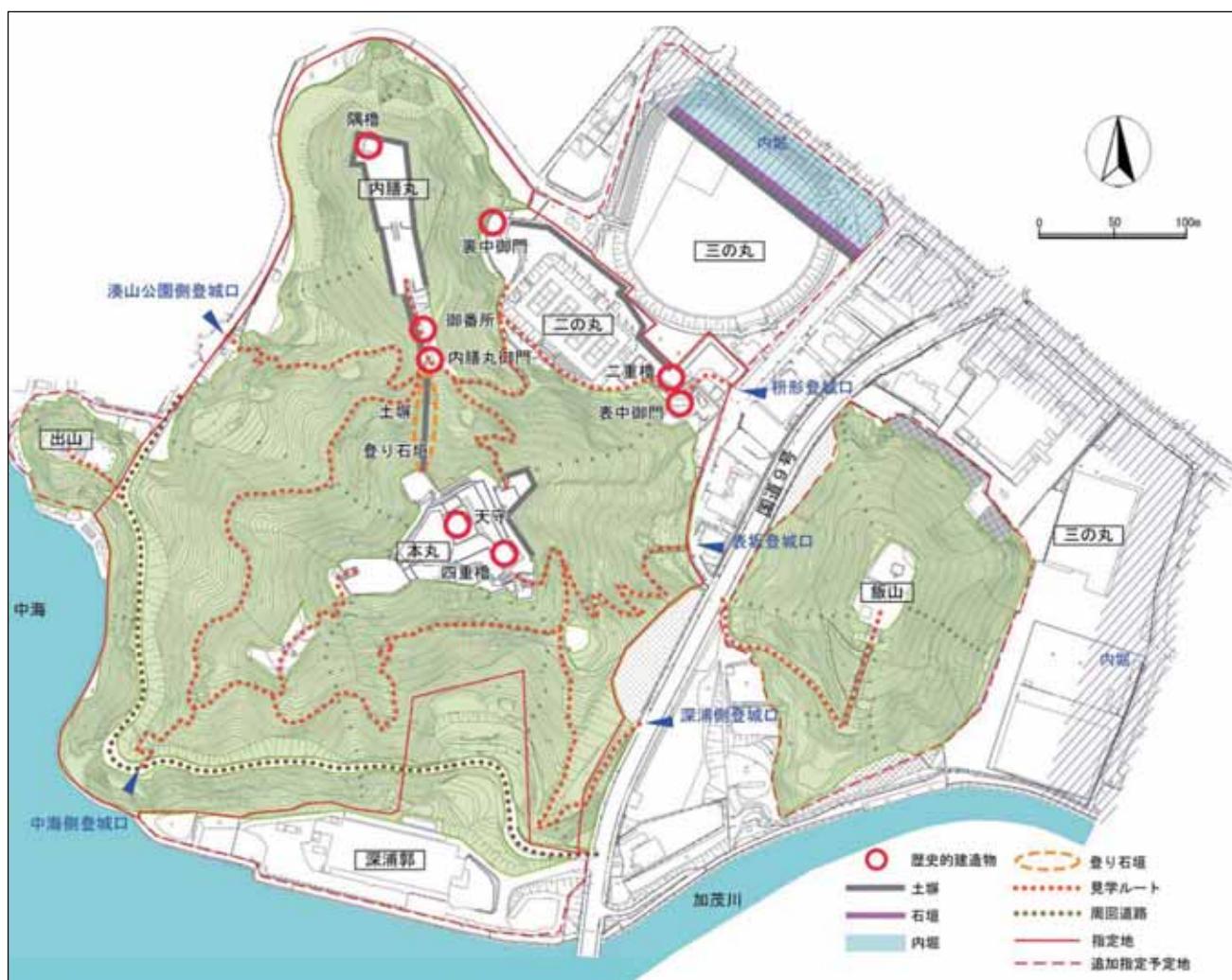
△：遺構の一部を確認済み

△：文献に一部記載有り

×：未調査

×：未調査

※資料の質、精度は考慮していない。



参考資料**史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準**

(平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものでないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しつつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

「歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」に提出が求められる資料の一覧

1. 史跡等の概要

- (1) 史跡等の指定に関する事項
 - ア. 指定年月日
 - イ. 指定地の範囲・面積
 - ウ. 指定説明
- (2) 史跡等の本質的価値に関する概要説明

2. 史跡等の保存事業の経緯

- (1) 保存管理計画の策定とその概要
- (2) 買上げ事業の進展

3. 史跡等の整備事業の経緯

- (1) 整備基本構想又は基本計画の策定の経緯
- (2) 整備基本構想又は基本計画の内容
 - ア. 整備の基本方針
 - イ. 地区区分と地区ごとの整備の方針
 - ウ. 当該史跡等の保存と活用における復元展示の意義
 - エ. 復元展示の建造物及び構造物等の公開及び活用の計画
 - オ. 事業計画の概要

4. 復元展示の対象となる建造物又は構造物

- (1) 復元の根拠となる資料
 - ア. 地下遺構に関する情報（発掘調査の成果）
 - イ. 絵図・指図等の史料に関する情報
 - ウ. 文献（出来形帳等）の史料に関する情報
 - エ. 古写真等の資料に関する情報
- (2) 復元の解釈
 - ア. 基準寸法の算出
 - イ. 平面規模、基礎構造に関する解釈
 - ウ. 立面等の意匠に関する解釈
 - エ. 部材等の寸法、形状に関する解釈
 - オ. 写真解析等による外観に関する解釈
- (3) 復元展示の建造物又は構造物等の地下構造が遺構に与える影響等
- (4) 構造補強及び防火、耐震対策
- (5) 復元基本設計図
 - 平面図、側面図、断面図等（縮尺 1/100 程度）

(4) 主な歴史的建造物の復元整備

1) 【内郭①ゾーン】【本丸、山腹】

①天守郭周辺

天守については、絵図でその位置や形状を窺い知ることができ、二方向から撮影された古写真も現存しているが、精度の高い写真や内部の差図がない等まだ資料としては不十分である。今後の詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基にした調査研究が進展し、基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。

土塀については、資料収集に努め、基礎データを確認した上で復元整備の可能性について検討する。



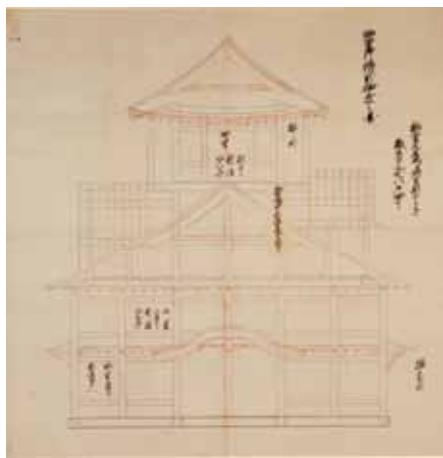
米子城御天守東北側破損絵図（弘化4年）



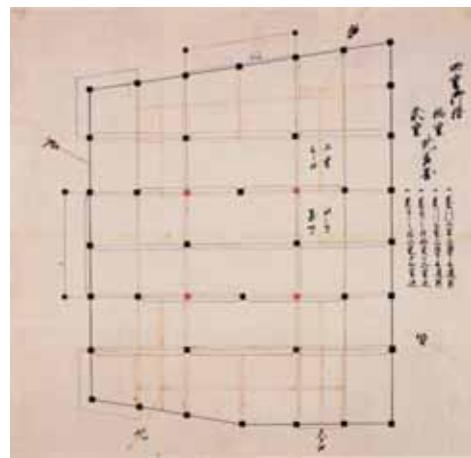
明治11年頃の米子城（富田公夫氏所蔵）

②四重櫓

四重櫓については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、弘化4年(1847)の一連の差図に建物規模や構造が記されている。今後の詳細発掘調査で礎石の位置を確認するとともに、写真等新たな資料の収集に努め、基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。



米子城四重櫓二十分一図（弘化4年）



米子城四重櫓初重二重地差図（弘化4年）

③隅櫓、土塀

隅櫓や土塀については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、建物規模が記されていることから、今後の詳細発掘調査で遺構を確認するとともに写真等新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で復元整備の可能性について検討する。

④登り石垣

登り石垣については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、規模が記されていることから、今後の詳細発掘調査で遠見櫓までの遺構を確認する等基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に内膳丸御門とセットで土塁、土堀等の復元整備の可能性について検討する。



登り石垣整備（特別史跡彦根城跡）



登り石垣整備（史跡松山城跡）

2) 【内郭②ゾーン】【内膳丸】

内膳丸御門（冠木御門）や土塁、御番所については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、建物規模が記されていることから、今後発掘調査で遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に登り石垣とともに復元整備の可能性について検討する。

3) 【内郭③ゾーン】【二の丸】

土塁や隅櫓（二重櫓）、御殿、表中御門については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、その規模等が記されていることから、今後の詳細発掘調査により遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に復元整備の可能性について検討する。

二の丸整備事例



二重櫓及び多聞の復元整備（史跡広島城跡）



長屋門の移設整備（史跡福山城跡）



平櫓の復元整備（史跡松江城）



土塀の復元整備（史跡松江城）

4) 【内郭④ゾーン】【三の丸、内堀】(未指定地)

三の丸については、平成29年3月策定の「史跡米子城跡保存活用計画」に基づき、史跡の追加指定後、球場を撤去し、今後の詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基にした調査研究が進展した段階で、内堀を顕在化させ、内堀内側の土墨及び土塀の復元整備の可能性について検討する。



内堀整備（史跡松山城）

三の丸広場と内堀整備
(史跡松山城跡)

内堀整備（史跡小牧山）

5) 【内郭⑤ゾーン】【深浦郭】(未指定地)

深浦については、史跡追加指定後に既存の施設を撤去し、詳細発掘調査を実施した上で、往時の遺構を顕在化させる土塀や雁木等の復元整備の可能性について検討する。

深浦整備事例



史跡新宮城跡水ノ手郭整備（和歌山県）





史跡長浜城跡整備（静岡県）



駒手丸模型（大洲市）



深浦神社方面から深浦港を望む（昭和 20 年頃）

第3節 公開活用計画

《基本的な考え方》

◆史跡米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出

- ・蓄積された調査研究の成果や今後実施される調査、整備の状況を積極的に公開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。
- ・城下町エリアや日本遺産「旧加茂川の地蔵」、中海等米子城跡の周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。
- ・関連する自治体等と連携して、多種多様なソフト事業の展開を図り、米子城跡の魅力を広く普及啓発する。

調査研究による成果を基に史跡の価値や特徴を活かした整備を行うとともに、歴史的建造物の復元や遺構修復等の史跡整備のみならず、人々がつどい、自然に親しみ、ふれあうことができる多様な機会を創出する。調査研究等により収集した情報については、様々な手法により適宜公開し、関心を高める。生の歴史を体感できる発掘調査現場の公開や現地説明会の開催、各種の調査研究成果を様々な手法により適宜公開、公表、報告する機会を設けること及び整備の内容や進捗状況の最新情報の提供を行うことが重要となる。

現在、情報の収集方法が多様化しており、イベント等の情報をより多くの人々が受け取れるよう様々なメディアを活用したリアルタイムの情報発信が求められている。このため、城跡に来訪した際に、見どころやイベント情報等が城跡内においてもわかりやすく受け取れる仕組みづくりや様々な施設と連携した情報提供も行っていく。

また、利用者ニーズの多様化に伴う様々な利活用への要望や米子城跡の持つ歴史学習、観光資源としての側面を踏まえ、幅広い世代の来訪者の利用促進へつながる企画運営が必要である。

現在、年間を通して多くの米子城跡に関連するイベントが開催されているが、より一層の利活用推進のためには、復元整備をはじめとした整備、活用に資するための史資料の情報提供の呼び掛け、米子城に関する講演会やシンポジウムをはじめとするイベントの開催等により市民の関心を高めるとともに、観光資源としての米子城跡のPR、ライトアップや町歩き等の魅力づくり、史跡公園としての良好な環境整備等により、観光客が米子城跡を訪れる機会を増やす取組を行うことが必要である。

また、史跡整備事業によりその価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に伝えるとともに、観光拠点としての内容充実やイメージ向上につながり、中心市街地活性化にも寄与することとなる。

(1) 史跡米子城跡を活用した取組

- 1) 米子城シンポジウムやフォーラム等、現在開催している様々なイベントの内容を精査し定期的、継続的なイベントとして定着を図る。
- 2) 「米子城フェスタ」等史跡米子城跡の現地を活用し、そこに人が集いにぎわいの創出となるようなイベントを開催する。

3) 史跡追加指定された場合に、湊山球場敷地（三の丸）に整備予定の多目的広場（三の丸広場）においては、下記のような活用が考えられる。

例)：お茶会、高石垣を利用したプロジェクトマッピング、がいな万灯やがいな太鼓の演技会、米子城マルシェ、フリーマーケット、パブリックビューイング等

4) 本丸の天守台や四重櫓台、水手郭、遠見櫓の石垣及び二の丸の高石垣等見どころとなる箇所のライトアップを行う。

（2）米子城関連の情報、発掘調査・整備等の公開

1) 現在実施している発掘調査の現地説明会等を引き続き開催し、出土した遺構や遺物等を来訪者が現地で直接見て体感できる機会を提供する。また、可能な限り平常時の発掘調査の状況も公開する。

2) 遺構の修復や整備にあたっては、ポイントとなる段階において現地説明会等を開催し、その整備状況を公開する。また、整備内容や進捗状況の最新情報を提供するための展示・解説等のサインの設置を行う。

（3）周辺の歴史文化資源との連携による観光利用

1) 米子城跡内の四国八十八箇所の石仏巡りや、米子城跡の周辺に位置する城下町エリア、市立山陰歴史館、日本遺産『旧加茂川の地蔵』等を回遊しながら歴史を学び、体感できるように、地域総体としての観光利用の活性化を図り、相互連携による取組を展開する。

2) 関連自治体と連携し、調査研究や保存管理、城跡整備における技術的な面での情報共有を行う。また、連携イベントやシンポジウム等を企画・開催するとともに、相互に城跡のPRを行うこと等によって観光面をはじめとした相乗効果を図る。

（4）情報の発信・案内

1) 米子城跡に関する広報（市報、市ホームページ）のさらなる充実を図り、調査研究、整備、イベント等に関する情報提供を適時に行う。

2) 桜やウバユリの開花状況等、城跡のリアルタイムな現況の情報提供を行う。

3) 観光に関連する民間組織等との連携によるPR、城めぐりツアー等に取組む。

4) 地域一帯（惣構ゾーン）のまち歩き、散策等を支援するパンフレットやガイドブックを適宜更新改訂するとともに、携帯情報端末等のセルフガイドツールを整備する。



米子まちなか観光案内所



石垣のライトアップ



発掘調査現地説明会



米子城フェスタ（三の丸広場）



米子城跡を活かした
まちづくりシンポジウム



米子城跡の魅力を紹介する
春風亭昇太さん



現地見学会『お城学者 加藤理文さんと
めぐる！米子城』



ボランティアによる石垣除草



米子城跡ガイドマップ

第4節 運営体制計画

《基本的な考え方》

◆多様な関係者が相互連携できる運営・体制の構築

- ・史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく活用を継続して行い、十分な体制の確保を図る。
- ・日常の維持管理、調査研究、保存、活用、整備を着実に推進するための体制を整える。
- ・文化財部局だけでなく、まちづくりや観光、都市公園、環境保全等、米子城跡に関する米子市の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材確保等についての検討を行う。
- ・整備計画の段階から、行政機関のみならず、市民や地元自治会、NPO団体、専門家等の関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の構築を検討する。

史跡の維持管理においては、来訪者の安心安全で快適な利用を第一とし、国史跡指定地としての特性を勘案して、史跡の本質的価値の保護を図るとともに、都市公園の機能を発揮するための適正な維持管理を行うことが必要となる。城跡や樹木、各種施設等に関するトラブル等に対して速やかに対応することで安全を確保し、日常的な機能確保に努める。

(1) 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

- ・現在の体制を当面維持するとともに、迅速な対応等への体制整備を行う。

(2) 整備事業に関する運営体制の整備

- ・適切な推進体制を確立する。
- ・石垣修理等は、長期的な展望のもとに継続的に取組む必要があり、関係部局の一体的な組織体制を整備する。

(3) 将来に向けた体制整備

1) 行政における体制の確立

- ①米子城跡の保存、活用、整備は、まちづくりや観光、自然環境、防災等と関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制を確立する。
- ②米子城跡の専門的かつ継続的な調査研究、さらに緊急的な発掘調査に対応できる組織づくり及び人材の確保等についての検討を行う。

2) 関係機関との連携を強化し円滑な保存・活用・整備の推進

- ①保存・活用・整備の方向性や手法等を検討し推進していくため、専門家や有識者等による『史跡米子城跡整備検討委員会』を継続設置する。

3) 市民との連携を強化し円滑な保存・活用の推進

- ①市民や地元自治会、NPO団体、観光団体等の関係者と連携・協働し、保存活用や様々な媒体を駆使しての情報発信を効果的、継続的に行う。
- ②効率的、継続的な活動支援のため、市民や地元自治会、NPO団体、観光団体等の関係者の組織化を検討する。

第8章 事業計画

第1節 整備計画

史跡米子城跡に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。このような重要かつ大規模な史跡整備は、技術的にも財政的にも短期間で完結できるものではなく、今後の調査研究の進展状況や史跡追加指定の進捗状況及びそれに伴う整備内容の修正や追加等に柔軟に対応していく必要があり、整備の理念と方針のもと長期的に取組む事業となる。

実施時期について、短期に着手すべき施策については整備事業開始後概ね5年以内、中期的に取組む施策については6～10年、長期的な展望の下に実施を検討すべき施策については11年～15年を想定している。さらに、歴史的建造物の復元については、調査研究の進捗や設置する場所の保存状況や修復状況によっては、長期間の事業期間が必要となることも想定される。石垣の修復等についても、状況によっては当初の計画と大きく異なることが生じることを念頭に入れておくことが必要である。そのほか、調査研究等を進めていく中で新たな検討課題が生じてくることも考えられるため、必要に応じ、柔軟に継続的に取組んでいく場合があることも想定しておく必要がある。

また、今後、事業の必要性や緊急性等について隨時検証し、社会情勢や財政状況等も考慮しながら整備を推進していくこととなる。

箇所ごとの整備の実施にあたっては、本計画において定めた整備内容について、必要に応じて基本設計やこれに基づく実施設計への段階を経て、発掘調査や史資料調査等の調査研究の成果を踏まえながら、遺構の保全や景観との整合を図りつつ、保存整備及び活用整備について、より具体的に、かつ精度の高い詳細な整備内容としてまとめていくこととなる。

特に歴史的建造物の復元整備にあたっては、現段階で十分な情報が得られておらず、今後実施する史資料調査や発掘調査等による調査研究の成果や工法等の研究、財源確保の課題等を整理した上で、総合的視点から判断することになる。

なお、危険木の伐採については、緊急性が高いため、史跡米子城跡保存活用計画（平成29年3月策定）で示した方向性に基づき平成29年度から取組んでいる。

1 短期整備計画

短期整備計画を平成31（2019）年度～平成35（2023）年度の5箇年の期間として設定する。

短期整備計画では、現在の国史跡指定地を中心に整備を実施する。さらに、史跡の追加指定（湊山球場敷地（三の丸）、出山、深浦郭）に取組む。

（1）調査研究

- ・米子城跡の実態解明と今後の整備事業の進捗を図るための遺構確認調査（発掘調査）や史資料調査等の調査研究を進める。
- ・将来的な歴史的建造物の復元整備に向けた可能性を探る史資料調査や遺構確認調査（発掘調査）等の調査研究を行う。
- ・本丸の発掘調査を実施し、全体像の解明に努める。
- ・水手御門下郭及び八幡台郭の詳細な遺構確認調査（発掘調査）を行い、保存整備に向けた

資料収集を行う。

- ・二の丸高石垣の石垣上部の発掘調査を行い、土壙や裏込めの状況を把握するとともに、石垣下部の発掘調査を行い、石垣規模の確定及び根石の状況確認を行う。
- ・枡形の石垣上部の発掘調査を行い、裏込め等の状況を把握し、修復、積み直し等に係る資料を得る。
- ・文書や絵図等から石垣修理履歴を調査し、石垣の歴史的位置付けを行う。

(2) 保存整備

- ・米子城跡の本質的価値の最重要的ものである石垣については、史跡指定地全体を対象として、石垣カルテ作成、三次元測量及び石垣変位調査等の総合的な石垣調査を実施する。基礎データの収集、解析を行い、危険度と緊急度の高い箇所について優先順位を把握し、修復、積み直し等の保護計画を策定する。なお、検討にあたっては、「歴史の証拠」としての石垣の持つ本質的価値は、積み直すことにより失われてしまうことになるため、米子城オリジナルの石垣を損なう部分を最小限とすることに留意する必要がある。
- ・現況で孕み出しが視認される枡形については、石垣修復の実施設計を行う。
- ・石垣等の遺構の保存や来訪者及び近隣施設等に悪影響を与えていた樹木は、伐採や剪定等適切な管理を行う。
- ・登り石垣及び堅堀の修復整備に向けた保存方法の検討を行う。
- ・登り石垣や水手御門下郭、八幡台郭については、覆土等による保存を行う。
- ・地盤調査等により、地盤の強度や崩落危険箇所等を把握し、対策の必要な箇所については保護計画を策定し、優先順位を勘案し整備に着手する。
- ・湊山球場敷地（三の丸）、出山、深浦郭について、史跡の追加指定に取組む。
- ・市指定文化財小原家長屋門については、屋根の応急処置を引き続き行う。

(3) 活用整備

- ・登城路等園路の補修、安全性の確保等再整備を行う。
- ・サイン類、ベンチ等の整備を実施する。
- ・天守周辺での電源確保を行う。
- ・遺構の可視性の復元と維持等、適切な樹木管理を実施し、石垣等の遺構が市街地等から視認できるようにするとともに、米子城跡各所からの眺望の確保を行う。

(4) 公開・活用計画

- ・調査研究の成果については、刊行物等による公開を行い、シンポジウムやフォーラム、講演会、ガイドウォーク等を適宜開催し、情報発信する。
- ・パンフレットやガイドブック等を隨時作成し、配布する。また、インバウンドを意識したパンフレット等を作成し、配布する。
- ・発掘調査現場の現地説明会を適宜開催する。現場の公開については可能な限り対応し、来訪者の関心を高める。
- ・バス停留所の名称に「米子城跡」を加え、車内案内放送に「米子城跡」を盛り込む等公共交通機関の協力を得て米子城跡の周知を推進する。
- ・ライトアップの通年実施を検討する。

(5) その他

- ・整備事業の実施にあたっては、「史跡米子城跡整備検討委員会」の中に城郭研究者及び考古学研究者を中心とした専門部会等を設置し、指導助言を得ながら行うこととする。
- ・整備事業実施の基礎となる調査研究や資料収集、公開活用を継続的に実施するため、人員の確保及び体制を整える。
- ・整備計画は、調査研究の成果で大きく変わる可能性があり、短期事業計画期間中に適宜、整備基本計画の見直し及び事業の修正を行う。
- ・史跡追加指定の進捗状況を勘案し、適宜、事業計画の見直しを行う。

2 中期整備計画

中期整備計画を平成 36 (2024) 年度～平成 40 (2028) 年度の 5 箇年の期間として設定する。

中期整備計画では、現在の史跡指定地の整備に加え、史跡の追加指定（湊山球場敷地、出山、深浦郭）が実施された場合は当該地の整備も行うこと目標とする。

(1) 調査研究

- ・調査研究に継続して取組む。
- ・将来的な歴史的建造物の復元整備に向けた可能性を探るため、史資料調査や発掘調査等の調査研究を引き続き行う。

(2) 保存整備

- ・石垣については、継続して石垣変位調査等を行い、基礎データの収集や解析を行うとともに、危険度と緊急性の高い箇所について修復、積み直し等の整備を行う。
- ・石垣等遺構に悪影響を与えていた樹木の伐採等適切な管理を行う。
- ・登り石垣及び堅堀の整備を行い、一般公開を行う。
- ・水手御門下郭や八幡台郭については、遺構修復工事を行う。
- ・孕み出しの進んでいる枡形や二の丸、内膳丸の石垣の修復や積み直し等を行う。
- ・本丸周辺の石垣修復の実施設計を行い、修復に着手する。
- ・二の丸御殿や表中御門、裏中御門の発掘調査を実施したうえで、整備方法を検討し、整備工事に着手する。
- ・崩落危険箇所について危険度の高い箇所から崩落防止工事を行う。
- ・市指定文化財小原家長屋門については、整備方針を決定し、整備工事を行う。

(3) 活用整備

- ・眺望を阻害している樹木の伐採等適切な管理を引き続き行う。
- ・史跡の追加指定に伴い、三の丸の整備（野球スタンド撤去、トイレ、サイン類等便益施設設置、内堀の表出、米蔵等の遺構表示）を行う。
- ・史跡の追加指定に伴い、深浦郭の整備（トイレ、サイン類等便益施設の設置、御番所、御船小屋等の遺構表示）を行う。
- ・史跡の追加指定に伴い、出山へのサイン類の設置、危険木の伐採等を行う。
- ・短期事業計画に基づき実施した調査研究の成果により、城跡内に存在した土塙及び門等歴史的建造物の遺構の位置や構造、素材料等が明らかになった場合には、重要度及び効果を

再検討した上で事業計画を見直し、復元整備を検討する。

- ・ガイダンス施設の設置場所や整備内容、整備方法を決定し、施設整備を行う。
- ・二の丸テニスコート横の老朽化したトイレについては、改修を行う。

(4) 公開・活用計画

- ・調査研究の成果については、可能な限り刊行物等による公開を行うとともに、シンポジウムやフォーラム、講演会、ガイドウォーク等を適宜開催し、情報発信する。
- ・パンフレットやガイドブック等については、できるだけ速やかに最新情報を盛り込む等、常に改訂を検討しながら、継続的に作成、配布する。
- ・発掘調査現場の現地説明会を適宜開催する。現場の公開については可能な限り対応し、来訪者の関心を高める。

(5) その他

- ・整備事業の実施にあたっては、現行の「史跡米子城跡整備検討委員会」の指導助言を得ながら事業遂行を図る。
- ・整備計画は、調査研究の成果で大きく変わる可能性があり、中期事業計画期間中に適宜、整備基本計画の見直し及び事業の修正を行う。

3 長期整備計画

長期整備計画を平成41年度(2029)～平成45年度(2033)の5箇年の期間として設定する。

短期、中期整備計画期間内では対応の難しい整備を行い、米子城跡の価値を高めていく。

(1) 調査研究

- ・調査研究に継続して取組む。
- ・歴史的建造物の復元整備に向けた可能性を探るため、史資料調査や発掘調査等の調査研究を引き続き行う。

(2) 保存整備

- ・石垣については、継続して石垣変位調査等を行い、基礎データの収集や解析を行うとともに、危険度と緊急度の高い箇所について修復、積み直しを行う。
- ・石垣等遺構に悪影響を与えている樹木の伐採等適正な管理を行う。
- ・崩落危険箇所の整備を引き続き実施する。
- ・史跡の追加指定に伴う三の丸や深浦郭、出山の整備工事を行う。
- ・飯山（采女丸）について、史跡の追加指定の検討を行うのとあわせて石垣調査等を行う。

(3) 活用整備

- ・歴史的建造物の復元整備については、資料の整ったものについて重要性を勘案し、検討を進める。
- ・天守や内膳丸の東屋の改修を行う。

(4) 公開・活用計画

- ・調査研究の成果については、可能な限り刊行物等による公開を行うとともに、シンポジウムやフォーラム、講演会、ガイドウォーク等を適宜開催し、情報発信する。
- ・パンフレットやガイドブック等については、最新情報の盛り込みと、常に改訂の検討を行

い、継続して作成し、配布する。

4 事業費の想定

整備事業計画は、現時点における、15年程度の期間において史跡米子城跡の保存及び利活用に資するための基本的な調査、整備の進め方を年度ごとの計画としてまとめたものである。これを一覧にしたものが次項の「史跡米子城跡整備事業スケジュール」である。

事業費については、15年間の全体事業費が12億5千万円程度（うち市費負担分が5億円程度）、このうち短期的整備に係るものが5億5千万円程度（うち市費負担分が2億円程度）、中・長期の整備に係るものが7億円程度（うち市費負担分が3億円程度）と想定される。

当初5年間の短期的整備事業費は、園路の整備やサイン類の整備等の史跡公園としての基本的な整備に係るもののか、危険木、支障木等の樹木の伐採に係る経費2億円程度（うち市費負担分が7千万円程度）、石垣や地盤等の調査に係る経費8千万円程度（うち市費負担分が5千万円程度）等を含むものである。

樹木の伐採については、並行して進めていく発掘調査や地盤調査の成果等に伴って伐採範囲や伐採量に影響が及ぶ可能性があるため、事業費の変動が生じることも想定しなければならない。

また、国史跡に追加指定された場合、民有地の公有化に係る経費（土地取得及び物件補償等に係る経費）が発生することも想定されるが、これらの額については、取得する時点において、不動産鑑定等に基づき算定した額を事業費として計上することとなる。

中・長期の整備に係る事業費については、短期的整備の進捗状況を踏まえての基本的な整備工事のほか、地盤調査、石垣調査の成果等に伴って、現時点での想定額には含まれていない、地盤の弱い箇所の崩落防止対策や修復等を含む石垣整備等の追加工事に係る事業費がさらに加わることも想定される。

上述したように、個々の整備案件については、整備事業全体が進展していくにしたがって様々な検討課題が生じてくることも考慮する必要があることから、整備事業の進捗状況や地盤調査、石垣調査、発掘調査等の成果を踏まえ、年度ごとに、事業規模、内容、事業費等を精査し、検討していくかなければならないものである。

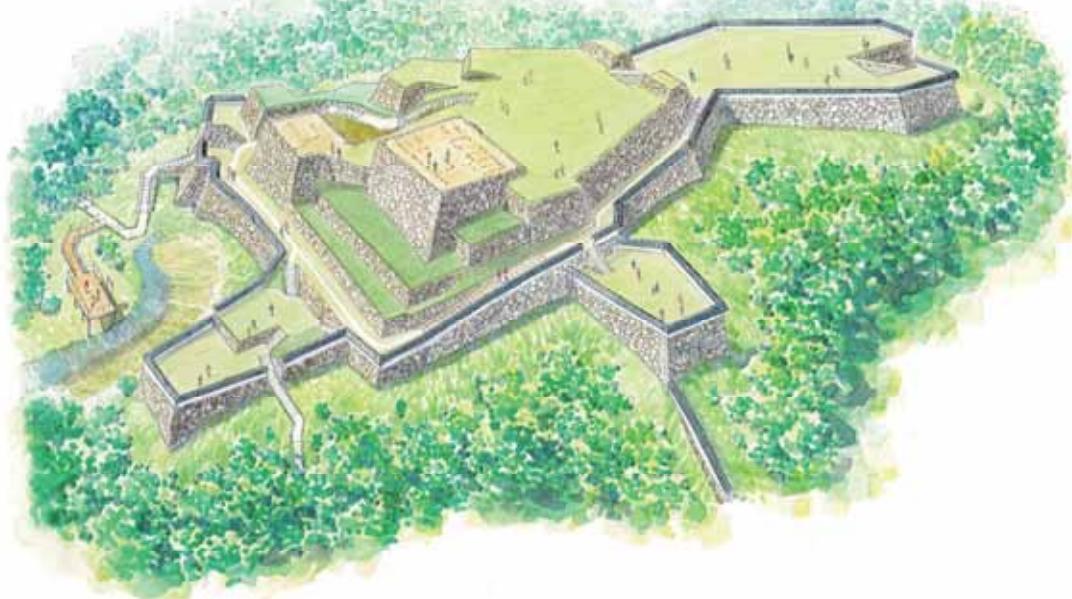
史跡米子城跡 整備事業スケジュール

地区		短期					中期					長期					備考	
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	11年次	12年次	13年次	14年次	15年次		
史跡指定地内	全体	- 石垣変位調査	- 三次元測量 - 石垣カルテ作成		- 調査結果解析	- 整形実施設計	- 整形修復	- 整形修復	- 内堀丸実施設計	- 内堀丸修復							・飯山調査→	
		- 地盤調査	- 保護計画策定	- 整備工事		- 二の丸実施設計	- 二の丸修復		- 本丸実施設計	- 本丸修復							・飯山調査→	
		- 実施設計	- 設置工事														→	
		- 実施設計	- 整備工事														→	
		- 危険木伐採 (木丸、お大 庭前)	- 危険木伐採 (木丸、二の丸)	- 危険木伐採 (内堀丸)	- 樹木剪定、伐採												→	
	内郭①ゾーン	- 免振調査	- 史料調査	- サイン設置	- サイン設置	- 報告書作成	- 免振調査	- 本丸石垣修復 実施設計	- 石垣修復	- 報告書作成 実施設計	- 土壁復元検討	- 土壁復元実施設計	- 土壁復元設置	- 土壁復元検討	- 四重櫓復元検討			
		- 水路門下部	- 史料調査	- 保護工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)								
		- 免振調査	- 史料調査	- 保護工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)								
		- 金リ石垣	- 免振調査	- 保護工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)			
		山腹	- 免振調査	- 史料調査	- 保護工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)			
	内郭②ゾーン	山腹	- 免振調査	- 史料調査	- 保護工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)	- 整備工事 (底土)			
		内郭丸		- サイン設置	- 危険木伐採 - ベンチ設置		- 史料調査	- 報告書作成	- 石垣修復	- 石垣修復	- 土壁復元検討	- 土壁復元実施設計	- 土壁復元設置	- 東屋改修				
		御殿		- サイン設置		- 史料調査	- 免振調査	- 整備工事検討	- 整備実施設計	- 整備工事	- 整備工事							
		東中御門		- 石垣調査	- 危険木伐採	- サイン設置	- 免振調査	- 報告書作成	- 実施設計	- 整備工事								
		西中御門		- サイン設置		- 免振調査	- 報告書作成	- 実施設計	- 整備工事									
	内郭③ゾーン	高石垣廻廊		- 危険木伐採	- サイン設置	- 免振調査	- 報告書作成	- 石垣修復実施設計	- 石垣修復		- 土壁復元検討	- 土壁復元実施設計	- 土壁復元設置					
		構形		- 史料調査	- サイン設置	- 免振調査	- 報告書作成	- 石垣修復実施設計	- 石垣修復	- 石垣修復								
		小窓扇廻廊		- 産業シート支設	- サイン設置	- 史料調査	- 詳細調査	- 移設方法検討	- 移設実施設計	- 移設工事								
		三の丸	- 追加指定手続	- 史料調査		- 詳細免振調査		- 整備基本設計	- 整備実施設計	- 整備工事								
		東丸	- 追加指定手続	- 史料調査		- 詳細免振調査	- 危険木伐採	- 詳細免振調査	- 整備基本設計	- 整備実施設計	- 整備工事							
史跡指定地外	内郭④ゾーン	出山	- 追加指定手続	- 史料調査		- 詳細免振調査		- 危険木伐採	- 詳細免振調査	- 整備基本設計	- 整備実施設計	- 整備工事						
		鹿山(新丸)		- 自然環境調査	- 树木調査	- 植生調査										・史資料調査→ ・追加指定検討→		
	内郭⑤ゾーン	全体	- 史料調査															
		その他	ガイダンス施設					- 整備方針決定	- 整備実施設計	- 整備工事								
概算事業費(千円)		1,247,000	33,000	112,000	111,000	165,000	115,000	505,000				206,000						
うち市費(千円)		816,500	11,500	63,000	38,500	56,000	38,500	238,000				71,000						

第2節 完成予想図

史跡米子城跡整備の長期整備計画の全体的な整備イメージと特徴的な遺構である登り石垣及び豊堀の整備イメージを次に示す。

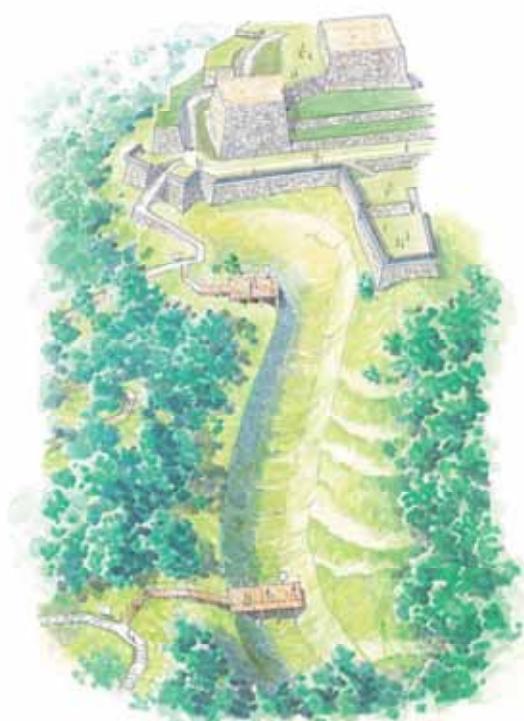




史跡米子城跡整備イメージ 3(本丸)



史跡米子城跡整備イメージ 4(登り石垣)



史跡米子城跡整備イメージ 5(豎堀)

〈参考文献〉

- ・小原貴樹編 1978『尾高城址－鳥取県米子市尾高城址発掘調査報告－』尾高城址発掘調査団 米子市教育委員会
- ・田中精夫ほか 1988『鳥取県埋蔵文化財シリーズ3 旧石器・縄文時代の鳥取県』鳥取県埋蔵文化財センター
- ・国田俊雄ほか 1997『新修米子市史』第12巻 資料編 絵図・地図 米子市
- ・中村保 1997『因幡・伯耆の町と街道』富士書店
- ・野田久男ほか 1987『鳥取県埋蔵文化財シリーズ1 鳥取県の古墳』鳥取県埋蔵文化財センター
- ・野田久男ほか 1987『鳥取県埋蔵文化財シリーズ2 弥生時代の鳥取県』鳥取県埋蔵文化財センター
- ・中原斉ほか 1999『新修米子市史』第3巻資料編 考古・原始・古代・中世 米子市
- ・新宮市教育委員会 2001『新宮城跡の歴史と発掘調査－その保存整備と活用のために－』和歌山県新宮市
- ・大村雅夫ほか 2003『新修米子市史』第1巻 通史編 原始・古代・中世 米子市
- ・文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡等整備のてびき - 保存と活用のために - 』同成社
- ・史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会 2006『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画報告書』鳥取市
- ・史跡鳥取城跡保存整備実施計画検討委員会 2007『史跡鳥取城跡保存整備実施計画報告書』鳥取市
- ・大村雅夫 2010「米子平野の考古学史」『新修米子市史』第15巻資料編考古補遺 米子市
- ・鳥取県教育委員会事務局文化財課 2010『国史跡 青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画』鳥取県教育委員会
- ・大村雅夫 2012『米子平野の考古学資料 II 米子市域の発掘史』財団法人 米子市教育文化事業団
- ・岐阜市・岐阜市教育委員会 2013『史跡岐阜城跡 整備基本構想 - 概要版 - 』岐阜市
- ・大村雅夫 2014『米子平野の考古学資料 VI 米子平野の考古学の現在』一般財団法人 米子市文化財団
- ・奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・景観研究室 2014『計画の意義と方法～計画は何のために策定し、どのように実施するのか？～平成25年度 遺跡整備・景観合同研究集会 報告書』奈良文化財研究所
- ・文化庁文化財部記念物課監修 2015『石垣整備のてびき』同成社
- ・文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』文化庁文化財部記念物課
- ・滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 2016『特別史跡安土城跡保存管理計画書』滋賀県教育委員会
- ・安来市教育委員会 2016『史跡富田城跡整備基本計画』安来市教育委員会
- ・文化庁文化財部記念物課史跡部門・整備部門 2016「歴史的建造物の復元と復元検討委員会の役割」『月刊文化財』628号
- ・岡崎市教育委員会社会教育課 2017『岡崎城跡整備基本計画－平成28年度改訂版－』愛知県岡崎市
- ・文化庁・石川県・石川県教育委員会 2017『第14回全国城跡等石垣整備調査研究会』基調講演・報告資料
- ・朝来市教育委員会 2018『史跡竹田城跡整備基本計画』朝来市教育委員会
- ・米子市 1997 『新修米子市史』第12巻 資料編 絵図・地図
- ・乗岡 実 2015「松江城の屋根瓦 - 山陰で活躍した瓦工人と城郭整備 - 」『松江市歴史草書』8 松江市
- ・北野博司 2016「城郭の石垣修理における補強のあり方」『遺跡学研究』13 日本遺跡学会
- ・加藤理文 2017「豊臣大名がやってきた！～大きく変わる城の姿～」『石垣で魅せる山陰三城跡シンポジウム』米子市
- ・鳥取県米子市教育委員会 2017『史跡米子城跡保存活用計画書』鳥取県米子市
- ・濱野浩美 2018『国指定史跡米子城跡 - 八幡台、水手御門下郭の確認調査-』国指定史跡米子城跡調査報告書1 鳥取県米子市教育委員会
- ・濱野浩美 2018『国指定史跡米子城跡2 - 雪害対策事業-』国指定史跡米子城跡調査報告書2 鳥取県米子市教育委員会
- ・中井均編 2018『伯耆米子城』ハーベスト出版
- ・文化庁・白河市・白河市教育委員会 2018『第15回全国城跡等石垣整備調査研究会』基調講演・報告資料

附編 関係資料



鉄門跡から出雲街道方面を望む

資料1 文化財保護に係る関連法令

文化財保護法 (抜粋)

(昭和25年5月30日法律第214号)
最終改正:平成30年6月8日法律第42号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのもと一体をしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
 - 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
 - 六 周囲の環境と一体をして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)
- 2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十二条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定(第一百九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第一百六十五条並びに第一百七十二条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、

特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第五款 調査

(保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に關し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
 - 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
 - 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盜み取られる虞のあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に當る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対するは、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見を

したときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第一百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員

会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじ

め、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念

物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
4 第一項の規定による処分には、第一百十一条第一項の規定を準用する。
5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付けられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の处分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該处分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該处分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第一百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第一百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、

第一百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいづれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第一百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第十二章 條則

第一節 聽聞、意見の聴取及び審査請求

(聴聞の特例)

第百五十四条 文化庁長官（第八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教

育委員会。次項及び次条において同じ。)は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 一 第四十五条第一項又は第百二十八条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの
 - 二 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の中止命令
 - 三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令
 - 四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長
 - 五 第百二十五条第七項(第百二十八条第三項で準用する場合を含む。)の規定による原状回復の命令
- 2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項(第百二十五条第三項で準用する場合を含む。)若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(意見の聴取)

第百五十五条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 一 第三十八条第一項又は第百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行
 - 二 第五十五条第一項又は第百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行
- 2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第百五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為

又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から三十日以内に、審査請求人及び参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員(同法第十一一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。)が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。)が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

- 一 第四十三条第一項又は第百二十五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可
 - 二 第百十三条第一項(第百三十三条で準用する場合を含む。)の規定による管理団体の指定
- 2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。)に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで(同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を準用する。

(参加)

第百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決前の協議等)

第百五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決(却下の裁決を除く。)は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

- 2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

(手続)

第百六十条 第百五十六条から前条まで及び行政不服審

査法に定めるもののほか、審査請求に関する手続は、文部科学省令で定める。

第一百六十一条 削除

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第一百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第一百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第一百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間ににおいて所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第一百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第二百九条第三項（第二百十一条第三項及び第二百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第二百三十四条第二項（第二百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第二百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第一百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第一百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）及び第二百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第二百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第二百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をることができる。

第一百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更

- し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。
- 第百六十九条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。
- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
 - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。
- 第百七十条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。
- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の

勧告に応じないとき。

- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第百七十二条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によって生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

第百七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修

理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百六条第一項及び第百十七条の規定を準用する。

- 第百七十五条** 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。
- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第百七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第百七十七条 第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理されることが適當であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

- 第百七十八条** 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。
- 2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 3 国の所有又は占有に属する記念物について第百三十二条第一項の規定による登録をし、又は第百三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第百三十二条第二項で準用する第百九条第三項又は第百三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する

各省各庁の長に対して行うものとする。

第百七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。
 - 二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - 四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。
 - 六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。
- 3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第百十五条第二項の規定を準用する。
- 4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更には、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。
- 5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第百八十一条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第百八十二条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五

項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

- 2 国の所有に属する登録記念物については、第百三十三条で準用する第百十三条から第百十八条までの規定は、適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を行ふために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととができる。

- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第一百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第一百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

- 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地

方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に對してするものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条（第八十五条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任すべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第百七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盜難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三条第一項又は第百七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を經由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又

は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十二条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、隨時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

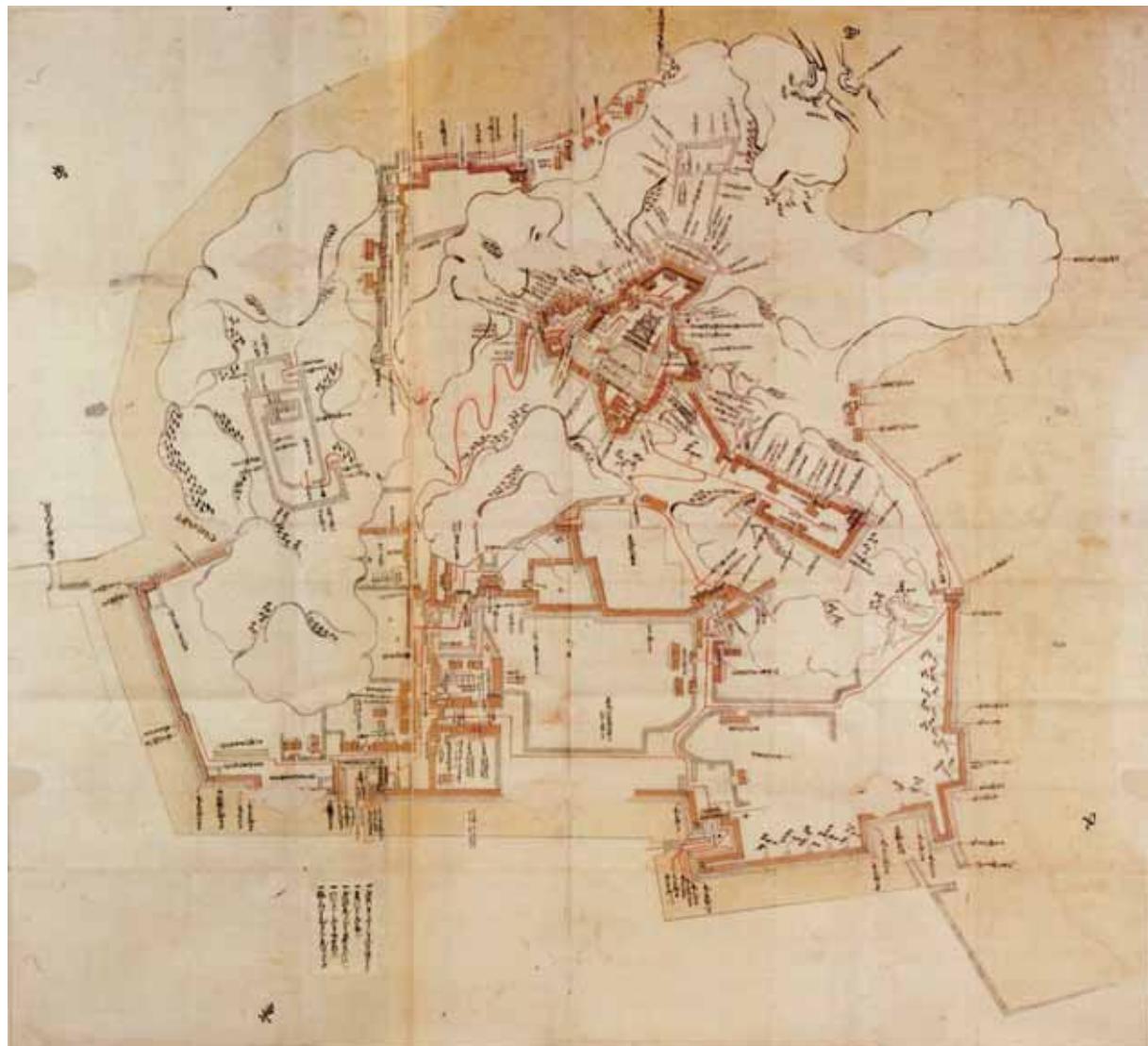
(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

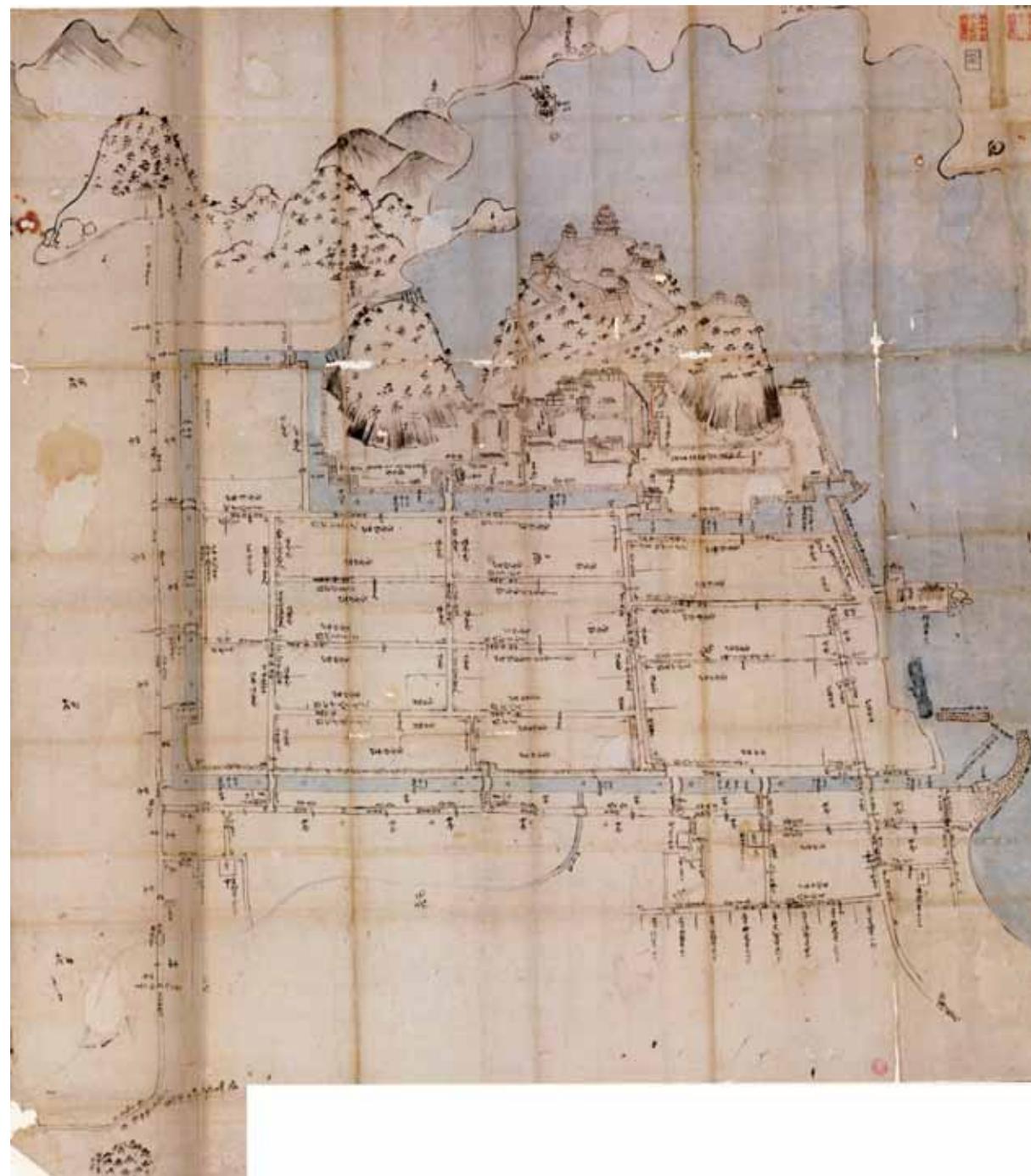
資料2 米子城絵図



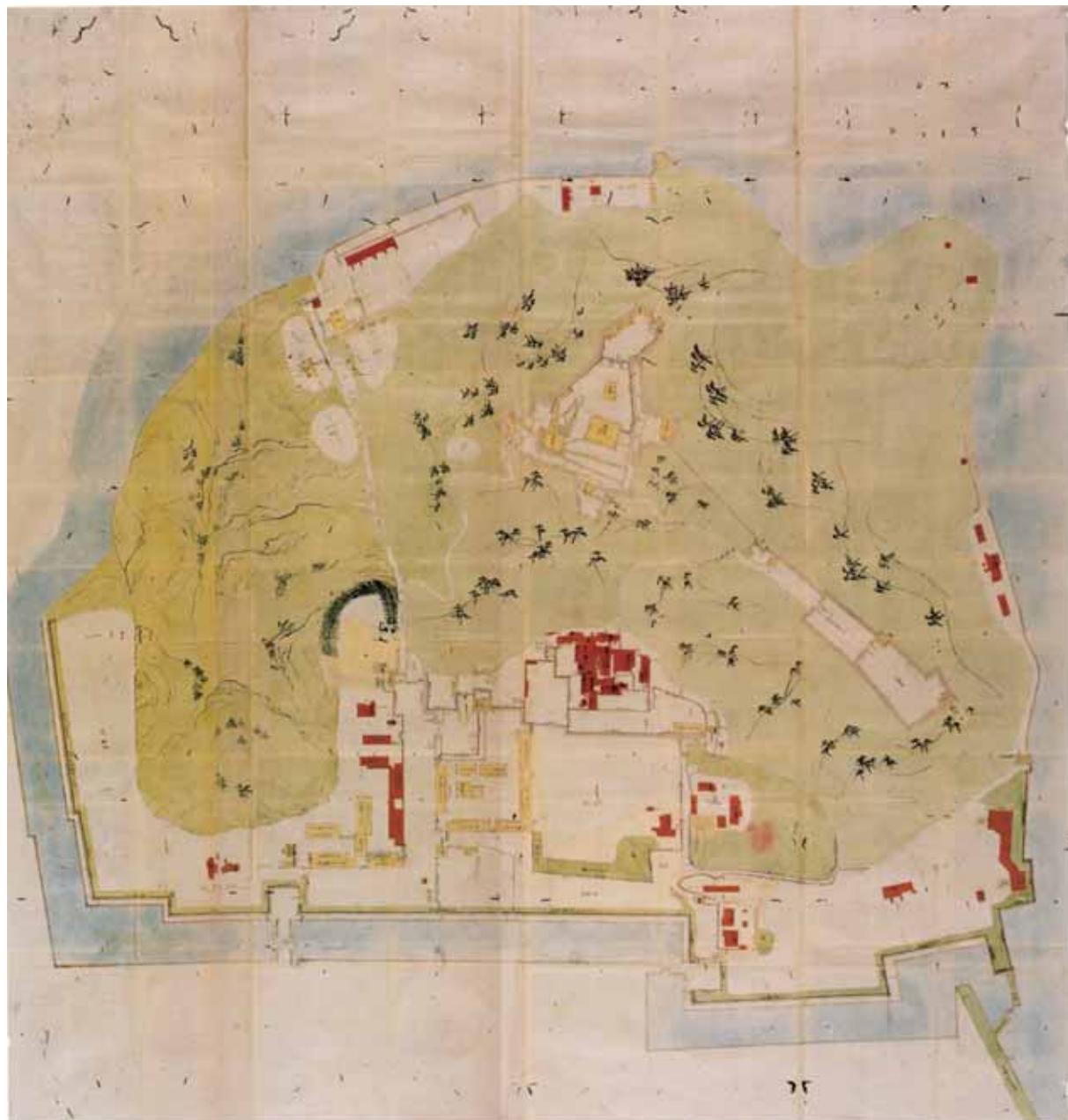
米子城修復願図（元禄3年(1690)3月11日）



米子御城明細図（元文4年（1739））



米子城下古絵図（江戸前期）



米子御城平面図（江戸末期）

資料3 米子市指定有形文化財（建造物）旧小原家長屋門について

(2018年9月20日現地確認レポート) 株式会社都市景観設計

1 建造物の概要

(1) 概要

旧小原家長屋門は、米子市内に現存する唯一の武家屋敷の表門長屋の遺構である。市内西町の小原家(米子荒尾家の家臣で禄高120石取))の長屋門として、小原家7代乙五郎が文化7年(1810)頃に建築するが、分不相応として閉門され、文政2年(1819)8代秀蔵の時、閉門が解除される。昭和28年(1953)、13代小原尚作氏から米子市に寄贈され現在地(米子城二の丸跡の南東側)に移築し、市立山陰歴史館として昭和59年(1984)まで利用してきた。昭和52年(1977)4月1日、米子市文化財保護条例に基づき、有形文化財(建造物)に指定されている。

・規模、構造形式

規模	桁行	20.38m
	梁間	4.16m
	面積	84.78 m ² (一部中二階 34.0 m ²)

構造形式 木造平屋建て(一部中二階)、入母屋造、桟瓦葺(赤瓦、鬼瓦は燻系、石棟)

正面向かって大扉の右側に1室、左側に3室あって、一部中二階。切込矧ぎ石積基礎、大扉は両開き板戸、脇戸は大扉の左脇に設けられ、片開き板戸、外壁白漆喰塗腰さら桟下見板張り、軒出桁

・修理記録

年代	修理等の内容	備考
昭和28年(1953)	移築・改修	
昭和52年(1977)	屋根改修工事	4月28日～6月12日 工事費 1,770,000円
昭和60年(1985)	屋根修繕工事 ・棟葺替 ・棟石据え直し ・平瓦ツキ上げ	3月23日～3月30日 工事費 280,000円
昭和60年(1985)	旧小原門保存修理 に伴う調査業務委託	委託先：(財)文化財建造物保存技術協会 調査委託料：100,000円
昭和61年(1986)	自動火災報知機設置	3月27日認可 工事費：300,000円
平成2年(1990)	屋根及び樋の清掃	工事費 77,250円
平成5年(1993)	壁等応急修理	



西町小原家長屋門（昭和 20 年代撮影）
（『米子市史第 13 卷』 資料編写真より）

旧小原長屋門の古写真（昭和 20 年代撮影）（『史跡米子城跡 保存活用計画書』所収）



現在の旧小原長屋門（平成 30 年 9 月 20 日撮影）

（2）保存状況

・基礎

基礎石の保存状態は概ね良好、鏡柱筋の礎石等も特に目立つ破損がない。



・軸部

約40本柱のうち、25本古い柱と15本中古柱からなるが、破損は目立たない。



・屋根

雨漏りが著しいため屋根全体がシートで覆われており、屋根瓦の破損状況は確認できないが、南隅の大破状況は屋内外で目視できる。



大破した南隅

・小屋組

小屋梁の部材は新旧混じりで、垂木以上は中古材がほとんど。保存状況は概ねよい。



登り梁と二段組み梁が混在する



屋根野地（中古）の詳細

・軒廻り

軒出桁、腕木はほとんど中古材で移築当初の取替であろう。部分的な破損がみられる。



出桁と腕木（中古）の詳細



屋内よりみる南隅の破損状況

・壁

漆喰の剥がれや汚損みられるが、保存状況は良好。



下部漆喰塗壁の汚損状況



漆喰壁のひび割れと剥がれ状況

・床

床の位置が低く転ばし根太の腐れ等による床組の破損が著しい。



床板の破損状況



転ばし根太（大引）の腐朽状況

・建具

全般的に経年劣化や破損がみられる。



建具の破損状況（北室出入口の引き戸）



建具の破損状況（南室出入口の引き戸）

（3）建物の特色とその文化財的価値

現存する旧小原家表門長屋は、正面向かって右寄りに戸口を設け、平面形式は一種の典型的な長屋門といえる。移築に伴い、旧来の増築部を切り離して往時の形式・規模を取り戻したところも評価できよう。また、大扉の門扉およびその周りの軸部はすべて上質な檜材で構成し、豪壮さを演出する一方、その他の部分は大壁に塗り込むためかほとんど杉材である（移築時の取替柱は檜材）。外観において基礎の切込矧ぎ石積みは見事である。また、規模に対して建ちが高いのが特色ともいえよう。

このように、旧小原家表門長屋は移築によって、立地条件が相異するが、江戸後期（文化文政年間）に建てられ、昭和中期移築時は規模・形式を建設当初に復し、主要な部分の柱等の部材は当初材のまま残っており、また地元の石材を重宝した基礎の切込矧ぎ石積み等、歴史性とともに質の良い建物造りを示したもので、高い歴史的文化財的価値が確認できた。

2 整備にあたっての諸課題

（1）破損状態の把握

上述した現状の保存状況についての記録は短い時間での観察によるもので、今後、建物の修理に伴い、屋根瓦や野地、床組等の部分的な解体調査が可能になり、その際、建物の詳細な破損調査を通して破損状態の把握を行うことが望ましい。

（2）歴史的調査

同様に、部分的な解体調査が可能であれば、建物に残る各種の痕跡や材料の新旧等は判明でき、建物の歴史的変遷をたどることもできるので、工事前後の歴史的調査の実施が望ましい。

（3）利活用の方向性

米子城跡の保存活用計画に従い、より深化した個別の建造物の利活用の方向性を検討することが望ましい。

3 今後の進め方

旧小原家表門長屋は、将来適地を得て移築に伴う根本修理することが理想である。しかし、現時点では暫定整備として建物の保存に必要な修理を行う必要がある。

（1）暫定整備としての破損箇所の修復

主として下記の箇所の修復が早急に行うことが必要である。

- ・屋根瓦の葺替え
- ・屋根野地の修理
- ・小屋組みの補強
- ・床組木部の修理
- ・開口部建具補修
- ・内外漆喰壁補修

（2）暫定整備としての周辺整備

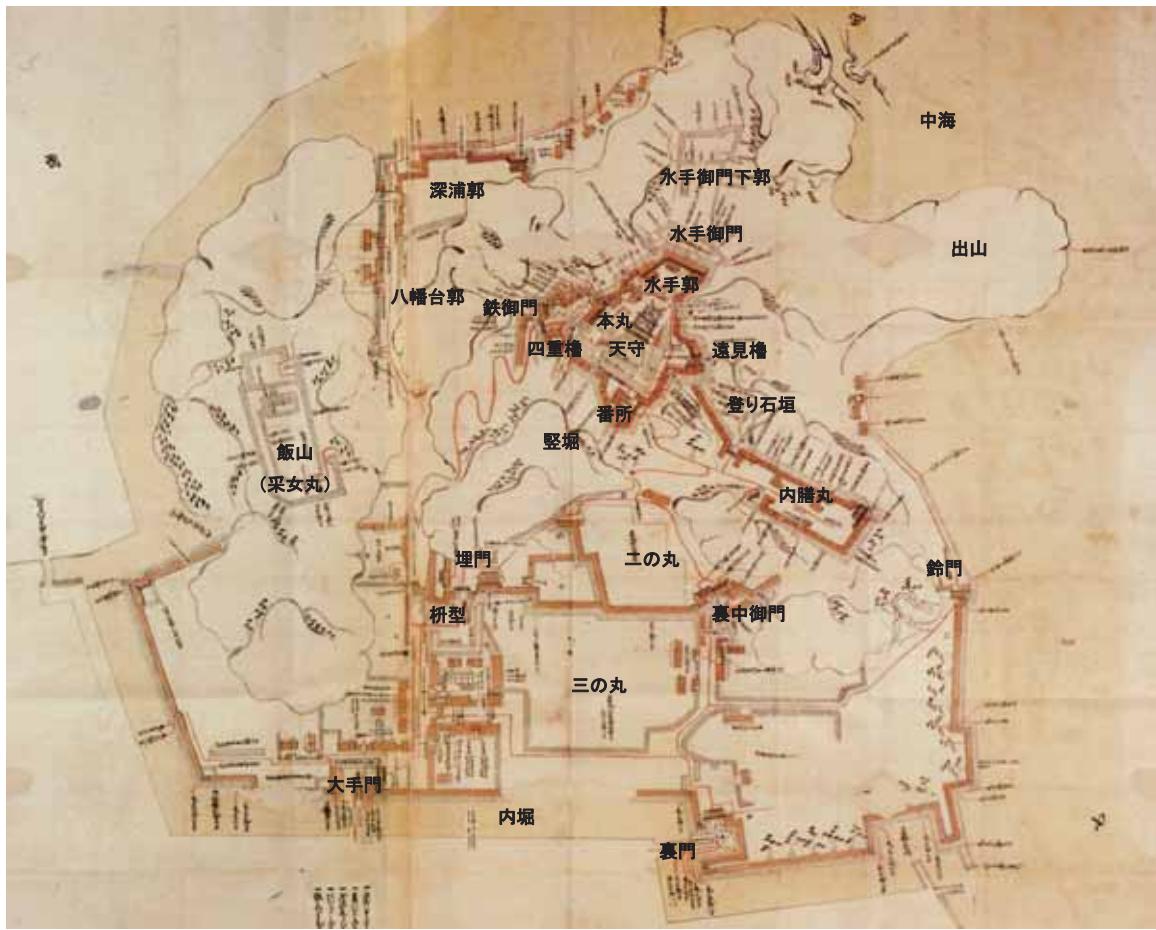
建物の良好な保存環境を提供するための周辺の地盤の排水状況の改善とともに、雨水や積雪による建物の損傷を最小限に抑えるための整備を行う必要がある。

資料 4 米子城鳥瞰図（推定復元）



米子城鳥瞰図（推定復元：監修 加藤理文、イラストレーション 香川元太郎）

資料5 米子城の構造



「米子御城明細図」(元文4(1739)年)に加筆



平成27(2015)年度測量図に加筆

史跡米子城跡 整備基本計画

平成 31 年(2019)3 月

編集・発行 烏取県米子市

〒683-8686 烏取県米子市東町 161 番地 2

TEL 0859-23-5438

FAX 0895-23-5414

Email:bunka@city.yonago.lg.jp

※本書に掲載の写真及び図面は無断転載を禁止します。